

交付図書の訂正について

令和7年9月5日付けで入札公告を行った「常磐自動車道 浪江地区舗装工事」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、当社ホームページ掲載の交付図書についても、同日付で訂正したものに改めておりますので、再度交付図書をご確認ください。

令和7年10月30日

契約責任者

東日本高速道路株式会社

東北支社長 梅木 秀郎

【訂正内容】

- ・金抜設計書
- ・数量明細表
- ・特記仕様書
- ・設計図

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

常磐自動車道
浪江地区舗装工事

交 付 図 書 正 誤 表

令和7年10月

東日本高速道路株式会社 東北支社
いわき工事事務所

対象		単価表						備考	
金抜設計書(1)		部						正	
番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要		
61	15 - (5)	立入防止柵 一般型非構造地用	50	m					
62	15 - (7)	眩光防止施設工 眩光防止板 Type A i	561	基					
63	15 - (7)	眩光防止施設工 眩光防止板 Type C i	27	基					
64	15 - (7)	眩光防止施設工 眩光防止板 Type G i	42	基					
65	15 - (9)	落下物防止柵	10	m					
66	15 - (10)	防護柵撤去設置工 ガーリレール A種	1,772	m					
67	15 - (10)	防護柵撤去設置工 中央分離帯開口部防護柵 A (Y)	168	m					
68	15 - (15)	眩光防止施設去設置工 眩光防止板 A (Y)	42	基					
69	15 - (17)	落下物防止柵撤去設置工 A	168	m					
70	16 - (3)	基礎 ^{（C）} 鋼管 ^{（C）} 、(φ216, 3, t=5, 8mm)	3	m					
71	16 - (3)	基礎 ^{（C）} 鋼管 ^{（C）} 、(φ508, 0, t=9, 5mm)	9	m					
72	16 - (4)	標識柱 A 1	2	基					
単価表									
番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要		
61	15 - (5)	立入防止柵 一般型非構造地用	50	m					
62	15 - (7)	眩光防止施設工 眩光防止板 Type A i	561	基					
63	15 - (7)	眩光防止施設工 眩光防止板 Type C i	27	基					
64	15 - (7)	眩光防止施設工 眩光防止板 Type G i	42	基					
65	15 - (9)	落下物防止柵	10	m					
66	15 - (10)	防護柵撤去設置工 ガーリレール A種	1,772	m					
67	15 - (10)	防護柵撤去設置工 中央分離帯開口部防護柵 A (Y)	164	m					
68	15 - (15)	眩光防止施設去設置工 眩光防止板 A (Y)	42	m					
69	15 - (17)	落下物防止柵撤去設置工 A	168	m					
70	16 - (3)	基礎 ^{（C）} 鋼管 ^{（C）} 、(φ216, 3, t=5, 8mm)	3	m					
71	16 - (3)	基礎 ^{（C）} 鋼管 ^{（C）} 、(φ508, 0, t=9, 5mm)	9	m					
72	16 - (4)	標識柱 A 1	1	基					

対象		単価表				単価表				単価表				備考	
番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要	番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
73	16 - (4)	橋躰柱 D 1	1	基				73	16 - (4)	橋躰柱 D 1	1	基			
74	16 - (7)	路面標示工 路面標示型A 1	2,382	m				74	16 - (7)	路面標示工 路面標示型A 1 (Y)	504	m			
75	16 - (7)	路面標示工 路面標示型A 1 (Y)	9,373	m				75	16 - (7)	路面標示工 路面標示型B 1	400	m			
76	16 - (7)	路面標示工 路面標示型B 1	400	m				76	16 - (7)	路面標示工 路面標示型B 1 (Y)	87	m ²			
77	16 - (7)	路面標示工 路面標示型B 1 (Y)	12	基				77	16 - (7)	路面標示工 路面標示型E 1 (Y)	40	m ²			
78	16 - (7)	路面標示工 路面標示型D 1 (Y)	1,705	m				78	16 - (7)	路面標示工 路面標示型D 1 (Y)	2,087	m			
79	16 - (7)	路面標示工 路面標示型E 1 (Y)	36	m ²				79	16 - (7)	路面標示工 路面標示型E 1 (Y)	15	m ²			
80	16 - (7)	路面標示工 路面標示型E 1 (Y)	36	m ²				80	16 - (7)	路面標示工 路面標示型E 1 (Y)	1,705	m			
81	16 - (7)	路面標示工 路面標示型E 1 (Y)	2,087	m				81	16 - (7)	路面標示工 路面標示型E 1 (Y)	2,087	m			
82	16 - (7)	路面標示工 路面標示型E 1 (Y)	36	m ²				82	16 - (7)	路面標示工 路面標示型E 1 (Y)	12	基			
83	16 - (7)	路面標示工 路面標示型E 1 (Y)	12	基				83	16 - (7)	路面標示工 路面標示型E 1 (Y)	12	基			
84	16 - (8)	視線誘導標 A 1 - 3 (S)						84	16 - (8)	視線誘導標 A 1 - 3 (S)					

正

備考

対象		単価表						備考	
番号	項目番号	項目	目	数量	単位	単価	金額	摘要	
	85 16 - (8)	複線誘導標	A.2 - 3	150	基				
	86 16 - (8)	複線誘導標	A.3 - 3	15	基				
	87 16 - (9)	距離標	B.5	1	枚				
	88 16 - (9)	距離標	C.1	1	枚				
	89 16 - (9)	距離標	C.5	1	枚				
	90 16 - (19)	車線分離標 ボルトル (H= 6.50 mm)	(Y)	217	基				
	91 16 - (19)	車線分離標 ボルトル (H= 8.00 mm)		21	基				
	92 16 - (19)	車線分離標 ボルトル (H= 8.00 mm)	(Y)	40	基				
	93 16 - (21)	距離標撤去設置工	B	1	枚				
	94 16 - (21)	距離標撤去設置工	C	22	枚				
	95 16 - (21)	距離標撤去設置工	D	1	枚				
	96 16 - (23)	標識柱撤去工 標識柱 A.1		6	基				

対象		単価表						備考	
番号	項目番号	項目	目	数量	単位	単価	金額	摘要	
	85 16 - (8)	複線誘導標	A.2 - 3	150	基				
	86 16 - (8)	複線誘導標	A.3 - 3	15	基				
	87 16 - (9)	距離標	B.5	1	枚				
	88 16 - (9)	距離標	C.1	1	枚				
	89 16 - (9)	距離標	C.5	1	枚				
	90 16 - (19)	車線分離標 ボルトル (H= 6.50 mm)	(Y)	217	基				
	91 16 - (19)	車線分離標 ボルトル (H= 8.00 mm)		21	基				
	92 16 - (19)	車線分離標 ボルトル (H= 8.00 mm)	(Y)	40	基				
	93 16 - (21)	距離標撤去設置工	B	1	枚				
	94 16 - (21)	距離標撤去設置工	C	22	枚				
	95 16 - (21)	距離標撤去設置工	D	1	枚				
	96 16 - (23)	標識柱撤去工 標識柱 A.1		3	基				

対象		単価表						備考	
金抜設計書(4)		単価表						正	
番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要		
97	16 - (23)	標準柱撤去工 標準柱 B 1	2	基					
98	16 - (23)	標準柱撤去工 標準柱 D 1	19	基					
99	16 - (23)	標準柱撤去工 標準柱 D 3	10	基					
100	16 - (23)	標準柱撤去工 標準柱 F 2	10	基					
101	16 - (24)	標準板撤去工 反射式 A	8	m ²					
102	16 - (24)	標準板撤去工 反射式 B	39	m ²					
103	18 - (4)	練石工 アスファルト練石	2,514	m					
104	18 - (14)	路掛板工 t = 3.1 cm	78	m ²					
105	18 - (14)	路掛板工 t = 4.1 cm	134	m ²					
106	18 - (15)	コンクリートシール工 t = 5 cm	19	m ²					
107	18 - (15)	コンクリートシール工 t = 1.0 cm	241	m ²					
108	18 - (17)	構造物等取扱工 構造物取扱工 コンクリート構造物取扱工 (Type A)	4	m ³					
番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要		
97	16 - (23)	標準柱撤去工 標準柱 B 1	1	基					
98	16 - (23)	標準柱撤去工 標準柱 D 1	19	基					
99	16 - (23)	標準柱撤去工 標準柱 D 3	10	基					
100	16 - (23)	標準柱撤去工 標準柱 F 2	5	基					
101	16 - (24)	標準板撤去工 反射式 A	8	m ²					
102	16 - (24)	標準板撤去工 反射式 B	39	m ²					
103	18 - (4)	練石工 アスファルト練石	2,514	m					
104	18 - (14)	路掛板工 t = 3.1 cm	78	m ²					
105	18 - (14)	路掛板工 t = 4.1 cm	134	m ²					
106	18 - (15)	コンクリートシール工 t = 5 cm	19	m ²					
107	18 - (15)	コンクリートシール工 t = 1.0 cm	241	m ²					
108	18 - (17)	構造物等取扱工 構造物取扱工 (Type A)	4	m ³					

対象		単価表				正		備考	
番号	項目番号	項目	目	数量	単位	単価	金額	摘要	
	109 18 - (17)	構造物等取壟し工 コンクリート構造物取壟し (Type B)		16	m ³				
	110 18 - (17)	構造物等取壟し工 アスファルト舗装版取壟し (Type A)		5,851	m ³				
	111 18 - (17)	構造物等取壟し工 アスファルト舗装版取壟し (Type B)		37	m ³				
	112 18 - (17)	構造物等取壟し工 アスファルト舗装版取壟し (Type C)		1,171	m ³				
	113 19 - (1)	交通規制工 路肩規制 A		13	回				
	114 19 - (1)	交通規制工 車線規制 A		1	回				
	115 19 - (1)	交通規制工 車線規制 B		1	回				
	116 19 - (1)	交通規制工 連続車線規制 A		1	回				
	117 19 - (1)	交通規制工 通行止規制 A		18	回				
	118 19 - (1)	交通規制工 通行止規制 B		15	回				
	119 19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員 B		518	人・日				
	120 特 - (1)	注意喚起工 注意喚起工		2,660	m				

対象		単価表				正		備考	
番号	項目番号	項目	目	数量	単位	単価	金額	摘要	
	109 18 - (17)	構造物等取壟し工 コンクリート構造物取壟し (Type B)		16	m ³				
	110 18 - (17)	構造物等取壟し工 アスファルト舗装版取壟し (Type A)		5,851	m ³				
	111 18 - (17)	構造物等取壟し工 アスファルト舗装版取壟し (Type B)		37	m ³				
	112 18 - (17)	構造物等取壟し工 アスファルト舗装版取壟し (Type C)		1,171	m ³				
	113 19 - (1)	交通規制工 路肩規制 A		13	回				
	114 19 - (1)	交通規制工 車線規制 A		11	回				
	115 19 - (1)	交通規制工 車線規制 B		25	回				
	116 19 - (1)	交通規制工 連続車線規制 A		1	回				
	117 19 - (1)	交通規制工 通行止規制 A		18	回				
	118 19 - (1)	交通規制工 通行止規制 B		15	回				
	119 19 - (2)	交通保安要員 交通誘導警備員 B		518	人・日				
	120 特 - (1)	注意喚起工 注意喚起工		2,660	m				

対象		単価表				備考	
番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
133 特 - (8)	交通管理施設移設工 可変式速度規制標識B		1	基			
134 特 - (8)	交通管理施設移設工 非常電話A		1	基			
135 特 - (8)	交通管理施設移設工 非常電話B		1	基			
136 特 - (8)	交通管理施設移設工 放射線量表示板		1	基			
137 特 - (9)	仮設防護柵工 仮設ガードレール設置A		1,635	m			
138 特 - (9)	仮設防護柵工 仮設ガードレール設置A (Y)		1,051	m			
139 特 - (9)	仮設防護柵工 仮設ガードレール設置B		3,674	m			
140 特 - (9)	仮設防護柵工 仮設ガードレール撤去A		579	m			
141 特 - (9)	仮設防護柵工 仮設ガードレール撤去A (Y)		2,970	m			
142 特 - (9)	仮設防護柵工 仮設ガードレール移設A		1,056	m			
143 特 - (9)	仮設防護柵工 仮設ガードレール撤去B		3,674	m			
144 特 - (9)	仮設防護柵工 仮設ガードレール存置		2,479,210	m・日			

正		単価表				備考	
番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
133 特 - (8)	交通管理施設移設工 可変式速度規制標識B		1	基			
134 特 - (8)	交通管理施設移設工 非常電話A		1	基			
135 特 - (8)	交通管理施設移設工 非常電話B		1	基			
136 特 - (8)	交通管理施設移設工 放射線量表示板		1	基			
137 特 - (9)	仮設防護柵工 仮設ガードレール設置A		2,879	m			
138 特 - (9)	仮設防護柵工 仮設ガードレール設置A (Y)		477	m			
139 特 - (9)	仮設防護柵工 仮設ガードレール設置B		3,674	m			
140 特 - (9)	仮設防護柵工 仮設ガードレール移設A (Y)		579	m			
141 特 - (9)	仮設防護柵工 仮設ガードレール撤去A		2,970	m			
142 特 - (9)	仮設防護柵工 仮設ガードレール撤去A (Y)		1,056	m			
143 特 - (9)	仮設防護柵工 仮設ガードレール撤去B		3,674	m			
144 特 - (9)	仮設防護柵工 仮設ガードレール存置		1,006,676	m・日			

対象		単価表				備考	
金抜設計書(7)							
番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
145	特 - (10)	工事用進入路撤去工 A	927	m ²			
146	特 - (11)	路面標示消去工 路面標示標示地型A 1 (Y)	596	m			
147	特 - (11)	路面標示消去工 路面標示標地型B 1	358	m			
148	特 - (11)	路面標示消去工 路面標示標地型B 1 (Y)	3,382	m			
149	特 - (11)	路面標示消去工 路面標示標地型C 1	10	m ²			
150	特 - (11)	路面標示消去工 路面標示標地型C 1 (Y)	1,479	m ²			
151	特 - (11)	路面標示消去工 仮路面標示工A 1 (Y)	1,705	m			
152	特 - (11)	路面標示消去工 仮路面標示工B 1 (Y)	2,087	m			
153	特 - (11)	路面標示消去工 仮路面標示工D 1 (Y)	15	m ²			
154	特 - (11)	路面標示消去工 仮路面標示工E 1 (Y)	36	m ²			
155	特 - (12)	閉塞工 用・排水管	24	m ³			
156	特 - (13)	借地復旧工 A	1,150	m ²			
番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
145	特 - (10)	工事用進入路撤去工 A	927	m ²			
146	特 - (11)	路面標示消去工 路面標示標地型A 1 (Y)	472	m			
147	特 - (11)	路面標示消去工 路面標示標地型B 1	358	m			
148	特 - (11)	路面標示消去工 路面標示標地型B 1 (Y)	3,382	m			
149	特 - (11)	路面標示消去工 路面標示標地型C 1	5	m ²			
150	特 - (11)	路面標示消去工 路面標示標地型C 1 (Y)	1,472	m ²			
151	特 - (11)	路面標示消去工 仮路面標示工A 1 (Y)	4,261	m			
152	特 - (11)	路面標示消去工 仮路面標示工B 1 (Y)	2,087	m			
153	特 - (11)	路面標示消去工 仮路面標示工D 1 (Y)	15	m ²			
154	特 - (11)	路面標示消去工 仮路面標示工E 1 (Y)	36	m ²			
155	特 - (12)	閉塞工 用・排水管	24	m ³			
156	特 - (13)	借地復旧工 A	1,150	m ²			

対象		単価表				備考	
金抜設計書(8)		単価表				正	
番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
157	特 - (14)	撤去工 ダーチング蓋	13	枚			
158	特 - (14)	撤去工 標識基礎ぐい、	48	m			
159	特 - (14)	撤去工 ガードレール	136	m			
160	特 - (14)	撤去工 防護柵 ポックスピーム (Y)	261	m			
161	特 - (14)	撤去工 落下物防止柵	12	m			
162	特 - (14)	撤去工 車線分離標 ポール	246	基			
163	特 - (14)	撤去工 車線分離標 ポール (Y)	459	基			
164	特 - (14)	撤去工 車線分離標 緑石	724	基			
165	特 - (14)	撤去工 車線分離標 緑石 (Y)	80	基			
166	特 - (14)	撤去工 長距離導標	9	基			
167	特 - (14)	撤去工 複線誘導標 (Y)	151	基			
168	特 - (14)	撤去工 距離標	2	枚			
		単価表				正	
番号	項目番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
157	特 - (14)	撤去工 ダーチング蓋	13	枚			
158	特 - (14)	撤去工 標識基礎ぐい、	48	m			
159	特 - (14)	撤去工 ガードレール	136	m			
160	特 - (14)	撤去工 防護柵 ポックスピーム (Y)	261	m			
161	特 - (14)	撤去工 落下物防止柵	12	m			
162	特 - (14)	撤去工 車線分離標 ポール	246	基			
163	特 - (14)	撤去工 車線分離標 ポール (Y)	459	基			
164	特 - (14)	撤去工 車線分離標 緑石	724	基			
165	特 - (14)	撤去工 距離標	9	基			
166	特 - (14)	撤去工 複線誘導標	154	基			
167	特 - (14)	撤去工 長距離導標 (Y)	6	基			
168	特 - (14)	撤去工 距離標	2	枚			

対象		数量明細表(5)												備考		
数量明細表(1)		数量明細表(5)												備考		
番号	名称及寸胴孔 G-An-2 Gr-An-2 E(D)P-GFPC	防護柵 防護柵 立入禁止柵 防護柵	防光灯止端 防光灯止端 防光灯止端 防光灯止端													
1	±工															
2	舗装	8.0	22.0	16.0	44.0	50.0	561.0	27.0	12.0	16.0	177.6	12.0	167.8			
3	交通安全施設整工															
4	埋設工															
	合計	8.0	22.0	16.0	44.0	50.0	561.0	27.0	12.0	16.0	177.6	12.0	167.8	2.5	(5.13)~(5.14)	
数量明細表(5)																
番号	名称及寸胴孔 G-An-2 Gr-An-2 E(D)P-GFPC	防護柵 防護柵 立入禁止柵 防護柵	防光灯止端 防光灯止端 防光灯止端 防光灯止端													
1	±工															
2	舗装	8.0	22.0	16.0	44.0	50.0	561.0	27.0	12.0	16.0	177.6	12.0	167.8			
3	交通安全施設整工															
4	埋設工															
	合計	8.0	22.0	16.0	44.0	50.0	561.0	27.0	12.0	16.0	177.6	12.0	167.8	2.5	(5.13)~(5.14)	

対象		数量明細表(3)												備考															
数量明細表(3)																													
説明																													
備考																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													
説明																													

対象 数量明細表(5)		数量明細表(9)												
番号	名称及び測点	113 19-(1) 交通規制工 交通規制工 路線規制 A	114 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 A	115 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 B	116 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 B	117 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 A	118 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 A	119 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 A	120 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 A	121 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 A	122 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 A	123 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 A	124 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 A	125 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 A
1	土工													
2	鋪装	13.0 1.0 1.0												
3	交通安全管理制度工													
4	標識工													
	合計	13.0 1.0 1.0												

正 数量明細表(9)		正 数量明細表(9)												
番号	名称及び測点	113 19-(1) 交通規制工 交通規制工 路線規制 A	114 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 B	115 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 A	116 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 A	117 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 A	118 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 A	119 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 A	120 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 A	121 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 A	122 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 A	123 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 A	124 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 A	125 19-(1) 交通規制工 交通規制工 車線規制 A
1	土工													
2	鋪装	13.0 1.0 1.0												
3	交通安全管理制度工													
4	標識工													
	合計	13.0 1.0 1.0												

(9/13)～～～

対象		数量明細表(6)												備考	
番号	名称及び点	基	收	基	m2	基	基	基	基	基	基	基	基	工	工
1	土工													139	140
2	舗装													138	139
3	交通安全施設施工													137	138
4	橋梁工													136	137
5	高架・架橋工													135	136
6	構造柱・土止壁													134	135
7	構造柱・土止壁													133	134
8	構造柱・土止壁													132	133
9	構造柱・土止壁													131	132
10	構造柱・土止壁													130	131
11	構造柱・土止壁													129	130
12	構造柱・土止壁													128	129
13	構造柱・土止壁													127	128
14	構造柱・土止壁													126	127
15	構造柱・土止壁													125	126
16	構造柱・土止壁													124	125
17	構造柱・土止壁													123	124
18	構造柱・土止壁													122	123
19	構造柱・土止壁													121	122
20	構造柱・土止壁													120	121
21	構造柱・土止壁													119	120
22	構造柱・土止壁													118	119
23	構造柱・土止壁													117	118
24	構造柱・土止壁													116	117
25	構造柱・土止壁													115	116
26	構造柱・土止壁													114	115
27	構造柱・土止壁													113	114
28	構造柱・土止壁													112	113
29	構造柱・土止壁													111	112
30	構造柱・土止壁													110	111
31	構造柱・土止壁													109	110
32	構造柱・土止壁													108	109
33	構造柱・土止壁													107	108
34	構造柱・土止壁													106	107
35	構造柱・土止壁													105	106
36	構造柱・土止壁													104	105
37	構造柱・土止壁													103	104
38	構造柱・土止壁													102	103
39	構造柱・土止壁													101	102
40	構造柱・土止壁													100	101
41	構造柱・土止壁													99	100
42	構造柱・土止壁													98	99
43	構造柱・土止壁													97	98
44	構造柱・土止壁													96	97
45	構造柱・土止壁													95	96
46	構造柱・土止壁													94	95
47	構造柱・土止壁													93	94
48	構造柱・土止壁													92	93
49	構造柱・土止壁													91	92
50	構造柱・土止壁													90	91
51	構造柱・土止壁													89	90
52	構造柱・土止壁													88	89
53	構造柱・土止壁													87	88
54	構造柱・土止壁													86	87
55	構造柱・土止壁													85	86
56	構造柱・土止壁													84	85
57	構造柱・土止壁													83	84
58	構造柱・土止壁													82	83
59	構造柱・土止壁													81	82
60	構造柱・土止壁													80	81
61	構造柱・土止壁													79	80
62	構造柱・土止壁													78	79
63	構造柱・土止壁													77	78
64	構造柱・土止壁													76	77
65	構造柱・土止壁													75	76
66	構造柱・土止壁													74	75
67	構造柱・土止壁													73	74
68	構造柱・土止壁													72	73
69	構造柱・土止壁													71	72
70	構造柱・土止壁													70	71
71	構造柱・土止壁													69	70
72	構造柱・土止壁													68	69
73	構造柱・土止壁													67	68
74	構造柱・土止壁													66	67
75	構造柱・土止壁													65	66
76	構造柱・土止壁													64	65
77	構造柱・土止壁													63	64
78	構造柱・土止壁													62	63
79	構造柱・土止壁													61	62
80	構造柱・土止壁													60	61
81	構造柱・土止壁													59	60
82	構造柱・土止壁													58	59
83	構造柱・土止壁													57	58
84	構造柱・土止壁													56	57
85	構造柱・土止壁													55	56
86	構造柱・土止壁													54	55
87	構造柱・土止壁													53	54
88	構造柱・土止壁													52	53
89	構造柱・土止壁													51	52
90	構造柱・土止壁													50	51
91	構造柱・土止壁													49	50
92	構造柱・土止壁													48	49
93	構造柱・土止壁													47	48
94	構造柱・土止壁													46	47
95	構造柱・土止壁													45	46
96	構造柱・土止壁													44	45
97	構造柱・土止壁													43	44
98	構造柱・土止壁													42	43
99	構造柱・土止壁													41	42
100	構造柱・土止壁													40	41
101	構造柱・土止壁													39	40
102	構造柱・土止壁													38	39
103	構造柱・土止壁													37	38
104	構造柱・土止壁													36	37
105	構造柱・土止壁													35	36
106	構造柱・土止壁													34	35
107	構造柱・土止壁													33	34
108	構造柱・土止壁													32	33
109	構造柱・土止壁													31	32
110	構造柱・土止壁													30	31
111	構造柱・土止壁													29	30
112	構造柱・土止壁													28	29
113	構造柱・土止壁													27	28
114	構造柱・土止壁													26	27
115	構造柱・土止壁													25	26
116	構造柱・土止壁													24	25
117	構造柱・土止壁													23	24
118	構造柱・土止壁													22	23
119	構造柱・土止壁													21	22
120	構造柱・土止壁													20	21
121	構造柱・土止壁													19	20
122	構造柱・土止壁													18	19
123	構造柱・土止壁													17	18
124	構造柱・土止壁													16	17
125	構造柱・土止壁	</td													

対象	誤	正	備考																																																																																																																																																																																																																																																												
特記仕様書(1) 13 工事用道路に関する事項 13-1 工事用道路の指定	<p>1.3. 工事用道路に関する事項</p> <p>1.3-1 工事用道路の指定</p> <p>共通仕様書1-22-1「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「位置図」に示すとおりとし、その路線名、区間、巾員及び延長等は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名又は場所</th> <th>巾員</th> <th>延長</th> <th>路面</th> <th>用地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>県道391号線広野小高線</td> <td>5.0m</td> <td>0.9km</td> <td>舗装</td> <td>無柵</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>町道</td> <td>4.0m</td> <td>0.5km</td> <td>砂利</td> <td>無柵</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>県道391号線広野小高線</td> <td>7.0m</td> <td>1.0km</td> <td>舗装</td> <td>無柵</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>県道255号線当世塙小高線</td> <td>5.0m</td> <td>2.8km</td> <td>舗装</td> <td>無柵</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>国道6号線</td> <td>7.0m</td> <td>16.2km</td> <td>舗装</td> <td>無柵</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>国道114号線</td> <td>7.0m</td> <td>4.9km</td> <td>舗装</td> <td>無柵</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>県道257号仲ノ森加倉線</td> <td>5.0m</td> <td>3.1km</td> <td>舗装</td> <td>無柵</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>県道12号線原町川俣線</td> <td>7.0m</td> <td>6.4km</td> <td>舗装</td> <td>無柵</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>町道沢車根岸1号線</td> <td>4.0m</td> <td>0.7km</td> <td>舗装</td> <td>無柵</td> <td>既設</td> </tr> </tbody> </table> <p>1.3-2 工事用道路の使用条件</p> <p>上記の工事用道路の使用条件は以下の通りである</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名又は場所</th> <th>土運搬 可能時間</th> <th>資機材搬入出作業 可能時間</th> <th>土曜日、日曜日及び祝 祭日の使用及び時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>県道391号線広野小高線</td> <td>指定なし</td> <td>指定なし</td> <td>使用可</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>町道</td> <td>指定なし</td> <td>指定なし</td> <td>使用可</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>県道391号線広野小高線</td> <td>指定なし</td> <td>指定なし</td> <td>使用可</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>県道255号線当世塙小高線</td> <td>指定なし</td> <td>指定なし</td> <td>使用可</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>国道6号線</td> <td>指定なし</td> <td>指定なし</td> <td>使用可</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>国道114号線</td> <td>指定なし</td> <td>指定なし</td> <td>使用可</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>県道257号仲ノ森加倉線</td> <td>指定なし</td> <td>指定なし</td> <td>使用可</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>県道12号線原町川俣線</td> <td>指定なし</td> <td>指定なし</td> <td>使用可</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>町道沢車根岸1号線</td> <td>指定なし</td> <td>指定なし</td> <td>使用可</td> </tr> </tbody> </table> <p>1.3-3 工事用道路の共同使用</p> <p>本特記仕様書1-3-1「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書1-22-5「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>工事名</th> <th>受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>常磐自動車道 津江工事</td> <td>岩田地崎建設</td> </tr> </tbody> </table>	番号	路線名又は場所	巾員	延長	路面	用地	備考	①	県道391号線広野小高線	5.0m	0.9km	舗装	無柵	既設	②	町道	4.0m	0.5km	砂利	無柵	既設	③	県道391号線広野小高線	7.0m	1.0km	舗装	無柵	既設	④	県道255号線当世塙小高線	5.0m	2.8km	舗装	無柵	既設	⑤	国道6号線	7.0m	16.2km	舗装	無柵	既設	⑥	国道114号線	7.0m	4.9km	舗装	無柵	既設	⑦	県道257号仲ノ森加倉線	5.0m	3.1km	舗装	無柵	既設	⑧	県道12号線原町川俣線	7.0m	6.4km	舗装	無柵	既設	⑨	町道沢車根岸1号線	4.0m	0.7km	舗装	無柵	既設	番号	路線名又は場所	土運搬 可能時間	資機材搬入出作業 可能時間	土曜日、日曜日及び祝 祭日の使用及び時間	①	県道391号線広野小高線	指定なし	指定なし	使用可	②	町道	指定なし	指定なし	使用可	③	県道391号線広野小高線	指定なし	指定なし	使用可	④	県道255号線当世塙小高線	指定なし	指定なし	使用可	⑤	国道6号線	指定なし	指定なし	使用可	⑥	国道114号線	指定なし	指定なし	使用可	⑦	県道257号仲ノ森加倉線	指定なし	指定なし	使用可	⑧	県道12号線原町川俣線	指定なし	指定なし	使用可	⑨	町道沢車根岸1号線	指定なし	指定なし	使用可	番号	工事名	受注者	1	常磐自動車道 津江工事	岩田地崎建設	<p>1.3. 工事用道路に関する事項</p> <p>1.3-1 工事用道路の指定</p> <p>共通仕様書1-22-1「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「位置図」に示すとおりとし、その路線名、区間、巾員及び延長等は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名又は場所</th> <th>巾員</th> <th>延長</th> <th>路面</th> <th>用地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>県道391号線広野小高線</td> <td>5.0m</td> <td>0.5km</td> <td>舗装</td> <td>無柵</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>町道</td> <td>4.0m</td> <td>0.5km</td> <td>砂利</td> <td>無柵</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>県道391号線広野小高線</td> <td>7.0m</td> <td>1.1km</td> <td>舗装</td> <td>無柵</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>県道255号線当世塙小高線</td> <td>5.0m</td> <td>2.8km</td> <td>舗装</td> <td>無柵</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>国道6号線</td> <td>7.0m</td> <td>17.3km</td> <td>舗装</td> <td>無柵</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>国道114号線</td> <td>7.0m</td> <td>4.9km</td> <td>舗装</td> <td>無柵</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>県道257号仲ノ森加倉線</td> <td>5.0m</td> <td>3.1km</td> <td>舗装</td> <td>無柵</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>県道12号線原町川俣線</td> <td>7.0m</td> <td>6.4km</td> <td>舗装</td> <td>無柵</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>町道沢車根岸1号線</td> <td>4.0m</td> <td>0.2km</td> <td>舗装</td> <td>無柵</td> <td>既設</td> </tr> </tbody> </table> <p>1.3-2 工事用道路の使用条件</p> <p>上記の工事用道路の使用条件は以下の通りである</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名又は場所</th> <th>土運搬 可能時間</th> <th>資機材搬入出作業 可能時間</th> <th>土曜日、日曜日及び祝 祭日の使用及び時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>県道391号線広野小高線</td> <td>指定なし</td> <td>指定なし</td> <td>使用可</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>町道</td> <td>指定なし</td> <td>指定なし</td> <td>使用可</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>県道391号線広野小高線</td> <td>指定なし</td> <td>指定なし</td> <td>使用可</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>県道255号線当世塙小高線</td> <td>指定なし</td> <td>指定なし</td> <td>使用可</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>国道6号線</td> <td>指定なし</td> <td>指定なし</td> <td>使用可</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>国道114号線</td> <td>指定なし</td> <td>指定なし</td> <td>使用可</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>県道257号仲ノ森加倉線</td> <td>指定なし</td> <td>指定なし</td> <td>使用可</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>県道12号線原町川俣線</td> <td>指定なし</td> <td>指定なし</td> <td>使用可</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>町道沢車根岸1号線</td> <td>指定なし</td> <td>指定なし</td> <td>使用可</td> </tr> </tbody> </table> <p>1.3-3 工事用道路の共同使用</p> <p>本特記仕様書1-3-1「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書1-22-5「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>工事名</th> <th>受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>常磐自動車道 津江工事</td> <td>岩田地崎建設</td> </tr> </tbody> </table>	番号	路線名又は場所	巾員	延長	路面	用地	備考	①	県道391号線広野小高線	5.0m	0.5km	舗装	無柵	既設	②	町道	4.0m	0.5km	砂利	無柵	既設	③	県道391号線広野小高線	7.0m	1.1km	舗装	無柵	既設	④	県道255号線当世塙小高線	5.0m	2.8km	舗装	無柵	既設	⑤	国道6号線	7.0m	17.3km	舗装	無柵	既設	⑥	国道114号線	7.0m	4.9km	舗装	無柵	既設	⑦	県道257号仲ノ森加倉線	5.0m	3.1km	舗装	無柵	既設	⑧	県道12号線原町川俣線	7.0m	6.4km	舗装	無柵	既設	⑨	町道沢車根岸1号線	4.0m	0.2km	舗装	無柵	既設	番号	路線名又は場所	土運搬 可能時間	資機材搬入出作業 可能時間	土曜日、日曜日及び祝 祭日の使用及び時間	①	県道391号線広野小高線	指定なし	指定なし	使用可	②	町道	指定なし	指定なし	使用可	③	県道391号線広野小高線	指定なし	指定なし	使用可	④	県道255号線当世塙小高線	指定なし	指定なし	使用可	⑤	国道6号線	指定なし	指定なし	使用可	⑥	国道114号線	指定なし	指定なし	使用可	⑦	県道257号仲ノ森加倉線	指定なし	指定なし	使用可	⑧	県道12号線原町川俣線	指定なし	指定なし	使用可	⑨	町道沢車根岸1号線	指定なし	指定なし	使用可	番号	工事名	受注者	1	常磐自動車道 津江工事	岩田地崎建設	訂正
番号	路線名又は場所	巾員	延長	路面	用地	備考																																																																																																																																																																																																																																																									
①	県道391号線広野小高線	5.0m	0.9km	舗装	無柵	既設																																																																																																																																																																																																																																																									
②	町道	4.0m	0.5km	砂利	無柵	既設																																																																																																																																																																																																																																																									
③	県道391号線広野小高線	7.0m	1.0km	舗装	無柵	既設																																																																																																																																																																																																																																																									
④	県道255号線当世塙小高線	5.0m	2.8km	舗装	無柵	既設																																																																																																																																																																																																																																																									
⑤	国道6号線	7.0m	16.2km	舗装	無柵	既設																																																																																																																																																																																																																																																									
⑥	国道114号線	7.0m	4.9km	舗装	無柵	既設																																																																																																																																																																																																																																																									
⑦	県道257号仲ノ森加倉線	5.0m	3.1km	舗装	無柵	既設																																																																																																																																																																																																																																																									
⑧	県道12号線原町川俣線	7.0m	6.4km	舗装	無柵	既設																																																																																																																																																																																																																																																									
⑨	町道沢車根岸1号線	4.0m	0.7km	舗装	無柵	既設																																																																																																																																																																																																																																																									
番号	路線名又は場所	土運搬 可能時間	資機材搬入出作業 可能時間	土曜日、日曜日及び祝 祭日の使用及び時間																																																																																																																																																																																																																																																											
①	県道391号線広野小高線	指定なし	指定なし	使用可																																																																																																																																																																																																																																																											
②	町道	指定なし	指定なし	使用可																																																																																																																																																																																																																																																											
③	県道391号線広野小高線	指定なし	指定なし	使用可																																																																																																																																																																																																																																																											
④	県道255号線当世塙小高線	指定なし	指定なし	使用可																																																																																																																																																																																																																																																											
⑤	国道6号線	指定なし	指定なし	使用可																																																																																																																																																																																																																																																											
⑥	国道114号線	指定なし	指定なし	使用可																																																																																																																																																																																																																																																											
⑦	県道257号仲ノ森加倉線	指定なし	指定なし	使用可																																																																																																																																																																																																																																																											
⑧	県道12号線原町川俣線	指定なし	指定なし	使用可																																																																																																																																																																																																																																																											
⑨	町道沢車根岸1号線	指定なし	指定なし	使用可																																																																																																																																																																																																																																																											
番号	工事名	受注者																																																																																																																																																																																																																																																													
1	常磐自動車道 津江工事	岩田地崎建設																																																																																																																																																																																																																																																													
番号	路線名又は場所	巾員	延長	路面	用地	備考																																																																																																																																																																																																																																																									
①	県道391号線広野小高線	5.0m	0.5km	舗装	無柵	既設																																																																																																																																																																																																																																																									
②	町道	4.0m	0.5km	砂利	無柵	既設																																																																																																																																																																																																																																																									
③	県道391号線広野小高線	7.0m	1.1km	舗装	無柵	既設																																																																																																																																																																																																																																																									
④	県道255号線当世塙小高線	5.0m	2.8km	舗装	無柵	既設																																																																																																																																																																																																																																																									
⑤	国道6号線	7.0m	17.3km	舗装	無柵	既設																																																																																																																																																																																																																																																									
⑥	国道114号線	7.0m	4.9km	舗装	無柵	既設																																																																																																																																																																																																																																																									
⑦	県道257号仲ノ森加倉線	5.0m	3.1km	舗装	無柵	既設																																																																																																																																																																																																																																																									
⑧	県道12号線原町川俣線	7.0m	6.4km	舗装	無柵	既設																																																																																																																																																																																																																																																									
⑨	町道沢車根岸1号線	4.0m	0.2km	舗装	無柵	既設																																																																																																																																																																																																																																																									
番号	路線名又は場所	土運搬 可能時間	資機材搬入出作業 可能時間	土曜日、日曜日及び祝 祭日の使用及び時間																																																																																																																																																																																																																																																											
①	県道391号線広野小高線	指定なし	指定なし	使用可																																																																																																																																																																																																																																																											
②	町道	指定なし	指定なし	使用可																																																																																																																																																																																																																																																											
③	県道391号線広野小高線	指定なし	指定なし	使用可																																																																																																																																																																																																																																																											
④	県道255号線当世塙小高線	指定なし	指定なし	使用可																																																																																																																																																																																																																																																											
⑤	国道6号線	指定なし	指定なし	使用可																																																																																																																																																																																																																																																											
⑥	国道114号線	指定なし	指定なし	使用可																																																																																																																																																																																																																																																											
⑦	県道257号仲ノ森加倉線	指定なし	指定なし	使用可																																																																																																																																																																																																																																																											
⑧	県道12号線原町川俣線	指定なし	指定なし	使用可																																																																																																																																																																																																																																																											
⑨	町道沢車根岸1号線	指定なし	指定なし	使用可																																																																																																																																																																																																																																																											
番号	工事名	受注者																																																																																																																																																																																																																																																													
1	常磐自動車道 津江工事	岩田地崎建設																																																																																																																																																																																																																																																													

対象	誤	正	備考																																																																												
特記仕様書(2) 15 貸与品に関する事項 15-1 貸与品	<p>1.3-4 工事用道路の維持・補修 (1) 本特記仕様書1.3-1「工事用道路の指定」に示す番号1の敷水・清掃等の維持は受注者が行うものとし、これに要する用については間違する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。 なお、監督員が必要と認めて補修を指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>1.4. 工事用材料に関する事項 1.4-1 使用骨材等 (1) 本工事に使用する主要骨材の生産地は、下表のとおりとする。これらの使用に当たっては、現地の生産業者と十分な協議を行い、品質、数量、納期について円滑な納入ができるよう調整するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>採取場所</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルトコンクリート基層工</td> <td>碎石</td> <td>相双地区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート表層工</td> <td>粗目砂</td> <td>相双地区</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>細目砂</td> <td>相双地区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱アスファルト安定処理路盤工</td> <td>碎石</td> <td>相双地区</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>山砂</td> <td>相双地区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>粒状路盤工</td> <td>碎石</td> <td>相双地区</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 受注者は、監督員の確認を得て他の材料を使用することができる。この場合、請負代金額の範囲内で、監督員と受注者とで協議し変更するものとする。</p> <p>(3) 前記、産地からの材料調達に支障が生じた場合は、監督員に通知するものとし、監督員が必要と認めて変更を指示した場合、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>1.5. 貸与品に関する事項 1.5-1 貸与品 契約書第1.5条第1項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。また、受注者の責によらない事由により、貸与が受けられない場合は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>規格等</th> <th>数量</th> <th>引渡し時期</th> <th>引渡し場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設防護柵</td> <td>H網巻き式</td> <td>3365m</td> <td>令和8年4月</td> <td>浪江地区仮置場</td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	採取場所	摘要	アスファルトコンクリート基層工	碎石	相双地区		アスファルトコンクリート表層工	粗目砂	相双地区			細目砂	相双地区		加熱アスファルト安定処理路盤工	碎石	相双地区			山砂	相双地区		粒状路盤工	碎石	相双地区		品名	規格等	数量	引渡し時期	引渡し場所	仮設防護柵	H網巻き式	3365m	令和8年4月	浪江地区仮置場	<p>1.3-4 工事用道路の維持・補修 (1) 本特記仕様書1.3-1「工事用道路の指定」に示す番号1の敷水・清掃等の維持は受注者が行うものとし、これに要する用については間違する契約単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。 なお、監督員が必要と認めて補修を指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>1.4. 工事用材料に関する事項 1.4-1 使用骨材等 (1) 本工事に使用する主要骨材の生産地は、下表のとおりとする。これらの使用に当たっては、現地の生産業者と十分な協議を行い、品質、数量、納期について円滑な納入ができるよう調整するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>採取場所</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルトコンクリート基層工</td> <td>碎石</td> <td>相双地区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルトコンクリート表層工</td> <td>粗目砂</td> <td>相双地区</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>細目砂</td> <td>相双地区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱アスファルト安定処理路盤工</td> <td>碎石</td> <td>相双地区</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>山砂</td> <td>相双地区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>粒状路盤工</td> <td>碎石</td> <td>相双地区</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 受注者は、監督員の確認を得て他の材料を使用することができる。この場合、請負代金額の範囲内で、監督員と受注者とで協議し変更するものとする。</p> <p>(3) 前記、産地からの材料調達に支障が生じた場合は、監督員に通知するものとし、監督員が必要と認めて変更を指示した場合、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>1.5. 貸与品に関する事項 1.5-1 貸与品 契約書第1.5条第1項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。また、受注者の責によらない事由により、貸与が受けられない場合は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>規格等</th> <th>数量</th> <th>引渡し時期</th> <th>引渡し場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設防護柵</td> <td>H網巻き式</td> <td>2,300m</td> <td>令和8年4月</td> <td>浪江地区仮置場</td> </tr> </tbody> </table>	工種	種別	採取場所	摘要	アスファルトコンクリート基層工	碎石	相双地区		アスファルトコンクリート表層工	粗目砂	相双地区			細目砂	相双地区		加熱アスファルト安定処理路盤工	碎石	相双地区			山砂	相双地区		粒状路盤工	碎石	相双地区		品名	規格等	数量	引渡し時期	引渡し場所	仮設防護柵	H網巻き式	2,300m	令和8年4月	浪江地区仮置場	訂正
工種	種別	採取場所	摘要																																																																												
アスファルトコンクリート基層工	碎石	相双地区																																																																													
アスファルトコンクリート表層工	粗目砂	相双地区																																																																													
	細目砂	相双地区																																																																													
加熱アスファルト安定処理路盤工	碎石	相双地区																																																																													
	山砂	相双地区																																																																													
粒状路盤工	碎石	相双地区																																																																													
品名	規格等	数量	引渡し時期	引渡し場所																																																																											
仮設防護柵	H網巻き式	3365m	令和8年4月	浪江地区仮置場																																																																											
工種	種別	採取場所	摘要																																																																												
アスファルトコンクリート基層工	碎石	相双地区																																																																													
アスファルトコンクリート表層工	粗目砂	相双地区																																																																													
	細目砂	相双地区																																																																													
加熱アスファルト安定処理路盤工	碎石	相双地区																																																																													
	山砂	相双地区																																																																													
粒状路盤工	碎石	相双地区																																																																													
品名	規格等	数量	引渡し時期	引渡し場所																																																																											
仮設防護柵	H網巻き式	2,300m	令和8年4月	浪江地区仮置場																																																																											

対象	誤	正	備考																																																																																																
特記仕様書(3) 19 建設副産物の処理方法に関する事項 19-1 建設副産物の処理方法	<p>1.9. 建設副産物の処理方法に関する事項</p> <p>1.9-1 建設副産物の処理方法</p> <p>(1) 建設副産物の処理方法は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th> <th>発生場所</th> <th>発生要因</th> <th>数量</th> <th>処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊（有筋）</td> <td>既設用排水構造物撤去箇所</td> <td>既設構造物取壊し</td> <td>約16.4m³</td> <td>再資源化施設に搬入</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊（無筋）</td> <td>既設用排水構造物撤去箇所</td> <td>既設構造物取壊し</td> <td>約4.4m³</td> <td>再資源化施設に搬入</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>I期隙縫部補装版</td> <td>既設構造物取壊し</td> <td>約2,060m³</td> <td>再資源化施設へ搬入</td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td>道路掘削施工箇所</td> <td>捨土掘削</td> <td>約1,800m³</td> <td>本特記仕様書8自工区外盛土場に関する事項による</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建設副産物を本線に利用する場合は、共通仕様書に定める該当各項の規定により施工するものとする。</p> <p>(3) 建設副産物の処理をする施設の名称及び所在地は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>受入条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊（有筋）</td> <td>世紀車急工業（株）</td> <td>福島県南相馬市小高区女場</td> <td>日当たり受け入れ可能量：200t/日 受け入れ可能時間：8:30～12:00、13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊（無筋）</td> <td>島崎材センター</td> <td>半山神前2-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記については、概算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の指示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p> <p>なお、監督員が必要であると認めて処理施設の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>1.9-2 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用</p> <p>再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用は、関連する契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。</p> <p>なお、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p>	建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法	コンクリート塊（有筋）	既設用排水構造物撤去箇所	既設構造物取壊し	約16.4m ³	再資源化施設に搬入	コンクリート塊（無筋）	既設用排水構造物撤去箇所	既設構造物取壊し	約4.4m ³	再資源化施設に搬入	アスファルト・コンクリート塊	I期隙縫部補装版	既設構造物取壊し	約2,060m ³	再資源化施設へ搬入	建設発生土	道路掘削施工箇所	捨土掘削	約1,800m ³	本特記仕様書8自工区外盛土場に関する事項による	建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	コンクリート塊（有筋）	世紀車急工業（株）	福島県南相馬市小高区女場	日当たり受け入れ可能量：200t/日 受け入れ可能時間：8:30～12:00、13:00～16:00	コンクリート塊（無筋）	島崎材センター	半山神前2-4		アスファルト・コンクリート塊				<p>1.9. 建設副産物の処理方法に関する事項</p> <p>1.9-1 建設副産物の処理方法</p> <p>(1) 建設副産物の処理方法は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th> <th>発生場所</th> <th>発生要因</th> <th>数量</th> <th>処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊（有筋）</td> <td>既設用排水構造物撤去箇所</td> <td>既設構造物取壊し</td> <td>約16.4m³</td> <td>再資源化施設に搬入</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊（無筋）</td> <td>既設用排水構造物撤去箇所</td> <td>既設構造物取壊し</td> <td>約4.4m³</td> <td>再資源化施設に搬入</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>I期隙縫部補装版</td> <td>既設構造物取壊し</td> <td>約2,470m³</td> <td>再資源化施設へ搬入</td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td>道路掘削施工箇所</td> <td>捨土掘削</td> <td>約1,800m³</td> <td>本特記仕様書8自工区外盛土場に関する事項による</td> </tr> <tr> <td>土木シート</td> <td>借地復旧箇所</td> <td>借地復旧</td> <td>約927m²</td> <td>中間処理施設へ搬入</td> </tr> <tr> <td>合成樹脂製可とう電線管</td> <td>交通安全施設設置箇所</td> <td>交通安全施設設置</td> <td>約286m</td> <td>中間処理施設へ搬入</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建設副産物を本線に利用する場合は、共通仕様書に定める該当各項の規定により施工するものとする。</p> <p>(3) 建設副産物の処理をする施設の名称及び所在地は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>受入条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊（有筋）</td> <td>世紀車急工業（株）</td> <td>福島県南相馬市小高区女場</td> <td>日当たり受け入れ可能量：200t/日 受け入れ可能時間：8:30～12:00、13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊（無筋）</td> <td>島崎材センター</td> <td>半山神前2-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木シート</td> <td>（有）鷺研リサイクル環境センター</td> <td>福島県いわき市泉町下川牛大劍326-13</td> <td>日当たり受け入れ可能量：3.6t/日 受け入れ可能時間：8:00～12:00、13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記については、概算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の指示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p> <p>なお、監督員が必要であると認めて処理施設の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>1.9-2 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用</p> <p>再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用は、関連する契約単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。</p> <p>なお、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p>	建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法	コンクリート塊（有筋）	既設用排水構造物撤去箇所	既設構造物取壊し	約16.4m ³	再資源化施設に搬入	コンクリート塊（無筋）	既設用排水構造物撤去箇所	既設構造物取壊し	約4.4m ³	再資源化施設に搬入	アスファルト・コンクリート塊	I期隙縫部補装版	既設構造物取壊し	約2,470m ³	再資源化施設へ搬入	建設発生土	道路掘削施工箇所	捨土掘削	約1,800m ³	本特記仕様書8自工区外盛土場に関する事項による	土木シート	借地復旧箇所	借地復旧	約927m ²	中間処理施設へ搬入	合成樹脂製可とう電線管	交通安全施設設置箇所	交通安全施設設置	約286m	中間処理施設へ搬入	建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	コンクリート塊（有筋）	世紀車急工業（株）	福島県南相馬市小高区女場	日当たり受け入れ可能量：200t/日 受け入れ可能時間：8:30～12:00、13:00～16:00	コンクリート塊（無筋）	島崎材センター	半山神前2-4		アスファルト・コンクリート塊				土木シート	（有）鷺研リサイクル環境センター	福島県いわき市泉町下川牛大劍326-13	日当たり受け入れ可能量：3.6t/日 受け入れ可能時間：8:00～12:00、13:00～17:00	訂正
建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法																																																																																															
コンクリート塊（有筋）	既設用排水構造物撤去箇所	既設構造物取壊し	約16.4m ³	再資源化施設に搬入																																																																																															
コンクリート塊（無筋）	既設用排水構造物撤去箇所	既設構造物取壊し	約4.4m ³	再資源化施設に搬入																																																																																															
アスファルト・コンクリート塊	I期隙縫部補装版	既設構造物取壊し	約2,060m ³	再資源化施設へ搬入																																																																																															
建設発生土	道路掘削施工箇所	捨土掘削	約1,800m ³	本特記仕様書8自工区外盛土場に関する事項による																																																																																															
建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件																																																																																																
コンクリート塊（有筋）	世紀車急工業（株）	福島県南相馬市小高区女場	日当たり受け入れ可能量：200t/日 受け入れ可能時間：8:30～12:00、13:00～16:00																																																																																																
コンクリート塊（無筋）	島崎材センター	半山神前2-4																																																																																																	
アスファルト・コンクリート塊																																																																																																			
建設副産物の種類	発生場所	発生要因	数量	処理方法																																																																																															
コンクリート塊（有筋）	既設用排水構造物撤去箇所	既設構造物取壊し	約16.4m ³	再資源化施設に搬入																																																																																															
コンクリート塊（無筋）	既設用排水構造物撤去箇所	既設構造物取壊し	約4.4m ³	再資源化施設に搬入																																																																																															
アスファルト・コンクリート塊	I期隙縫部補装版	既設構造物取壊し	約2,470m ³	再資源化施設へ搬入																																																																																															
建設発生土	道路掘削施工箇所	捨土掘削	約1,800m ³	本特記仕様書8自工区外盛土場に関する事項による																																																																																															
土木シート	借地復旧箇所	借地復旧	約927m ²	中間処理施設へ搬入																																																																																															
合成樹脂製可とう電線管	交通安全施設設置箇所	交通安全施設設置	約286m	中間処理施設へ搬入																																																																																															
建設副産物の種類	施設の名称	所在地	受入条件																																																																																																
コンクリート塊（有筋）	世紀車急工業（株）	福島県南相馬市小高区女場	日当たり受け入れ可能量：200t/日 受け入れ可能時間：8:30～12:00、13:00～16:00																																																																																																
コンクリート塊（無筋）	島崎材センター	半山神前2-4																																																																																																	
アスファルト・コンクリート塊																																																																																																			
土木シート	（有）鷺研リサイクル環境センター	福島県いわき市泉町下川牛大劍326-13	日当たり受け入れ可能量：3.6t/日 受け入れ可能時間：8:00～12:00、13:00～17:00																																																																																																

対象	誤	正	備考																								
特記仕様書(4) 27 工事細部に関する事項 27-7 アスファルト舗装改良工	<p>27-7 アスファルト舗装改良工</p> <p>(1) 適用すべき諸基準 共通仕様書13-2「適用すべき諸基準」に以下を追加する。 ・高弹性上層路盤用混合物 設計・施工管理要領 ・低速プロファイラの運用に関する補足資料(別紙-2)</p> <p>(2) 種別 共通仕様書13-8-4「種別」に下表を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切削オーバーレイ工A ($t = 4 \text{ cm}$)</td> <td>既設舗装面(高機能II型)をコンクリートカッターで4cm切断し、小型路面切削機により厚さ4cmを切削したのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m²)</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工B ($t = 2.5 \text{ cm}$)</td> <td>既設舗装面(表層:高機能II型、基層、上層路盤)を各層毎にコンクリートカッターで2.5cm切断し、大型路面切削機により表層厚さ4cm、基層厚さ6cm、上層路盤厚さ1.5cmの切削及び止水目地材等で止水対策をしたのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物、厚さ6cm基層用遮水性アスファルト混合物、厚さ1.5cmアスファルト安定処理路盤用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m² PK-3 標準使用量:0. 80/m²)</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工C ($t = 4 \text{ cm}$)</td> <td>既設舗装面(高機能II型)を小型路面切削機により厚さ4cmを切削したのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m²)</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工D ($t = 4 \text{ cm}$)</td> <td>既設舗装面(高機能II型)を路面切削機により厚さ4cmを切削したのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m²)</td> </tr> <tr> <td>打撃工(機械施工)</td> <td>コンクリートカッターで既設A.s舗装層厚さ3.5cmを切断し、パックホウによる舗装3.5cm及び上部路床7cmの剥取りをしたのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物、厚さ6cm基層用遮水性アスファルト混合物、厚さ1.5cmアスファルト安定処理路盤用混合物、厚さ1.7cm下層路盤(粒度調整碎石4.0~0mm)を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m² PK-3 標準使用量:0. 80/m²)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 材料及び基準 1) アスファルト混合物の材料及び基準は、本特記仕様書27-6に規定する各項目を適用するものとする。 2) 止水目地材に使用する材料は、「舗装施工管理要領」の規定に適合しなければならない</p>	種別	区分内容	切削オーバーレイ工A ($t = 4 \text{ cm}$)	既設舗装面(高機能II型)をコンクリートカッターで4cm切断し、小型路面切削機により厚さ4cmを切削したのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m ²)	切削オーバーレイ工B ($t = 2.5 \text{ cm}$)	既設舗装面(表層:高機能II型、基層、上層路盤)を各層毎にコンクリートカッターで2.5cm切断し、大型路面切削機により表層厚さ4cm、基層厚さ6cm、上層路盤厚さ1.5cmの切削及び止水目地材等で止水対策をしたのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物、厚さ6cm基層用遮水性アスファルト混合物、厚さ1.5cmアスファルト安定処理路盤用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m ² PK-3 標準使用量:0. 80/m ²)	切削オーバーレイ工C ($t = 4 \text{ cm}$)	既設舗装面(高機能II型)を小型路面切削機により厚さ4cmを切削したのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m ²)	切削オーバーレイ工D ($t = 4 \text{ cm}$)	既設舗装面(高機能II型)を路面切削機により厚さ4cmを切削したのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m ²)	打撃工(機械施工)	コンクリートカッターで既設A.s舗装層厚さ3.5cmを切断し、パックホウによる舗装3.5cm及び上部路床7cmの剥取りをしたのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物、厚さ6cm基層用遮水性アスファルト混合物、厚さ1.5cmアスファルト安定処理路盤用混合物、厚さ1.7cm下層路盤(粒度調整碎石4.0~0mm)を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m ² PK-3 標準使用量:0. 80/m ²)	<p>27-7 アスファルト舗装改良工</p> <p>(1) 適用すべき諸基準 共通仕様書13-2「適用すべき諸基準」に以下を追加する。 ・高弹性上層路盤用混合物 設計・施工管理要領 ・低速プロファイラの運用に関する補足資料(別紙-2)</p> <p>(2) 種別 共通仕様書13-8-4「種別」に下表を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切削オーバーレイ工A ($t = 4 \text{ cm}$)</td> <td>既設舗装面(高機能II型)をコンクリートカッターで4cm切断し、小型路面切削機により厚さ4~12.5cmを切削したのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m²)</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工B ($t = 2.5 \text{ cm}$)</td> <td>既設舗装面(表層:高機能II型、基層、上層路盤)を各層毎にコンクリートカッターで2.5cm切断し、大型路面切削機により表層厚さ4cm、基層厚さ6cm、上層路盤厚さ1.5cmの切削及び止水目地材等で止水対策をしたのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物、厚さ6cm基層用遮水性アスファルト混合物、厚さ1.5cmアスファルト安定処理路盤用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m² PK-3 標準使用量:0. 80/m²)</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工C ($t = 4 \text{ cm}$)</td> <td>既設舗装面(高機能II型)を小型路面切削機により厚さ4cmを切削したのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m²)</td> </tr> <tr> <td>切削オーバーレイ工D ($t = 4 \text{ cm}$)</td> <td>既設舗装面(高機能II型)を小型路面切削機により厚さ4cmを切削したのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m²)</td> </tr> <tr> <td>打撃工(機械施工)</td> <td>コンクリートカッターで既設A.s舗装層厚さ3.5cmを切断し、パックホウによる舗装3.5cm及び上部路床7cmの剥取りをしたのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物、厚さ6cm基層用遮水性アスファルト混合物、厚さ1.5cmアスファルト安定処理路盤用混合物、厚さ1.7cm下層路盤(粒度調整碎石4.0~0mm)を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m² PK-3 標準使用量:0. 80/m²)</td> </tr> </tbody> </table> <p>「舗装施工管理要領」に規定する舗装工事管理運報(管理様式-202)の提出にあわせて、運報に記載する出荷日の注文伝票(写し)、納入伝票(写し)、自動計量装置の印字記録装置の印字記録を提出するものとする。</p> <p>(3) 材料及び基準 1) アスファルト混合物の材料及び基準は、本特記仕様書27-6に規定する各項目を適用するものとする。</p>	種別	区分内容	切削オーバーレイ工A ($t = 4 \text{ cm}$)	既設舗装面(高機能II型)をコンクリートカッターで4cm切断し、小型路面切削機により厚さ4~12.5cmを切削したのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m ²)	切削オーバーレイ工B ($t = 2.5 \text{ cm}$)	既設舗装面(表層:高機能II型、基層、上層路盤)を各層毎にコンクリートカッターで2.5cm切断し、大型路面切削機により表層厚さ4cm、基層厚さ6cm、上層路盤厚さ1.5cmの切削及び止水目地材等で止水対策をしたのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物、厚さ6cm基層用遮水性アスファルト混合物、厚さ1.5cmアスファルト安定処理路盤用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m ² PK-3 標準使用量:0. 80/m ²)	切削オーバーレイ工C ($t = 4 \text{ cm}$)	既設舗装面(高機能II型)を小型路面切削機により厚さ4cmを切削したのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m ²)	切削オーバーレイ工D ($t = 4 \text{ cm}$)	既設舗装面(高機能II型)を小型路面切削機により厚さ4cmを切削したのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m ²)	打撃工(機械施工)	コンクリートカッターで既設A.s舗装層厚さ3.5cmを切断し、パックホウによる舗装3.5cm及び上部路床7cmの剥取りをしたのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物、厚さ6cm基層用遮水性アスファルト混合物、厚さ1.5cmアスファルト安定処理路盤用混合物、厚さ1.7cm下層路盤(粒度調整碎石4.0~0mm)を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m ² PK-3 標準使用量:0. 80/m ²)	訂正
種別	区分内容																										
切削オーバーレイ工A ($t = 4 \text{ cm}$)	既設舗装面(高機能II型)をコンクリートカッターで4cm切断し、小型路面切削機により厚さ4cmを切削したのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m ²)																										
切削オーバーレイ工B ($t = 2.5 \text{ cm}$)	既設舗装面(表層:高機能II型、基層、上層路盤)を各層毎にコンクリートカッターで2.5cm切断し、大型路面切削機により表層厚さ4cm、基層厚さ6cm、上層路盤厚さ1.5cmの切削及び止水目地材等で止水対策をしたのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物、厚さ6cm基層用遮水性アスファルト混合物、厚さ1.5cmアスファルト安定処理路盤用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m ² PK-3 標準使用量:0. 80/m ²)																										
切削オーバーレイ工C ($t = 4 \text{ cm}$)	既設舗装面(高機能II型)を小型路面切削機により厚さ4cmを切削したのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m ²)																										
切削オーバーレイ工D ($t = 4 \text{ cm}$)	既設舗装面(高機能II型)を路面切削機により厚さ4cmを切削したのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m ²)																										
打撃工(機械施工)	コンクリートカッターで既設A.s舗装層厚さ3.5cmを切断し、パックホウによる舗装3.5cm及び上部路床7cmの剥取りをしたのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物、厚さ6cm基層用遮水性アスファルト混合物、厚さ1.5cmアスファルト安定処理路盤用混合物、厚さ1.7cm下層路盤(粒度調整碎石4.0~0mm)を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m ² PK-3 標準使用量:0. 80/m ²)																										
種別	区分内容																										
切削オーバーレイ工A ($t = 4 \text{ cm}$)	既設舗装面(高機能II型)をコンクリートカッターで4cm切断し、小型路面切削機により厚さ4~12.5cmを切削したのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m ²)																										
切削オーバーレイ工B ($t = 2.5 \text{ cm}$)	既設舗装面(表層:高機能II型、基層、上層路盤)を各層毎にコンクリートカッターで2.5cm切断し、大型路面切削機により表層厚さ4cm、基層厚さ6cm、上層路盤厚さ1.5cmの切削及び止水目地材等で止水対策をしたのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物、厚さ6cm基層用遮水性アスファルト混合物、厚さ1.5cmアスファルト安定処理路盤用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m ² PK-3 標準使用量:0. 80/m ²)																										
切削オーバーレイ工C ($t = 4 \text{ cm}$)	既設舗装面(高機能II型)を小型路面切削機により厚さ4cmを切削したのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m ²)																										
切削オーバーレイ工D ($t = 4 \text{ cm}$)	既設舗装面(高機能II型)を小型路面切削機により厚さ4cmを切削したのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m ²)																										
打撃工(機械施工)	コンクリートカッターで既設A.s舗装層厚さ3.5cmを切断し、パックホウによる舗装3.5cm及び上部路床7cmの剥取りをしたのち、厚さ4cm高機能舗装II型用混合物、厚さ6cm基層用遮水性アスファルト混合物、厚さ1.5cmアスファルト安定処理路盤用混合物、厚さ1.7cm下層路盤(粒度調整碎石4.0~0mm)を舗設するもの。 (沥青材種別:PKM-T 標準使用量:0. 40/m ² PK-3 標準使用量:0. 80/m ²)																										

対象	誤	正	備考																																																																																												
特記仕様書(5) 27 工事細部に関する事項 27-8 交通安全施設工	<p>(8) 支 払</p> <p>共通仕様書13-8-1-6「支払」に規定する支払の項目に以下の項目を追加するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13-(10) 切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工A (t=4cm) 切削オーバーレイ工B (t=2.5cm) 切削オーバーレイ工C (t=4cm) 切削オーバーレイ工D (t=4cm)</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>13-(12) 打撃工 打撃工(撃滅施工)</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-8 交通安全施設工 27-8-1 防護柵工 (1) 様 別 共通仕様書15-3-2「種別」に、次の項目を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>設計図書に示す記号</th> <th>支柱間隔(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Gr-SB-BJ (P)</td> <td>Gr-SB-BJ (P)</td> <td>1</td> <td>標準壁高欄部へのすり付け</td> </tr> <tr> <td>Gr-SB-BJ (P) (特)</td> <td>Gr-SB-BJ (P) (特)</td> <td>1</td> <td>標準壁高欄部へのすり付け(特殊間隔材)</td> </tr> <tr> <td>Gr-A-4E (P) (特)</td> <td>Gr-A-4E (P) (特)</td> <td>4</td> <td>土工区間(特殊間隔材)</td> </tr> <tr> <td>Gr-A-2E (P) (特)</td> <td>Gr-A-2E (P) (特)</td> <td>2</td> <td>土工区間(特殊間隔材)</td> </tr> <tr> <td>Gr-A-Mo</td> <td>Gr-A-Mo</td> <td>4</td> <td>土工区間(着脱式)</td> </tr> <tr> <td>Gr-A-BJ (P)</td> <td>Gr-A-BJ (P)</td> <td>1</td> <td>カルバートボックスへのすり付け</td> </tr> <tr> <td>Gr-Am-2E (D) (P)</td> <td>Gr-Am-2E (D) (P)</td> <td>2</td> <td>土工区間</td> </tr> <tr> <td>Gr-Am-2E (D) -GFPS</td> <td>Gr-Am-2E (D) (P) -GFPS</td> <td>2</td> <td>カルバートボックス上の基礎 (H>0, 7m)</td> </tr> <tr> <td>Gr-Am-2E (D) (P) -GFPc</td> <td>Gr-Am-2E (D) (P) -GFPc</td> <td>2</td> <td>カルバートボックス上の基礎 (H>0, 7m)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 出来形管理 防護柵施工管理要領(令和5年7月)6. 現場検査(1)土工部に規定する、防護柵支柱の根入れ長確認(試験)方法については、契約後、監督員と協議した上で実施するものとする。なお、非破壊試験による出来形管理を行うこととした場合は設計変更の対象とする。</p> <p>(3) 施 工 支柱の打込みにおいては、玉石及び軽石等により設計深度に達する前に打込み不能となった場合、受注者は速やかにその原因を調査し、その処置について監督員と協議するものとし、これに要する費用については、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p>	単価表の項目	検測の単位	13-(10) 切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工A (t=4cm) 切削オーバーレイ工B (t=2.5cm) 切削オーバーレイ工C (t=4cm) 切削オーバーレイ工D (t=4cm)	m ²	13-(12) 打撃工 打撃工(撃滅施工)	m ²	単価表の項目	設計図書に示す記号	支柱間隔(m)	備考	Gr-SB-BJ (P)	Gr-SB-BJ (P)	1	標準壁高欄部へのすり付け	Gr-SB-BJ (P) (特)	Gr-SB-BJ (P) (特)	1	標準壁高欄部へのすり付け(特殊間隔材)	Gr-A-4E (P) (特)	Gr-A-4E (P) (特)	4	土工区間(特殊間隔材)	Gr-A-2E (P) (特)	Gr-A-2E (P) (特)	2	土工区間(特殊間隔材)	Gr-A-Mo	Gr-A-Mo	4	土工区間(着脱式)	Gr-A-BJ (P)	Gr-A-BJ (P)	1	カルバートボックスへのすり付け	Gr-Am-2E (D) (P)	Gr-Am-2E (D) (P)	2	土工区間	Gr-Am-2E (D) -GFPS	Gr-Am-2E (D) (P) -GFPS	2	カルバートボックス上の基礎 (H>0, 7m)	Gr-Am-2E (D) (P) -GFPc	Gr-Am-2E (D) (P) -GFPc	2	カルバートボックス上の基礎 (H>0, 7m)	<p>(8) 支 払</p> <p>共通仕様書13-8-1-6「支払」に規定する支払の項目に以下の項目を追加するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13-(10) 切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工A (t=4cm) 切削オーバーレイ工B (t=2.5cm) 切削オーバーレイ工C (t=4cm) 切削オーバーレイ工D (t=4cm)</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>13-(12) 打撃工 打撃工(撃滅施工)</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-8 交通安全施設工 27-8-1 防護柵工 (1) 様 別 共通仕様書15-3-2「種別」に、次の項目を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>設計図書に示す記号</th> <th>支柱間隔(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Gr-SB-BJ (P)</td> <td>Gr-SB-BJ (P)</td> <td>1</td> <td>標準壁高欄部へのすり付け</td> </tr> <tr> <td>Gr-SB-BJ (P) (特)</td> <td>Gr-SB-BJ (P) (特)</td> <td>1</td> <td>標準壁高欄部へのすり付け(特殊間隔材)</td> </tr> <tr> <td>Gr-A-4E (P) (特)</td> <td>Gr-A-4E (P) (特)</td> <td>4</td> <td>土工区間(特殊間隔材)</td> </tr> <tr> <td>Gr-A-2E (P) (特)</td> <td>Gr-A-2E (P) (特)</td> <td>2</td> <td>土工区間(特殊間隔材)</td> </tr> <tr> <td>Gr-A-Mo</td> <td>Gr-A-Mo</td> <td>4</td> <td>土工区間(着脱式)</td> </tr> <tr> <td>Gr-A-BJ (P)</td> <td>Gr-A-BJ (P)</td> <td>1</td> <td>カルバートボックスへのすり付け</td> </tr> <tr> <td>Gr-Am-2E (D) (P)</td> <td>Gr-Am-2E (D) (P)</td> <td>2</td> <td>土工区間</td> </tr> <tr> <td>Gr-Am-2E (D) (P) -GFPS</td> <td>Gr-Am-2E (D) (P) -GFPS</td> <td>2</td> <td>カルバートボックス上の基礎 (H>0, 7m)</td> </tr> <tr> <td>Gr-Am-2E (D) (P) -GFPc</td> <td>Gr-Am-2E (D) (P) -GFPc</td> <td>2</td> <td>カルバートボックス上の基礎 (H>0, 7m)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 出来形管理 防護柵施工管理要領(令和5年7月)6. 現場検査(1)土工部に規定する、防護柵支柱の根入れ長確認(試験)方法については、契約後、監督員と協議した上で実施するものとする。なお、非破壊試験による出来形管理を行うこととした場合は設計変更の対象とする。</p> <p>(3) 施 工 アスファルト舗装部に設置される防護柵の施工に先立ち、アスファルト舗装をコア削孔するものとする。コア削孔の施工は「施工計画の手引き「コアドリリング工法」(一般社団法人 日本コンクリート切断・穿孔・灌漿協会)に従って行うものとする。発生料の処分を含むこれらコア削孔に要する費用は、関連する契約単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。</p> <p>支柱の打込みにおいては、玉石及び軽石等により設計深度に達する前に打込み不能となった場合、受注者は速やかにその原因を調査し、その処置について監督員と協議するものとし、これに要する費用については、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p>	単価表の項目	検測の単位	13-(10) 切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工A (t=4cm) 切削オーバーレイ工B (t=2.5cm) 切削オーバーレイ工C (t=4cm) 切削オーバーレイ工D (t=4cm)	m ²	13-(12) 打撃工 打撃工(撃滅施工)	m ²	単価表の項目	設計図書に示す記号	支柱間隔(m)	備考	Gr-SB-BJ (P)	Gr-SB-BJ (P)	1	標準壁高欄部へのすり付け	Gr-SB-BJ (P) (特)	Gr-SB-BJ (P) (特)	1	標準壁高欄部へのすり付け(特殊間隔材)	Gr-A-4E (P) (特)	Gr-A-4E (P) (特)	4	土工区間(特殊間隔材)	Gr-A-2E (P) (特)	Gr-A-2E (P) (特)	2	土工区間(特殊間隔材)	Gr-A-Mo	Gr-A-Mo	4	土工区間(着脱式)	Gr-A-BJ (P)	Gr-A-BJ (P)	1	カルバートボックスへのすり付け	Gr-Am-2E (D) (P)	Gr-Am-2E (D) (P)	2	土工区間	Gr-Am-2E (D) (P) -GFPS	Gr-Am-2E (D) (P) -GFPS	2	カルバートボックス上の基礎 (H>0, 7m)	Gr-Am-2E (D) (P) -GFPc	Gr-Am-2E (D) (P) -GFPc	2	カルバートボックス上の基礎 (H>0, 7m)	訂正
単価表の項目	検測の単位																																																																																														
13-(10) 切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工A (t=4cm) 切削オーバーレイ工B (t=2.5cm) 切削オーバーレイ工C (t=4cm) 切削オーバーレイ工D (t=4cm)	m ²																																																																																														
13-(12) 打撃工 打撃工(撃滅施工)	m ²																																																																																														
単価表の項目	設計図書に示す記号	支柱間隔(m)	備考																																																																																												
Gr-SB-BJ (P)	Gr-SB-BJ (P)	1	標準壁高欄部へのすり付け																																																																																												
Gr-SB-BJ (P) (特)	Gr-SB-BJ (P) (特)	1	標準壁高欄部へのすり付け(特殊間隔材)																																																																																												
Gr-A-4E (P) (特)	Gr-A-4E (P) (特)	4	土工区間(特殊間隔材)																																																																																												
Gr-A-2E (P) (特)	Gr-A-2E (P) (特)	2	土工区間(特殊間隔材)																																																																																												
Gr-A-Mo	Gr-A-Mo	4	土工区間(着脱式)																																																																																												
Gr-A-BJ (P)	Gr-A-BJ (P)	1	カルバートボックスへのすり付け																																																																																												
Gr-Am-2E (D) (P)	Gr-Am-2E (D) (P)	2	土工区間																																																																																												
Gr-Am-2E (D) -GFPS	Gr-Am-2E (D) (P) -GFPS	2	カルバートボックス上の基礎 (H>0, 7m)																																																																																												
Gr-Am-2E (D) (P) -GFPc	Gr-Am-2E (D) (P) -GFPc	2	カルバートボックス上の基礎 (H>0, 7m)																																																																																												
単価表の項目	検測の単位																																																																																														
13-(10) 切削オーバーレイ工 切削オーバーレイ工A (t=4cm) 切削オーバーレイ工B (t=2.5cm) 切削オーバーレイ工C (t=4cm) 切削オーバーレイ工D (t=4cm)	m ²																																																																																														
13-(12) 打撃工 打撃工(撃滅施工)	m ²																																																																																														
単価表の項目	設計図書に示す記号	支柱間隔(m)	備考																																																																																												
Gr-SB-BJ (P)	Gr-SB-BJ (P)	1	標準壁高欄部へのすり付け																																																																																												
Gr-SB-BJ (P) (特)	Gr-SB-BJ (P) (特)	1	標準壁高欄部へのすり付け(特殊間隔材)																																																																																												
Gr-A-4E (P) (特)	Gr-A-4E (P) (特)	4	土工区間(特殊間隔材)																																																																																												
Gr-A-2E (P) (特)	Gr-A-2E (P) (特)	2	土工区間(特殊間隔材)																																																																																												
Gr-A-Mo	Gr-A-Mo	4	土工区間(着脱式)																																																																																												
Gr-A-BJ (P)	Gr-A-BJ (P)	1	カルバートボックスへのすり付け																																																																																												
Gr-Am-2E (D) (P)	Gr-Am-2E (D) (P)	2	土工区間																																																																																												
Gr-Am-2E (D) (P) -GFPS	Gr-Am-2E (D) (P) -GFPS	2	カルバートボックス上の基礎 (H>0, 7m)																																																																																												
Gr-Am-2E (D) (P) -GFPc	Gr-Am-2E (D) (P) -GFPc	2	カルバートボックス上の基礎 (H>0, 7m)																																																																																												

対象	誤	正	備考																																											
特記仕様書(6) 27 工事細部に関する事項 27-12 防護柵撤去設置工	<p>27-11 落下物防止柵工 (1) 権 別 共通仕様書15-7-2「種別」に、次の項目を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th colspan="2">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落下物防止柵</td> <td>G 2</td> <td>対象施設が道路及び民家で、本線保護路肩部に横着ぐい基礎型式にて設置するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 支 払 共通仕様書15-7-6「支払」に、次の項目を追加する。</p> <table> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15-(9) 落下物防止柵</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-12 防護柵撤去設置工 (1) 権別及び発生材の処理 共通仕様書15-8-2「種別及び発生材の処理」に、次の項目を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>設計図書に示す記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガードレール A種</td> <td>I期線路肩部に設置してある既存ガードレールを撤去し浪江地区仮置場へ仮置きし、支柱を洗浄し、地盤部防護処理を施した後、設計図書に示す箇所へ再設置をするもの。</td> <td>Gr-A-4E (R) Gr-A-4E (P) (R) Gr-A-2E (P) (R) Gr-A-BJ (P) (R)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、撤去した既設ガードレールについて、撤去時の破損等により再利用が出来ない材料が発生した場合は、監督員と協議のうえその指示に従うものとする。</p> <p>(2) 支 払 共通仕様書15-8-6「支払」に、次の項目を追加する。</p> <table> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15-(10) 防護柵撤去設置工 ガードレールA種</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容		落下物防止柵	G 2	対象施設が道路及び民家で、本線保護路肩部に横着ぐい基礎型式にて設置するもの。	単価表の項目	検測の単位	15-(9) 落下物防止柵	m	単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号	ガードレール A種	I期線路肩部に設置してある既存ガードレールを撤去し浪江地区仮置場へ仮置きし、支柱を洗浄し、地盤部防護処理を施した後、設計図書に示す箇所へ再設置をするもの。	Gr-A-4E (R) Gr-A-4E (P) (R) Gr-A-2E (P) (R) Gr-A-BJ (P) (R)	単価表の項目	検測の単位	15-(10) 防護柵撤去設置工 ガードレールA種	m	<p>27-11 落下物防止柵工 (1) 権 別 共通仕様書15-7-2「種別」に、次の項目を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th colspan="2">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落下物防止柵</td> <td>G 2</td> <td>対象施設が道路及び民家で、本線保護路肩部に横着ぐい基礎型式にて設置するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 支 払 共通仕様書15-7-6「支払」に、次の項目を追加する。</p> <table> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15-(9) 落下物防止柵</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-12 防護柵撤去設置工 (1) 権別及び発生材の処理 共通仕様書15-8-2「種別及び発生材の処理」に、次の項目を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>設計図書に示す記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガードレール A種</td> <td>I期線路肩部に設置してある既存ガードレールを撤去し浪江地区仮置場へ仮置きし、支柱を洗浄し、地盤部防護処理を施した後、設計図書に示す箇所へ再設置をするもの。</td> <td>Gr-A-4E (R) Gr-A-2E (P) (R) Gr-A-BJ (P) (R)</td> </tr> <tr> <td>中央分離帯開口部防護柵 A (Y)</td> <td>I期後中央分離帯に設置してある既設ガードレールを撤去し浪江地区仮置場へ仮置きし、支柱を洗浄し、設計図書に示す箇所へ再設置をするもの。夜間作業による。</td> <td>Gr-Am-4E (D) Gr-Am-Mo (D)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、撤去した既設ガードレールについて、撤去時の破損等により再利用が出来ない材料が発生した場合は、監督員と協議のうえその指示に従うものとする。</p> <p>(2) 施 工 共通仕様書15-8-6「施工」に、次の項目を追加する。</p> <p>アスファルト舗装部に設置される防護柵の施工に先立ち、アスファルト舗装をコア削孔するものとする。コア削孔の施工は「施工計画の手引き コアドリリング工法」（一般社団法人 日本コンクリート切断・穿孔業協会）に従って行うものとする。発生料の処分を含むこれらコア削孔に要する費用は、関連する契約単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。</p> <p>(3) 支 払 共通仕様書15-8-6「支払」に、次の項目を追加する。</p> <table> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15-(10) 防護柵撤去設置工 ガードレールA種 中央分離帯開口部防護柵A (Y)</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容		落下物防止柵	G 2	対象施設が道路及び民家で、本線保護路肩部に横着ぐい基礎型式にて設置するもの。	単価表の項目	検測の単位	15-(9) 落下物防止柵	m	単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号	ガードレール A種	I期線路肩部に設置してある既存ガードレールを撤去し浪江地区仮置場へ仮置きし、支柱を洗浄し、地盤部防護処理を施した後、設計図書に示す箇所へ再設置をするもの。	Gr-A-4E (R) Gr-A-2E (P) (R) Gr-A-BJ (P) (R)	中央分離帯開口部防護柵 A (Y)	I期後中央分離帯に設置してある既設ガードレールを撤去し浪江地区仮置場へ仮置きし、支柱を洗浄し、設計図書に示す箇所へ再設置をするもの。夜間作業による。	Gr-Am-4E (D) Gr-Am-Mo (D)	単価表の項目	検測の単位	15-(10) 防護柵撤去設置工 ガードレールA種 中央分離帯開口部防護柵A (Y)	m	訂正
単価表の項目	区分内容																																													
落下物防止柵	G 2	対象施設が道路及び民家で、本線保護路肩部に横着ぐい基礎型式にて設置するもの。																																												
単価表の項目	検測の単位																																													
15-(9) 落下物防止柵	m																																													
単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号																																												
ガードレール A種	I期線路肩部に設置してある既存ガードレールを撤去し浪江地区仮置場へ仮置きし、支柱を洗浄し、地盤部防護処理を施した後、設計図書に示す箇所へ再設置をするもの。	Gr-A-4E (R) Gr-A-4E (P) (R) Gr-A-2E (P) (R) Gr-A-BJ (P) (R)																																												
単価表の項目	検測の単位																																													
15-(10) 防護柵撤去設置工 ガードレールA種	m																																													
単価表の項目	区分内容																																													
落下物防止柵	G 2	対象施設が道路及び民家で、本線保護路肩部に横着ぐい基礎型式にて設置するもの。																																												
単価表の項目	検測の単位																																													
15-(9) 落下物防止柵	m																																													
単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号																																												
ガードレール A種	I期線路肩部に設置してある既存ガードレールを撤去し浪江地区仮置場へ仮置きし、支柱を洗浄し、地盤部防護処理を施した後、設計図書に示す箇所へ再設置をするもの。	Gr-A-4E (R) Gr-A-2E (P) (R) Gr-A-BJ (P) (R)																																												
中央分離帯開口部防護柵 A (Y)	I期後中央分離帯に設置してある既設ガードレールを撤去し浪江地区仮置場へ仮置きし、支柱を洗浄し、設計図書に示す箇所へ再設置をするもの。夜間作業による。	Gr-Am-4E (D) Gr-Am-Mo (D)																																												
単価表の項目	検測の単位																																													
15-(10) 防護柵撤去設置工 ガードレールA種 中央分離帯開口部防護柵A (Y)	m																																													

対象	誤	正	備考																																												
特記仕様書(7) 27 工事細部に関する事項 27-13 交通管理施設工	<p>27-13 交通管理施設工 27-13-1 路面標示工 (1) 様別 共通仕様書16-4-2「種別」に下表を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>路面標示の塗色</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面標示標凧型D 1 (Y)</td> <td>白色</td> <td>レーンマーク施工管理要領・路面標示標凧型の規定に適合する材料を使用して、本線に舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示を施工するもの。</td> </tr> <tr> <td>路面標示標凧型E 1 (Y)</td> <td>白色</td> <td>レーンマーク施工管理要領・路面標示標凧型の規定に適合する材料を使用して、本線に矢印標示等を施工するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施工 本特記仕様書10-1に示すR 8～R 9年半年始前に本施工を実施するものとする。なお、監督員から別途指示があった場合はこの限りではない。</p> <p>(3) 支払 共通仕様書16-4-6「支払」に規定する支払の項目に以下の項目を追加するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16-(7) 路面標示工 路面標示標凧型D 1 (Y) 路面標示標凧型E 1 (Y)</td> <td>m² m²</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	路面標示の塗色	区分内容	路面標示標凧型D 1 (Y)	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標凧型の規定に適合する材料を使用して、本線に舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示を施工するもの。	路面標示標凧型E 1 (Y)	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標凧型の規定に適合する材料を使用して、本線に矢印標示等を施工するもの。	単価表の項目	検測の単位	16-(7) 路面標示工 路面標示標凧型D 1 (Y) 路面標示標凧型E 1 (Y)	m ² m ²	<p>27-13 交通管理施設工 27-13-1 路面標示工 (1) 様別 共通仕様書16-4-2「種別」に下表を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>路面標示の塗色</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面標示標凧型A 1 (Y)</td> <td>白色</td> <td>レーンマーク施工管理要領・路面標示標凧型の規定に適合する材料を使用して、本線に標示幅15cmを施工するもの(夜間施工)</td> </tr> <tr> <td>路面標示標凧型B 1 (Y)</td> <td>白色</td> <td>レーンマーク施工管理要領・路面標示標凧型の規定に適合する材料を使用して、本線に標示幅20cmを施工するもの(夜間施工)</td> </tr> <tr> <td>路面標示標凧型D 1 (Y)</td> <td>白色</td> <td>レーンマーク施工管理要領・路面標示標凧型の規定に適合する材料を使用して、本線に舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示を施工するもの(夜間施工)</td> </tr> <tr> <td>路面標示標凧型E 1 (Y)</td> <td>白色</td> <td>レーンマーク施工管理要領・路面標示標凧型の規定に適合する材料を使用して、本線に矢印標示等を施工するもの(夜間施工)</td> </tr> <tr> <td>夜路面標示工A 1 (Y)</td> <td>白色</td> <td>レーンマーク施工管理要領・路面標示J I S規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に標示幅15cmを施工するもの(夜間施工)</td> </tr> <tr> <td>夜路面標示工B 1 (Y)</td> <td>白色</td> <td>レーンマーク施工管理要領・路面標示J I S規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に標示幅20cmを施工するもの(夜間施工)</td> </tr> <tr> <td>夜路面標示工D 1 (Y)</td> <td>白色</td> <td>レーンマーク施工管理要領・路面標示J I S規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示を施工するもの(夜間施工)</td> </tr> <tr> <td>夜路面標示工E 1 (Y)</td> <td>白色</td> <td>レーンマーク施工管理要領・路面標示J I S規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に矢印標示等を施工するもの(夜間施工)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施工 本特記仕様書10-1に示すR 8～R 9年半年始前に本施工を実施するものとする。なお、監督員から別途指示があった場合はこの限りではない。 夜路面標示工においては、共通仕様書16-4-4「施工」の規定によらないものとする。</p> <p>(3) 支払 共通仕様書16-4-6「支払」に規定する支払の項目に以下の項目を追加するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16-(7) 路面標示工 路面標示標凧型A 1 (Y) 路面標示標凧型B 1 (Y) 路面標示標凧型D 1 (Y) 路面標示標凧型E 1 (Y) 夜路面標示工A 1 (Y) 夜路面標示工B 1 (Y) 夜路面標示工D 1 (Y) 夜路面標示工E 1 (Y)</td> <td>m² m² m² m² m² m² m² m² m²</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	路面標示の塗色	区分内容	路面標示標凧型A 1 (Y)	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標凧型の規定に適合する材料を使用して、本線に標示幅15cmを施工するもの(夜間施工)	路面標示標凧型B 1 (Y)	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標凧型の規定に適合する材料を使用して、本線に標示幅20cmを施工するもの(夜間施工)	路面標示標凧型D 1 (Y)	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標凧型の規定に適合する材料を使用して、本線に舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示を施工するもの(夜間施工)	路面標示標凧型E 1 (Y)	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標凧型の規定に適合する材料を使用して、本線に矢印標示等を施工するもの(夜間施工)	夜路面標示工A 1 (Y)	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示J I S規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に標示幅15cmを施工するもの(夜間施工)	夜路面標示工B 1 (Y)	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示J I S規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に標示幅20cmを施工するもの(夜間施工)	夜路面標示工D 1 (Y)	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示J I S規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示を施工するもの(夜間施工)	夜路面標示工E 1 (Y)	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示J I S規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に矢印標示等を施工するもの(夜間施工)	単価表の項目	検測の単位	16-(7) 路面標示工 路面標示標凧型A 1 (Y) 路面標示標凧型B 1 (Y) 路面標示標凧型D 1 (Y) 路面標示標凧型E 1 (Y) 夜路面標示工A 1 (Y) 夜路面標示工B 1 (Y) 夜路面標示工D 1 (Y) 夜路面標示工E 1 (Y)	m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ²	訂正
単価表の項目	路面標示の塗色	区分内容																																													
路面標示標凧型D 1 (Y)	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標凧型の規定に適合する材料を使用して、本線に舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示を施工するもの。																																													
路面標示標凧型E 1 (Y)	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標凧型の規定に適合する材料を使用して、本線に矢印標示等を施工するもの。																																													
単価表の項目	検測の単位																																														
16-(7) 路面標示工 路面標示標凧型D 1 (Y) 路面標示標凧型E 1 (Y)	m ² m ²																																														
単価表の項目	路面標示の塗色	区分内容																																													
路面標示標凧型A 1 (Y)	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標凧型の規定に適合する材料を使用して、本線に標示幅15cmを施工するもの(夜間施工)																																													
路面標示標凧型B 1 (Y)	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標凧型の規定に適合する材料を使用して、本線に標示幅20cmを施工するもの(夜間施工)																																													
路面標示標凧型D 1 (Y)	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標凧型の規定に適合する材料を使用して、本線に舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示を施工するもの(夜間施工)																																													
路面標示標凧型E 1 (Y)	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示標凧型の規定に適合する材料を使用して、本線に矢印標示等を施工するもの(夜間施工)																																													
夜路面標示工A 1 (Y)	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示J I S規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に標示幅15cmを施工するもの(夜間施工)																																													
夜路面標示工B 1 (Y)	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示J I S規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に標示幅20cmを施工するもの(夜間施工)																																													
夜路面標示工D 1 (Y)	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示J I S規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に舗装路肩標示、導流標示、ノーズ標示を施工するもの(夜間施工)																																													
夜路面標示工E 1 (Y)	白色	レーンマーク施工管理要領・路面標示J I S規格型の規定に適合する材料を使用して、本線に矢印標示等を施工するもの(夜間施工)																																													
単価表の項目	検測の単位																																														
16-(7) 路面標示工 路面標示標凧型A 1 (Y) 路面標示標凧型B 1 (Y) 路面標示標凧型D 1 (Y) 路面標示標凧型E 1 (Y) 夜路面標示工A 1 (Y) 夜路面標示工B 1 (Y) 夜路面標示工D 1 (Y) 夜路面標示工E 1 (Y)	m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ²																																														

対象	誤	正	備考																																																																																		
特記仕様書(8) 27 工事細部に関する事項 27-20 交通規制工	<p>27-20 交通規制工 (1) 種 別 共通仕様書1.9-3-2「種別」に次表を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通行止規制 A</td> <td>「道路保全要領（路上作業編）（令和2年3月）」の規定に準拠し、常磐富岡IC～南相馬ICの通行止を行う規制をいう。</td> </tr> <tr> <td>通行止規制 B</td> <td>「道路保全要領（路上作業編）（令和2年3月）」の規定に準拠し、浪江IC～南相馬ICの通行止を行う規制をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>共通仕様書1.9-3-2「種別」に規定する交通規制箇所、交通規制内の施工内容及び規制時間等については下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>交通規制箇所</th> <th>交通規制内の工事内容</th> <th>規制時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陥没規制</td> <td>常磐自動車道 下り線 A 常磐富岡IC～南相馬IC</td> <td>切削オーバーレイ工 A 路面標示工 距離標設置撤去工</td> <td>7:00～18:00 (8:00～17:00)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車原規制</td> <td>常磐自動車道 下り線 A 常磐富岡IC～南相馬IC</td> <td>切削オーバーレイ工 A 標識柱撤去工 路面標示工 視界誘導標</td> <td>7:00～18:00 (8:00～17:00)</td> <td>1km半満</td> </tr> <tr> <td>車原規制</td> <td>常磐自動車道 下り線 B 常磐富岡IC～南相馬IC</td> <td>切削オーバーレイ工 A 標識柱撤去工 路面標示工 視界誘導標</td> <td>7:00～18:00 (8:00～17:00)</td> <td>4km半満</td> </tr> <tr> <td>連続車原規制</td> <td>常磐自動車道 上下線 A 常磐富岡IC～南相馬IC</td> <td>切削オーバーレイ工 C 切削オーバーレイ工 D 路面標示消去工 車線分離標</td> <td>規制設置日 7:00～18:00 (8:00～17:00) 連続規制日 (370日間) 規制撤去日 7:00～18:00 (8:00～17:00)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通行止規制</td> <td>常磐自動車道 上下線 A 常磐富岡IC～南相馬IC</td> <td>防護柵撤去設置工 防光防止施設撤去設置工 路面標示工 車線分離標 仮設防護柵工 路面標示消去工 撤去工</td> <td>20:00～翌 5:00 (21:00～翌 4:00)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通行止規制</td> <td>常磐自動車道 上下線 B 浪江IC～南相馬IC</td> <td>防護柵撤去設置工 防光防止施設撤去設置工 路面標示工 仮設防護柵工 路面標示消去工 撤去工</td> <td>20:00～翌 5:00 (21:00～翌 4:00)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>① 各単価項目に含まれる交通保安要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。 ② 上表の規制時間とは、1回当たりとして検討する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。 ③ () 内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。 ④ 休憩時間における交替要員の配置に必要となる労力については交通規制工に含むものとする。</p>	単価表の項目	内 容	通行止規制 A	「道路保全要領（路上作業編）（令和2年3月）」の規定に準拠し、常磐富岡IC～南相馬ICの通行止を行う規制をいう。	通行止規制 B	「道路保全要領（路上作業編）（令和2年3月）」の規定に準拠し、浪江IC～南相馬ICの通行止を行う規制をいう。	単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の工事内容	規制時間	備考	陥没規制	常磐自動車道 下り線 A 常磐富岡IC～南相馬IC	切削オーバーレイ工 A 路面標示工 距離標設置撤去工	7:00～18:00 (8:00～17:00)		車原規制	常磐自動車道 下り線 A 常磐富岡IC～南相馬IC	切削オーバーレイ工 A 標識柱撤去工 路面標示工 視界誘導標	7:00～18:00 (8:00～17:00)	1km半満	車原規制	常磐自動車道 下り線 B 常磐富岡IC～南相馬IC	切削オーバーレイ工 A 標識柱撤去工 路面標示工 視界誘導標	7:00～18:00 (8:00～17:00)	4km半満	連続車原規制	常磐自動車道 上下線 A 常磐富岡IC～南相馬IC	切削オーバーレイ工 C 切削オーバーレイ工 D 路面標示消去工 車線分離標	規制設置日 7:00～18:00 (8:00～17:00) 連続規制日 (370日間) 規制撤去日 7:00～18:00 (8:00～17:00)		通行止規制	常磐自動車道 上下線 A 常磐富岡IC～南相馬IC	防護柵撤去設置工 防光防止施設撤去設置工 路面標示工 車線分離標 仮設防護柵工 路面標示消去工 撤去工	20:00～翌 5:00 (21:00～翌 4:00)		通行止規制	常磐自動車道 上下線 B 浪江IC～南相馬IC	防護柵撤去設置工 防光防止施設撤去設置工 路面標示工 仮設防護柵工 路面標示消去工 撤去工	20:00～翌 5:00 (21:00～翌 4:00)		<p>27-20 交通規制工 (1) 種 別 共通仕様書1.9-3-2「種別」に次表を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通行止規制 A</td> <td>「道路保全要領（路上作業編）（令和2年3月）」の規定に準拠し、常磐富岡IC～南相馬ICの通行止を行う規制をいう。</td> </tr> <tr> <td>通行止規制 B</td> <td>「道路保全要領（路上作業編）（令和2年3月）」の規定に準拠し、浪江IC～南相馬ICの通行止を行う規制をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>共通仕様書1.9-3-2「種別」に規定する交通規制箇所、交通規制内の施工内容及び規制時間等については下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>交通規制箇所</th> <th>交通規制内の工事内容</th> <th>規制時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陥没規制</td> <td>常磐自動車道 下り線 A 常磐富岡IC～南相馬IC</td> <td>アスファルト舗装版取扱し (Type A) 防護柵設置撤去工 仮設防護柵工 撤去工</td> <td>7:00～17:30 (8:00～16:00)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車原規制</td> <td>常磐自動車道 下り線 A 常磐富岡IC～南相馬IC</td> <td>打替工</td> <td>7:00～17:30 (8:30～15:30)</td> <td>1km半満</td> </tr> <tr> <td>車原規制</td> <td>常磐自動車道 下り線 B 常磐富岡IC～南相馬IC</td> <td>仮設防護柵工</td> <td>7:00～17:30 (8:30～15:30)</td> <td>4km半満</td> </tr> <tr> <td>連続車原規制</td> <td>常磐自動車道 上下線 A 常磐富岡IC～南相馬IC</td> <td>アスファルトコンクリート 表層工 II 防護柵工 防光防止施設工 視界誘導標 路面標示工 仮設防護柵工</td> <td>規制設置日 7:00～翌 07:00 (8:30～16:30) 連続規制日（101日間） (うち作業日68日間) 7:00～翌 07:00 (8:00～16:00) 規制撤去日 7:00～18:30 (8:00～16:00)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通行止規制</td> <td>常磐自動車道 上下線 A 常磐富岡IC～南相馬IC</td> <td>防護柵撤去設置工 防光防止施設撤去設置工 路面標示工 車線分離標 仮設防護柵工 路面標示消去工 撤去工</td> <td>19:30～翌 5:30 (20:30～翌 4:00)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通行止規制</td> <td>常磐自動車道 上下線 B 浪江IC～南相馬IC</td> <td>防護柵撤去設置工 防光防止施設撤去設置工 路面標示工 仮設防護柵工 路面標示消去工 撤去工</td> <td>19:30～翌 5:30 (20:30～翌 4:00)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>① 各単価項目に含まれる交通保安要員の配置場所及び人数については設計図に示す通りとする。 ② 上表の規制時間とは、1回当たりとして検討する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。 ③ () 内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。 ④ 休憩時間における交替要員の配置に必要となる労力については交通規制工に含むものとする。</p>	単価表の項目	内 容	通行止規制 A	「道路保全要領（路上作業編）（令和2年3月）」の規定に準拠し、常磐富岡IC～南相馬ICの通行止を行う規制をいう。	通行止規制 B	「道路保全要領（路上作業編）（令和2年3月）」の規定に準拠し、浪江IC～南相馬ICの通行止を行う規制をいう。	単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の工事内容	規制時間	備考	陥没規制	常磐自動車道 下り線 A 常磐富岡IC～南相馬IC	アスファルト舗装版取扱し (Type A) 防護柵設置撤去工 仮設防護柵工 撤去工	7:00～17:30 (8:00～16:00)		車原規制	常磐自動車道 下り線 A 常磐富岡IC～南相馬IC	打替工	7:00～17:30 (8:30～15:30)	1km半満	車原規制	常磐自動車道 下り線 B 常磐富岡IC～南相馬IC	仮設防護柵工	7:00～17:30 (8:30～15:30)	4km半満	連続車原規制	常磐自動車道 上下線 A 常磐富岡IC～南相馬IC	アスファルトコンクリート 表層工 II 防護柵工 防光防止施設工 視界誘導標 路面標示工 仮設防護柵工	規制設置日 7:00～翌 07:00 (8:30～16:30) 連続規制日（101日間） (うち作業日68日間) 7:00～翌 07:00 (8:00～16:00) 規制撤去日 7:00～18:30 (8:00～16:00)		通行止規制	常磐自動車道 上下線 A 常磐富岡IC～南相馬IC	防護柵撤去設置工 防光防止施設撤去設置工 路面標示工 車線分離標 仮設防護柵工 路面標示消去工 撤去工	19:30～翌 5:30 (20:30～翌 4:00)		通行止規制	常磐自動車道 上下線 B 浪江IC～南相馬IC	防護柵撤去設置工 防光防止施設撤去設置工 路面標示工 仮設防護柵工 路面標示消去工 撤去工	19:30～翌 5:30 (20:30～翌 4:00)		訂正
単価表の項目	内 容																																																																																				
通行止規制 A	「道路保全要領（路上作業編）（令和2年3月）」の規定に準拠し、常磐富岡IC～南相馬ICの通行止を行う規制をいう。																																																																																				
通行止規制 B	「道路保全要領（路上作業編）（令和2年3月）」の規定に準拠し、浪江IC～南相馬ICの通行止を行う規制をいう。																																																																																				
単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の工事内容	規制時間	備考																																																																																	
陥没規制	常磐自動車道 下り線 A 常磐富岡IC～南相馬IC	切削オーバーレイ工 A 路面標示工 距離標設置撤去工	7:00～18:00 (8:00～17:00)																																																																																		
車原規制	常磐自動車道 下り線 A 常磐富岡IC～南相馬IC	切削オーバーレイ工 A 標識柱撤去工 路面標示工 視界誘導標	7:00～18:00 (8:00～17:00)	1km半満																																																																																	
車原規制	常磐自動車道 下り線 B 常磐富岡IC～南相馬IC	切削オーバーレイ工 A 標識柱撤去工 路面標示工 視界誘導標	7:00～18:00 (8:00～17:00)	4km半満																																																																																	
連続車原規制	常磐自動車道 上下線 A 常磐富岡IC～南相馬IC	切削オーバーレイ工 C 切削オーバーレイ工 D 路面標示消去工 車線分離標	規制設置日 7:00～18:00 (8:00～17:00) 連続規制日 (370日間) 規制撤去日 7:00～18:00 (8:00～17:00)																																																																																		
通行止規制	常磐自動車道 上下線 A 常磐富岡IC～南相馬IC	防護柵撤去設置工 防光防止施設撤去設置工 路面標示工 車線分離標 仮設防護柵工 路面標示消去工 撤去工	20:00～翌 5:00 (21:00～翌 4:00)																																																																																		
通行止規制	常磐自動車道 上下線 B 浪江IC～南相馬IC	防護柵撤去設置工 防光防止施設撤去設置工 路面標示工 仮設防護柵工 路面標示消去工 撤去工	20:00～翌 5:00 (21:00～翌 4:00)																																																																																		
単価表の項目	内 容																																																																																				
通行止規制 A	「道路保全要領（路上作業編）（令和2年3月）」の規定に準拠し、常磐富岡IC～南相馬ICの通行止を行う規制をいう。																																																																																				
通行止規制 B	「道路保全要領（路上作業編）（令和2年3月）」の規定に準拠し、浪江IC～南相馬ICの通行止を行う規制をいう。																																																																																				
単価表の項目	交通規制箇所	交通規制内の工事内容	規制時間	備考																																																																																	
陥没規制	常磐自動車道 下り線 A 常磐富岡IC～南相馬IC	アスファルト舗装版取扱し (Type A) 防護柵設置撤去工 仮設防護柵工 撤去工	7:00～17:30 (8:00～16:00)																																																																																		
車原規制	常磐自動車道 下り線 A 常磐富岡IC～南相馬IC	打替工	7:00～17:30 (8:30～15:30)	1km半満																																																																																	
車原規制	常磐自動車道 下り線 B 常磐富岡IC～南相馬IC	仮設防護柵工	7:00～17:30 (8:30～15:30)	4km半満																																																																																	
連続車原規制	常磐自動車道 上下線 A 常磐富岡IC～南相馬IC	アスファルトコンクリート 表層工 II 防護柵工 防光防止施設工 視界誘導標 路面標示工 仮設防護柵工	規制設置日 7:00～翌 07:00 (8:30～16:30) 連続規制日（101日間） (うち作業日68日間) 7:00～翌 07:00 (8:00～16:00) 規制撤去日 7:00～18:30 (8:00～16:00)																																																																																		
通行止規制	常磐自動車道 上下線 A 常磐富岡IC～南相馬IC	防護柵撤去設置工 防光防止施設撤去設置工 路面標示工 車線分離標 仮設防護柵工 路面標示消去工 撤去工	19:30～翌 5:30 (20:30～翌 4:00)																																																																																		
通行止規制	常磐自動車道 上下線 B 浪江IC～南相馬IC	防護柵撤去設置工 防光防止施設撤去設置工 路面標示工 仮設防護柵工 路面標示消去工 撤去工	19:30～翌 5:30 (20:30～翌 4:00)																																																																																		

対象	誤	正	備考																																														
特記仕様書(9) 27 工事細部に関する事項 27-21 交通保安要員	<p>27-21 交通保安要員</p> <p>(1) 共通仕様書1.9-4-2「種別」に下表を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>配置時間(※)</th> <th>交代要員の計上</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備員B</td> <td>9:00~17:00</td> <td>無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上表の配置時間は、作業時間(休憩時間を含む)とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交代要員は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>配置場所</th> <th>配置人数</th> <th>交代要員</th> <th>配置時間</th> <th>配置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備員B</td> <td>県道中ノ森加賀源</td> <td>工事車両出入口</td> <td>1人</td> <td>一</td> <td>9:00~17:00</td> <td>令和8年4月~令和9年8月</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所及び配置時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>(2) 交通保安要員計画について</p> <p>受注者は、業務を遂行するに十分な能力を有する交通保安要員を配置するものとし、あらかじめ氏名、経歴及び資格情報等を記載した名簿を作成し、監督員に提出するものとする。なお、交通保安要員を変更又は追加した場合は、速やかに名簿を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(3) 交通保安要員実施報告書の提出時期について</p> <p>共通仕様書1.9-4-3「交通保安要員計画」に規定する交通保安要員実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。</p>	単価表の項目	配置時間(※)	交代要員の計上	備考	交通誘導警備員B	9:00~17:00	無		単価表の項目	配置場所	配置人数	交代要員	配置時間	配置期間	交通誘導警備員B	県道中ノ森加賀源	工事車両出入口	1人	一	9:00~17:00	令和8年4月~令和9年8月	<p>27-21 交通保安要員</p> <p>(1) 共通仕様書1.9-4-2「種別」に下表を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>配置時間</th> <th>交代要員の計上</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備員B</td> <td>(拘束時間(※1)) 9:00~17:00 (8:30~17:30)</td> <td>無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 拘束条件の明示であり指定期間ではない</p> <p>上表の配置時間は、作業時間とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交代要員は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>配置場所</th> <th>配置人数</th> <th>交代要員</th> <th>配置時間</th> <th>配置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備員B</td> <td>県道中ノ森 加賀源</td> <td>工事車両出入口</td> <td>1人</td> <td>一</td> <td>9:00~17:00</td> <td>令和8年4月~令和9年8月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 拘束条件の明示であり指定期間ではない</p> <p>なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所及び配置時間が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>(2) 交通保安要員計画について</p> <p>受注者は、業務を遂行するに十分な能力を有する交通保安要員を配置するものとし、あらかじめ氏名、経歴及び資格情報等を記載した名簿を作成し、監督員に提出するものとする。なお、交通保安要員を変更又は追加した場合は、速やかに名簿を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>(3) 交通保安要員実施報告書の提出時期について</p> <p>共通仕様書1.9-4-3「交通保安要員計画」に規定する交通保安要員実施報告書は月ごとに作成し、翌月上旬までに提出するものとする。</p> <p>27-22 注意喚起凧工</p> <p>(1) 定義</p> <p>注意喚起凧工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、アスファルト舗装面に等間隔に切削した溝を設置し、通行車両の車線逸脱防止を目的に施工するものと定義する。</p> <p>(2) 種別</p> <p>注意喚起凧工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意喚起凧工</td> <td>小型切削機を使用してランブルストリップスを施工するもの。 切削溝3.12 mm×長さ150 mm×幅35.0 mm/(0.3 mピッチ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施工</p> <p>注意喚起凧工の施工は、既設路面を切削するため、施工箇所以外に損傷を与えることの無いよう施工し、施工後の清掃は入念に行うものとする。また、路面の陥没、下陸等に注意しながら、施工を行いうるものとする。</p> <p>(4) 数量の検測</p> <p>注意喚起凧工の数量の検測は、路面標示延長方向の設計数量(m)で行うものとする。</p>	単価表の項目	配置時間	交代要員の計上	備考	交通誘導警備員B	(拘束時間(※1)) 9:00~17:00 (8:30~17:30)	無		単価表の項目	配置場所	配置人数	交代要員	配置時間	配置期間	交通誘導警備員B	県道中ノ森 加賀源	工事車両出入口	1人	一	9:00~17:00	令和8年4月~令和9年8月	単価表の項目	区分内容	注意喚起凧工	小型切削機を使用してランブルストリップスを施工するもの。 切削溝3.12 mm×長さ150 mm×幅35.0 mm/(0.3 mピッチ)	訂正
単価表の項目	配置時間(※)	交代要員の計上	備考																																														
交通誘導警備員B	9:00~17:00	無																																															
単価表の項目	配置場所	配置人数	交代要員	配置時間	配置期間																																												
交通誘導警備員B	県道中ノ森加賀源	工事車両出入口	1人	一	9:00~17:00	令和8年4月~令和9年8月																																											
単価表の項目	配置時間	交代要員の計上	備考																																														
交通誘導警備員B	(拘束時間(※1)) 9:00~17:00 (8:30~17:30)	無																																															
単価表の項目	配置場所	配置人数	交代要員	配置時間	配置期間																																												
交通誘導警備員B	県道中ノ森 加賀源	工事車両出入口	1人	一	9:00~17:00	令和8年4月~令和9年8月																																											
単価表の項目	区分内容																																																
注意喚起凧工	小型切削機を使用してランブルストリップスを施工するもの。 切削溝3.12 mm×長さ150 mm×幅35.0 mm/(0.3 mピッチ)																																																

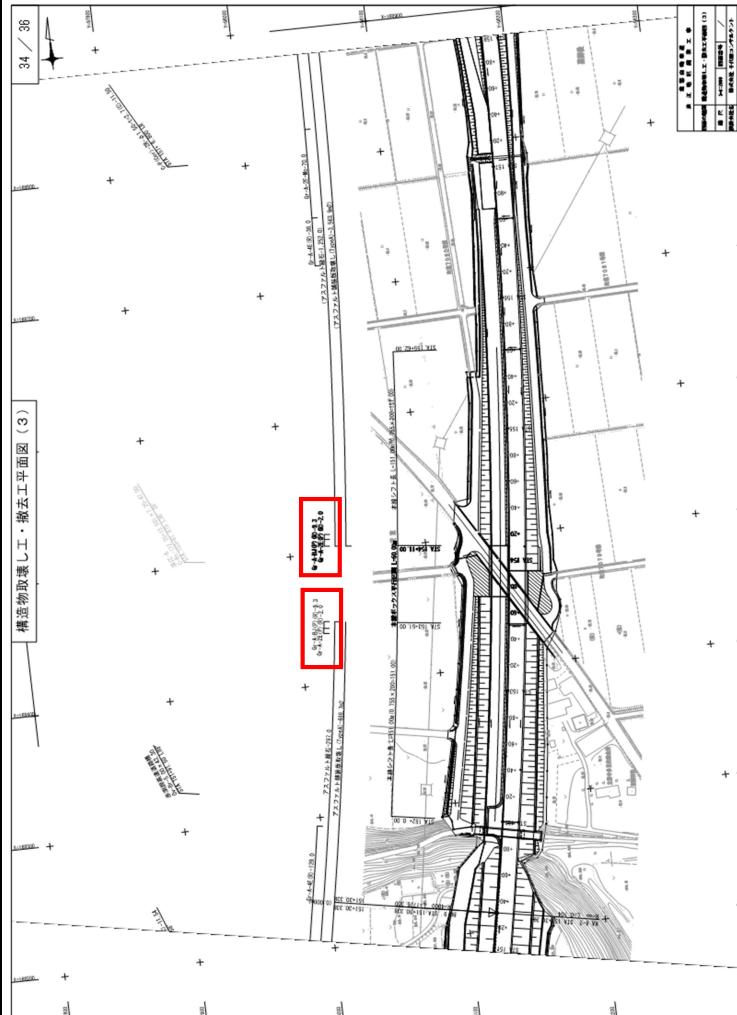
対象	誤	正	備考																																				
特記仕様書(10) 27 工事細部に関する事項 27-23 中央分離帯箱抜き工	<p>27-22 注意喚起工</p> <p>(1) 定義 注意喚起工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、アスファルト舗装面に等間隔に切削した縫を設置し、通行車両の車線逸脱防止を目的に施工するものをいう。</p> <p>(2) 種別 注意喚起工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意喚起工</td> <td>小型切削機を使用してランブルストリップスを施工するもの。 切削溝さ 1.2 mm × 長さ 1.50 mm × 奥 3.50 mm / (0.3 m ピッチ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施工 注意喚起工の施工は、既設路面を切削するため、施工箇所以外に損傷を与えることの無いよう施工し、施工後の段差は入念に行うものとする。また、路面の段差、下陥等に注意しながら、施工を行うものとする。</p> <p>(4) 数量の検測 注意喚起工の数量の検測は、路面標示延長方向の設計数量 (m) で行うものとする。</p> <p>(5) 支払 注意喚起工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、注意喚起工の施工に要する既設路面の切削、清掃、廃材の運搬、廃材処理等注意喚起工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (1) 注意喚起工</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-23 中央分離帯箱抜き工</p> <p>(1) 定義 中央分離帯箱抜き工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、中央分離帯コンクリートシール施工に先立ち両面ガードレール支柱根元部を箱抜きし、通行車両の衝突の衝撃に對して有効なひじき効果を目的に施工するものをいう。</p> <p>(2) 種別 中央分離帯箱抜き工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央分離帯箱抜き工 A</td> <td>中央分離帯部のガードレール支柱部の箱抜き、敷砂 $t = 7.0 \text{ mm}$ モルタル ($t = 3.0 \text{ mm}$) を施工するもの。 $L = 3.0 \text{ m} \ W = 7.5 \text{ mm} \ t = 1.0 \text{ mm}$</td> </tr> <tr> <td>中央分離帯箱抜き工 B</td> <td>中央分離帯部のガードレール支柱部の箱抜き、敷砂 $t = 7.0 \text{ mm}$ モルタル ($t = 3.0 \text{ mm}$) を施工するもの。 $L = 3.0 \text{ m} \ W = 5.5 \text{ mm} \ t = 1.0 \text{ mm}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 材料 中央分離帯箱抜き工に使用するモルタルの材料は、共通仕様書第8章「コンクリート構造物工」の規定を適用するものとする。 モルタルは、セメントと細骨材が 1 : 2 の容積配合のものとし、コテで敷き広げられる程度のコンシステンシーが得られるよう均一に練り混ぜたものでなければならない。 また、水を加えてから 4.5 分以上経過したモルタルは、使用してはならない。 敷砂は、河川砂又は山砂とし粘土、シルト分及び有機物を有する量含まないものとする。</p> <p>(4) 施工 中央分離帯箱抜き工の施工は、基面の整形を行った後、敷砂を十分に突固め所定の厚さに仕上げなければならない。</p> <p>(5) 数量の検測 中央分離帯箱抜き工の数量の検測は、設計数量 (箇所) で行うものとする。</p> <p>(6) 支払 中央分離帯箱抜き工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、型わくの製作、据付け、取外し、敷砂の敷均し、突固め、モルタルの打設、養生等中央分離帯箱抜き工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (2) 中央分離帯箱抜き工 A</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>特一 (2) 中央分離帯箱抜き工 B</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	注意喚起工	小型切削機を使用してランブルストリップスを施工するもの。 切削溝さ 1.2 mm × 長さ 1.50 mm × 奥 3.50 mm / (0.3 m ピッチ)	単価表の項目	検測の単位	特一 (1) 注意喚起工	m	単価表の項目	区分内容	中央分離帯箱抜き工 A	中央分離帯部のガードレール支柱部の箱抜き、敷砂 $t = 7.0 \text{ mm}$ モルタル ($t = 3.0 \text{ mm}$) を施工するもの。 $L = 3.0 \text{ m} \ W = 7.5 \text{ mm} \ t = 1.0 \text{ mm}$	中央分離帯箱抜き工 B	中央分離帯部のガードレール支柱部の箱抜き、敷砂 $t = 7.0 \text{ mm}$ モルタル ($t = 3.0 \text{ mm}$) を施工するもの。 $L = 3.0 \text{ m} \ W = 5.5 \text{ mm} \ t = 1.0 \text{ mm}$	単価表の項目	検測の単位	特一 (2) 中央分離帯箱抜き工 A	箇所	特一 (2) 中央分離帯箱抜き工 B	箇所	<p>27-22 注意喚起工</p> <p>(5) 支払 注意喚起工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、注意喚起工の施工に要する既設路面の切削、清掃、廃材の運搬、廃材処理等注意喚起工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (1) 注意喚起工</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-23 中央分離帯箱抜き工</p> <p>(1) 定義 中央分離帯箱抜き工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、中央分離帯コンクリートシール施工に先立ち両面ガードレール支柱根元部を箱抜きし、通行車両の衝突の衝撃に對して有効なひじき効果を目的に施工するものをいう。</p> <p>(2) 種別 中央分離帯箱抜き工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央分離帯箱抜き工 A</td> <td>中央分離帯部のガードレール支柱部の箱抜き、敷砂 $t = 7.0 \text{ mm}$ モルタル ($t = 3.0 \text{ mm}$) を施工するもの。 $L = 3.0 \text{ m} \ W = 7.5 \text{ mm} \ t = 1.0 \text{ mm}$</td> </tr> <tr> <td>中央分離帯箱抜き工 B</td> <td>中央分離帯部のガードレール支柱部の箱抜き、敷砂 $t = 7.0 \text{ mm}$ モルタル ($t = 3.0 \text{ mm}$) を施工するもの。 $L = 3.0 \text{ m} \ W = 5.5 \text{ mm} \ t = 1.0 \text{ mm}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 材料 中央分離帯箱抜き工に使用するモルタルの材料は、共通仕様書第8章「コンクリート構造物工」の規定を適用するものとする。 モルタルは、セメントと細骨材が 1 : 2 の容積配合のものとし、コテで敷き広げられる程度のコンシステンシーが得られるよう均一に練り混ぜたものでなければならない。 また、水を加えてから 4.5 分以上経過したモルタルは、使用してはならない。 敷砂は、河川砂又は山砂とし粘土、シルト分及び有機物を有する量含まないものとする。</p> <p>(4) 施工 中央分離帯箱抜き工の施工は、基面の整形を行った後、敷砂を十分に突固め所定の厚さに仕上げなければならない。</p> <p>(5) 数量の検測 中央分離帯箱抜き工の数量の検測は、設計数量 (箇所) で行うものとする。</p> <p>(6) 支払 中央分離帯箱抜き工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、型わくの製作、据付け、取外し、敷砂の敷均し、突固め、モルタルの打設、養生等中央分離帯箱抜き工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (2) 中央分離帯箱抜き工 A</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>特一 (2) 中央分離帯箱抜き工 B</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	特一 (1) 注意喚起工	m	単価表の項目	区分内容	中央分離帯箱抜き工 A	中央分離帯部のガードレール支柱部の箱抜き、敷砂 $t = 7.0 \text{ mm}$ モルタル ($t = 3.0 \text{ mm}$) を施工するもの。 $L = 3.0 \text{ m} \ W = 7.5 \text{ mm} \ t = 1.0 \text{ mm}$	中央分離帯箱抜き工 B	中央分離帯部のガードレール支柱部の箱抜き、敷砂 $t = 7.0 \text{ mm}$ モルタル ($t = 3.0 \text{ mm}$) を施工するもの。 $L = 3.0 \text{ m} \ W = 5.5 \text{ mm} \ t = 1.0 \text{ mm}$	単価表の項目	検測の単位	特一 (2) 中央分離帯箱抜き工 A	箇所	特一 (2) 中央分離帯箱抜き工 B	箇所	訂正
単価表の項目	区分内容																																						
注意喚起工	小型切削機を使用してランブルストリップスを施工するもの。 切削溝さ 1.2 mm × 長さ 1.50 mm × 奥 3.50 mm / (0.3 m ピッチ)																																						
単価表の項目	検測の単位																																						
特一 (1) 注意喚起工	m																																						
単価表の項目	区分内容																																						
中央分離帯箱抜き工 A	中央分離帯部のガードレール支柱部の箱抜き、敷砂 $t = 7.0 \text{ mm}$ モルタル ($t = 3.0 \text{ mm}$) を施工するもの。 $L = 3.0 \text{ m} \ W = 7.5 \text{ mm} \ t = 1.0 \text{ mm}$																																						
中央分離帯箱抜き工 B	中央分離帯部のガードレール支柱部の箱抜き、敷砂 $t = 7.0 \text{ mm}$ モルタル ($t = 3.0 \text{ mm}$) を施工するもの。 $L = 3.0 \text{ m} \ W = 5.5 \text{ mm} \ t = 1.0 \text{ mm}$																																						
単価表の項目	検測の単位																																						
特一 (2) 中央分離帯箱抜き工 A	箇所																																						
特一 (2) 中央分離帯箱抜き工 B	箇所																																						
単価表の項目	検測の単位																																						
特一 (1) 注意喚起工	m																																						
単価表の項目	区分内容																																						
中央分離帯箱抜き工 A	中央分離帯部のガードレール支柱部の箱抜き、敷砂 $t = 7.0 \text{ mm}$ モルタル ($t = 3.0 \text{ mm}$) を施工するもの。 $L = 3.0 \text{ m} \ W = 7.5 \text{ mm} \ t = 1.0 \text{ mm}$																																						
中央分離帯箱抜き工 B	中央分離帯部のガードレール支柱部の箱抜き、敷砂 $t = 7.0 \text{ mm}$ モルタル ($t = 3.0 \text{ mm}$) を施工するもの。 $L = 3.0 \text{ m} \ W = 5.5 \text{ mm} \ t = 1.0 \text{ mm}$																																						
単価表の項目	検測の単位																																						
特一 (2) 中央分離帯箱抜き工 A	箇所																																						
特一 (2) 中央分離帯箱抜き工 B	箇所																																						

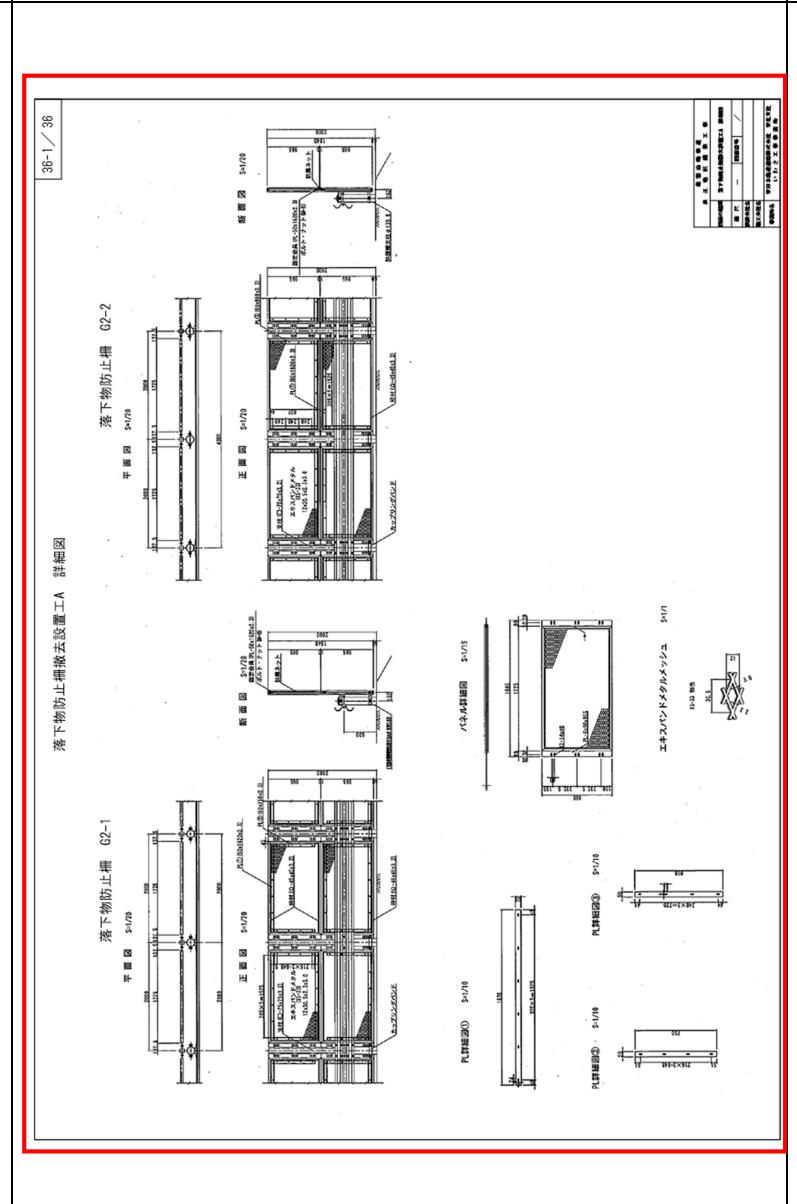
対象	誤	正	備考																																														
特記仕様書(11) 27 工事細部に関する事項 27-26 逆走防止対策工	<p>行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、標識サポート工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除く全ての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (4) 標識サポート工 S P-A S P-B S P-C</td> <td>基 基 基</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-26 逆走防止対策工</p> <p>(1) 定義 逆走防止対策工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、本線への車両の誤侵入及び逆走防止注意喚起を目的に逆走防止対策工を講じることをいう。</p> <p>(2) 種別 逆走防止対策工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高輝度矢印シート</td> <td>本線合流部等において、高輝度反射シートをガードレールに接着性プライマーを使用して設置するもの。(下地: 蛍光黄、矢印: 赤)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 材料 高輝度矢印シートに使用する材料は、「設計要領第五集交通管理施設【標識編】」及び下記の規格に適合しなければならない。使用にあたっては監督員の確認を得るものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>規格・寸法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基材付蛍光プリズム型反射シート (370mm×800mm) 裏面両面テープ使用 接着プライマー: P-48またはC-100 下地: 蛍光黄、矢印: 赤</td> <td>(350mm×800mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高輝度矢印シート</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 施工 逆走防止対策工の施工にあたっては、交通安全施設工等との取合いを十分考慮して、監督員の指示に従って位置を決定するものとする。</p> <p>(5) 数量の検測 逆走防止対策工の数量の検測は、設計数量(枚)で行うものとする。</p> <p>(6) 支払 逆走防止対策工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1枚当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う逆走防止対策工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (5) 逆走防止対策工 高輝度矢印シート</td> <td>枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-27 標識柱移設工</p> <p>(1) 定義 標識柱移設工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、供用路線路肩部に設置されている既設標識柱について、新設路肩部へ移設するものをいう。</p> <p>(2) 種別 標識柱移設工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識柱移設工 D 3</td> <td>233.4kp付近に設置されている標識柱を同kp箇所のII期線保護路肩部に本移設するもの。</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	特一 (4) 標識サポート工 S P-A S P-B S P-C	基 基 基	単価表の項目	区分内容	高輝度矢印シート	本線合流部等において、高輝度反射シートをガードレールに接着性プライマーを使用して設置するもの。(下地: 蛍光黄、矢印: 赤)	単価表の項目	規格・寸法	摘要	基材付蛍光プリズム型反射シート (370mm×800mm) 裏面両面テープ使用 接着プライマー: P-48またはC-100 下地: 蛍光黄、矢印: 赤	(350mm×800mm)		高輝度矢印シート			単価表の項目	検測の単位	特一 (5) 逆走防止対策工 高輝度矢印シート	枚	単価表の項目	区分内容	標識柱移設工 D 3	233.4kp付近に設置されている標識柱を同kp箇所のII期線保護路肩部に本移設するもの。	<p>27-26 逆走防止対策工</p> <p>(1) 定義 逆走防止対策工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、本線への車両の誤侵入及び逆走防止注意喚起を目的に逆走防止対策工を講じることをいう。</p> <p>(2) 種別 逆走防止対策工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高輝度矢印シート</td> <td>本線合流部等において、高輝度反射シートをガードレールに接着性プライマーを使用して設置するもの。(下地: 蛍光黄、矢印: 赤)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 材料 高輝度矢印シートに使用する材料は、「設計要領第五集交通管理施設【標識編】」及び下記の規格に適合しなければならない。使用にあたっては監督員の確認を得るものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>規格・寸法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基材付蛍光プリズム型反射シート (370mm×800mm) 裏面両面テープ使用 接着プライマー: P-48またはC-100 下地: 蛍光黄、矢印: 赤</td> <td>(350mm×800mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高輝度矢印シート</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 施工 逆走防止対策工の施工にあたっては、交通安全施設工等との取合いを十分考慮して、監督員の指示に従って位置を決定するものとする。</p> <p>(5) 数量の検測 逆走防止対策工の数量の検測は、設計数量(枚)で行うものとする。</p> <p>(6) 支払 逆走防止対策工の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1枚当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う逆走防止対策工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (5) 逆走防止対策工 高輝度矢印シート</td> <td>枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-27 標識柱移設工</p> <p>(1) 定義 標識柱移設工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、供用路線路肩部に設置されている既設標識柱について、新設路肩部へ移設するものをいう。</p> <p>(2) 種別 標識柱移設工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標識柱移設工 D 3</td> <td>233.4kp付近に設置されている標識柱を同kp箇所のII期線保護路肩部に本移設するもの。</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	高輝度矢印シート	本線合流部等において、高輝度反射シートをガードレールに接着性プライマーを使用して設置するもの。(下地: 蛍光黄、矢印: 赤)	単価表の項目	規格・寸法	摘要	基材付蛍光プリズム型反射シート (370mm×800mm) 裏面両面テープ使用 接着プライマー: P-48またはC-100 下地: 蛍光黄、矢印: 赤	(350mm×800mm)		高輝度矢印シート			単価表の項目	検測の単位	特一 (5) 逆走防止対策工 高輝度矢印シート	枚	単価表の項目	区分内容	標識柱移設工 D 3	233.4kp付近に設置されている標識柱を同kp箇所のII期線保護路肩部に本移設するもの。	訂正
単価表の項目	検測の単位																																																
特一 (4) 標識サポート工 S P-A S P-B S P-C	基 基 基																																																
単価表の項目	区分内容																																																
高輝度矢印シート	本線合流部等において、高輝度反射シートをガードレールに接着性プライマーを使用して設置するもの。(下地: 蛍光黄、矢印: 赤)																																																
単価表の項目	規格・寸法	摘要																																															
基材付蛍光プリズム型反射シート (370mm×800mm) 裏面両面テープ使用 接着プライマー: P-48またはC-100 下地: 蛍光黄、矢印: 赤	(350mm×800mm)																																																
高輝度矢印シート																																																	
単価表の項目	検測の単位																																																
特一 (5) 逆走防止対策工 高輝度矢印シート	枚																																																
単価表の項目	区分内容																																																
標識柱移設工 D 3	233.4kp付近に設置されている標識柱を同kp箇所のII期線保護路肩部に本移設するもの。																																																
単価表の項目	区分内容																																																
高輝度矢印シート	本線合流部等において、高輝度反射シートをガードレールに接着性プライマーを使用して設置するもの。(下地: 蛍光黄、矢印: 赤)																																																
単価表の項目	規格・寸法	摘要																																															
基材付蛍光プリズム型反射シート (370mm×800mm) 裏面両面テープ使用 接着プライマー: P-48またはC-100 下地: 蛍光黄、矢印: 赤	(350mm×800mm)																																																
高輝度矢印シート																																																	
単価表の項目	検測の単位																																																
特一 (5) 逆走防止対策工 高輝度矢印シート	枚																																																
単価表の項目	区分内容																																																
標識柱移設工 D 3	233.4kp付近に設置されている標識柱を同kp箇所のII期線保護路肩部に本移設するもの。																																																

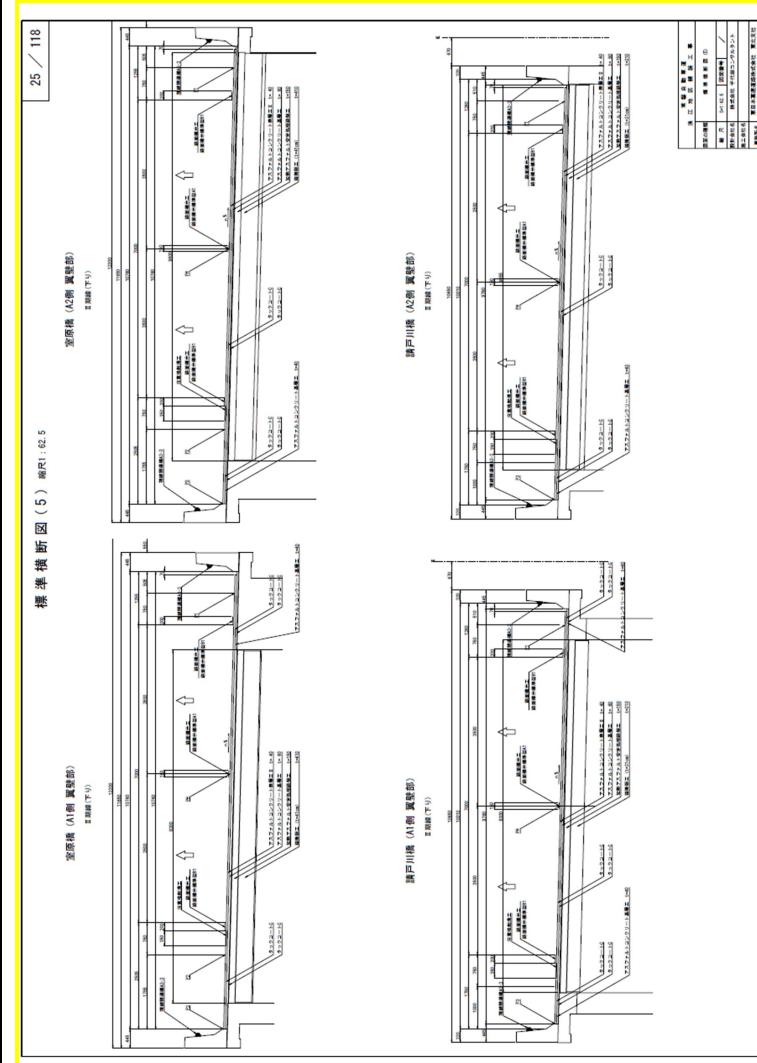
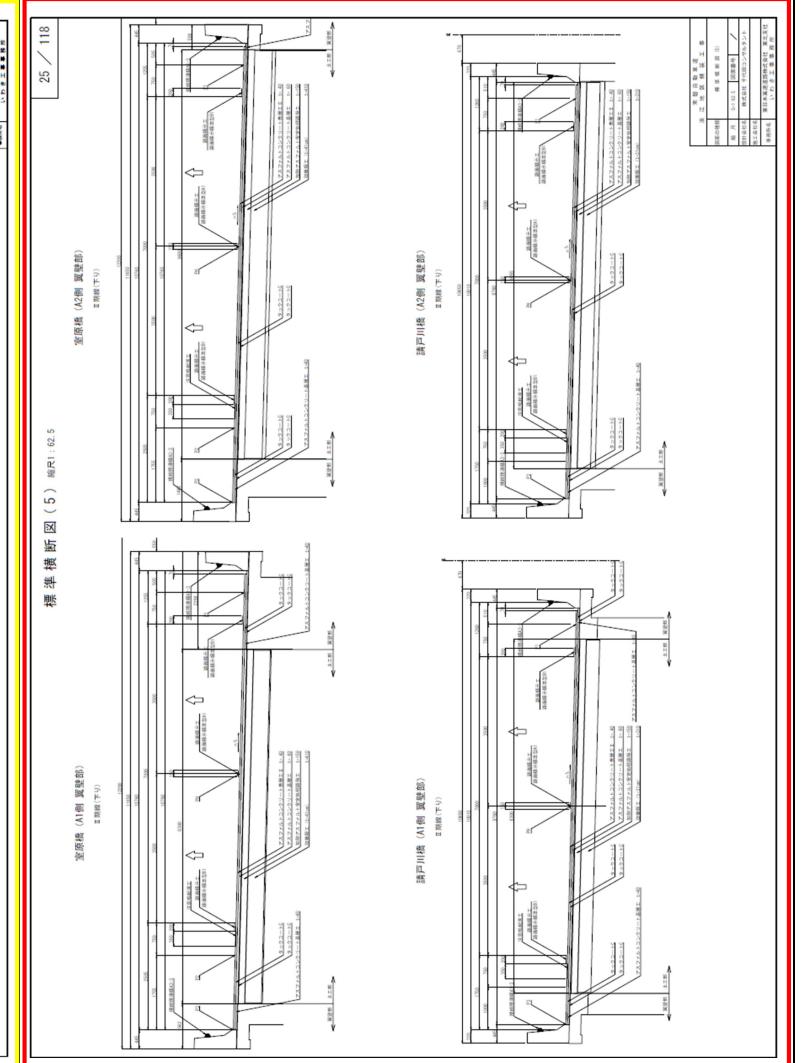
対象	誤	正	備考																																																						
特記仕様書(12) 27 工事細部に関する事項 27-30 仮設防護柵工	<p>27-30 仮設防護柵工</p> <p>(1) 定義 仮設防護柵工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、仮設防護柵の設置、撤去及び移設を行うものとする。</p> <p>(2) 種別 仮設防護柵工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設ガードレール設置A</td> <td>浪江地区仮置場からの仮設ガードレール（支給材）の構込み・運搬、常磐道本線への設置を行うもので、昼間施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設ガードレール設置A（Y）</td> <td>浪江地区仮置場からの仮設ガードレール（支給材）の構込み・運搬、常磐道本線への設置を行うもので、夜間施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設ガードレール設置B</td> <td>基地からの仮設ガードレール（リース品）の構込み・運搬、常磐道本線への設置を行うもので、昼間施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設ガードレール移設A（Y）</td> <td>常磐道本線に設置している仮設ガードレール（支給材）の撤去・設置、夜間施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設ガードレール撤去A</td> <td>常磐道本線に設置している仮設ガードレール（支給材）の撤去、構込み、浪江地区仮置場への運搬、荷下ろし、夜間施工</td> <td>浪江地区仮置場へ仮置き</td> </tr> <tr> <td>仮設ガードレール撤去A（Y）</td> <td>常磐道本線に設置している仮設ガードレール（支給材）の撤去、構込み、浪江地区仮置場への運搬、荷下ろし、夜間施工</td> <td>浪江地区仮置場へ仮置き</td> </tr> <tr> <td>仮設ガードレール撤去B</td> <td>常磐道本線に設置している仮設ガードレール（リース品）の撤去、構込み、基地への運搬、荷下ろし、夜間施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設ガードレール存置</td> <td>仮設ガードレール（リース品）の貨料 (7.20日まで)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、監督員が発生材の処分を指示した場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者で別途協議し定めるものとする。</p> <p>(3) 施工</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 仮設防護柵工を設置する際は、転倒が生じないよう事前に設置箇所の確認を行いうるものとする。 2) 仮設防護柵工の撤去、移設に際し仮設防護柵設置箇所に堆積した粉塵等を除去し清掃を行うものとする。 3) 関係機関との協議により延長並びに位置変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。 4) 貨物品による仮設防護柵に被損及び不足部材等がある場合は、監督員に報告し、その指示に従うものとする。なお、これらに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。 <p>(4) 数量の検測 仮設防護柵工の数量の検測は、設計数量（m、m・日）で行うものとする。</p>	単価表の項目	区分内容	備考	仮設ガードレール設置A	浪江地区仮置場からの仮設ガードレール（支給材）の構込み・運搬、常磐道本線への設置を行うもので、 昼間施工		仮設ガードレール設置A（Y）	浪江地区仮置場からの仮設ガードレール（支給材）の構込み・運搬、常磐道本線への設置を行うもので、 夜間施工		仮設ガードレール設置B	基地からの仮設ガードレール（リース品）の構込み・運搬、常磐道本線への設置を行うもので、 昼間施工		仮設ガードレール移設A（Y）	常磐道本線に設置している仮設ガードレール（支給材）の撤去・設置、 夜間施工		仮設ガードレール撤去A	常磐道本線に設置している仮設ガードレール（支給材）の撤去、構込み、浪江地区仮置場への運搬、荷下ろし、 夜間施工	浪江地区仮置場へ仮置き	仮設ガードレール撤去A（Y）	常磐道本線に設置している仮設ガードレール（支給材）の撤去、構込み、浪江地区仮置場への運搬、荷下ろし、 夜間施工	浪江地区仮置場へ仮置き	仮設ガードレール撤去B	常磐道本線に設置している仮設ガードレール（リース品）の撤去、構込み、 基地への運搬、荷下ろし、夜間施工		仮設ガードレール存置	仮設ガードレール（リース品）の貨料 (7.20日まで)		<p>27-30 仮設防護柵工</p> <p>(1) 定義 仮設防護柵工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、仮設防護柵の設置、撤去及び移設を行うものとする。</p> <p>(2) 種別 仮設防護柵工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設ガードレール設置A</td> <td>浪江地区仮置場からの仮設ガードレール（支給材）の構込み・運搬、常磐道本線への設置を行うもので、昼間施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設ガードレール設置A（Y）</td> <td>浪江地区仮置場からの仮設ガードレール（支給材）の構込み・運搬、常磐道本線への設置を行うもので、夜間施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設ガードレール設置B</td> <td>基地からの仮設ガードレール（リース品）の構込み・運搬、常磐道本線への設置を行うもので、昼間施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設ガードレール移設A（Y）</td> <td>常磐道本線に設置している仮設ガードレール（支給材）の撤去・設置、夜間施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設ガードレール撤去A</td> <td>常磐道本線に設置している仮設ガードレール（支給材）の撤去、構込み、浪江地区仮置場への運搬、荷下ろし、夜間施工</td> <td>浪江地区仮置場へ仮置き</td> </tr> <tr> <td>仮設ガードレール撤去A（Y）</td> <td>常磐道本線に設置している仮設ガードレール（支給材）の撤去、構込み、浪江地区仮置場への運搬、荷下ろし、夜間施工</td> <td>浪江地区仮置場へ仮置き</td> </tr> <tr> <td>仮設ガードレール撤去B</td> <td>常磐道本線に設置している仮設ガードレール（リース品）の撤去、構込み、基地への運搬、荷下ろし、夜間施工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設ガードレール存置</td> <td>仮設ガードレール（リース品）の貨料 (8.60日まで)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、監督員が発生材の処分を指示した場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者で別途協議し定めるものとする。</p> <p>(3) 施工</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 仮設防護柵工を設置する際は、転倒が生じないよう事前に設置箇所の確認を行いうるものとする。 2) 仮設防護柵工の撤去、移設に際し仮設防護柵設置箇所に堆積した粉塵等を除去し清掃を行うものとする。 3) 関係機関との協議により延長並びに位置変更を監督員が指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。 4) 貨物品による仮設防護柵に被損及び不足部材等がある場合は、監督員に報告し、その指示に従うものとする。なお、これらに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。 <p>(4) 数量の検測 仮設防護柵工の数量の検測は、設計数量（m、m・日）で行うものとする。</p>	単価表の項目	区分内容	備考	仮設ガードレール設置A	浪江地区仮置場からの仮設ガードレール（支給材）の構込み・運搬、常磐道本線への設置を行うもので、 昼間施工		仮設ガードレール設置A（Y）	浪江地区仮置場からの仮設ガードレール（支給材）の構込み・運搬、常磐道本線への設置を行うもので、 夜間施工		仮設ガードレール設置B	基地からの仮設ガードレール（リース品）の構込み・運搬、常磐道本線への設置を行うもので、 昼間施工		仮設ガードレール移設A（Y）	常磐道本線に設置している仮設ガードレール（支給材）の撤去・設置、 夜間施工		仮設ガードレール撤去A	常磐道本線に設置している仮設ガードレール（支給材）の撤去、構込み、浪江地区仮置場への運搬、荷下ろし、 夜間施工	浪江地区仮置場へ仮置き	仮設ガードレール撤去A（Y）	常磐道本線に設置している仮設ガードレール（支給材）の撤去、構込み、浪江地区仮置場への運搬、荷下ろし、 夜間施工	浪江地区仮置場へ仮置き	仮設ガードレール撤去B	常磐道本線に設置している仮設ガードレール（リース品）の撤去、構込み、 基地への運搬、荷下ろし、夜間施工		仮設ガードレール存置	仮設ガードレール（リース品）の貨料 (8.60日まで)		訂正
単価表の項目	区分内容	備考																																																							
仮設ガードレール設置A	浪江地区仮置場からの仮設ガードレール（支給材）の構込み・運搬、常磐道本線への設置を行うもので、 昼間施工																																																								
仮設ガードレール設置A（Y）	浪江地区仮置場からの仮設ガードレール（支給材）の構込み・運搬、常磐道本線への設置を行うもので、 夜間施工																																																								
仮設ガードレール設置B	基地からの仮設ガードレール（リース品）の構込み・運搬、常磐道本線への設置を行うもので、 昼間施工																																																								
仮設ガードレール移設A（Y）	常磐道本線に設置している仮設ガードレール（支給材）の撤去・設置、 夜間施工																																																								
仮設ガードレール撤去A	常磐道本線に設置している仮設ガードレール（支給材）の撤去、構込み、浪江地区仮置場への運搬、荷下ろし、 夜間施工	浪江地区仮置場へ仮置き																																																							
仮設ガードレール撤去A（Y）	常磐道本線に設置している仮設ガードレール（支給材）の撤去、構込み、浪江地区仮置場への運搬、荷下ろし、 夜間施工	浪江地区仮置場へ仮置き																																																							
仮設ガードレール撤去B	常磐道本線に設置している仮設ガードレール（リース品）の撤去、構込み、 基地への運搬、荷下ろし、夜間施工																																																								
仮設ガードレール存置	仮設ガードレール（リース品）の貨料 (7.20日まで)																																																								
単価表の項目	区分内容	備考																																																							
仮設ガードレール設置A	浪江地区仮置場からの仮設ガードレール（支給材）の構込み・運搬、常磐道本線への設置を行うもので、 昼間施工																																																								
仮設ガードレール設置A（Y）	浪江地区仮置場からの仮設ガードレール（支給材）の構込み・運搬、常磐道本線への設置を行うもので、 夜間施工																																																								
仮設ガードレール設置B	基地からの仮設ガードレール（リース品）の構込み・運搬、常磐道本線への設置を行うもので、 昼間施工																																																								
仮設ガードレール移設A（Y）	常磐道本線に設置している仮設ガードレール（支給材）の撤去・設置、 夜間施工																																																								
仮設ガードレール撤去A	常磐道本線に設置している仮設ガードレール（支給材）の撤去、構込み、浪江地区仮置場への運搬、荷下ろし、 夜間施工	浪江地区仮置場へ仮置き																																																							
仮設ガードレール撤去A（Y）	常磐道本線に設置している仮設ガードレール（支給材）の撤去、構込み、浪江地区仮置場への運搬、荷下ろし、 夜間施工	浪江地区仮置場へ仮置き																																																							
仮設ガードレール撤去B	常磐道本線に設置している仮設ガードレール（リース品）の撤去、構込み、 基地への運搬、荷下ろし、夜間施工																																																								
仮設ガードレール存置	仮設ガードレール（リース品）の貨料 (8.60日まで)																																																								

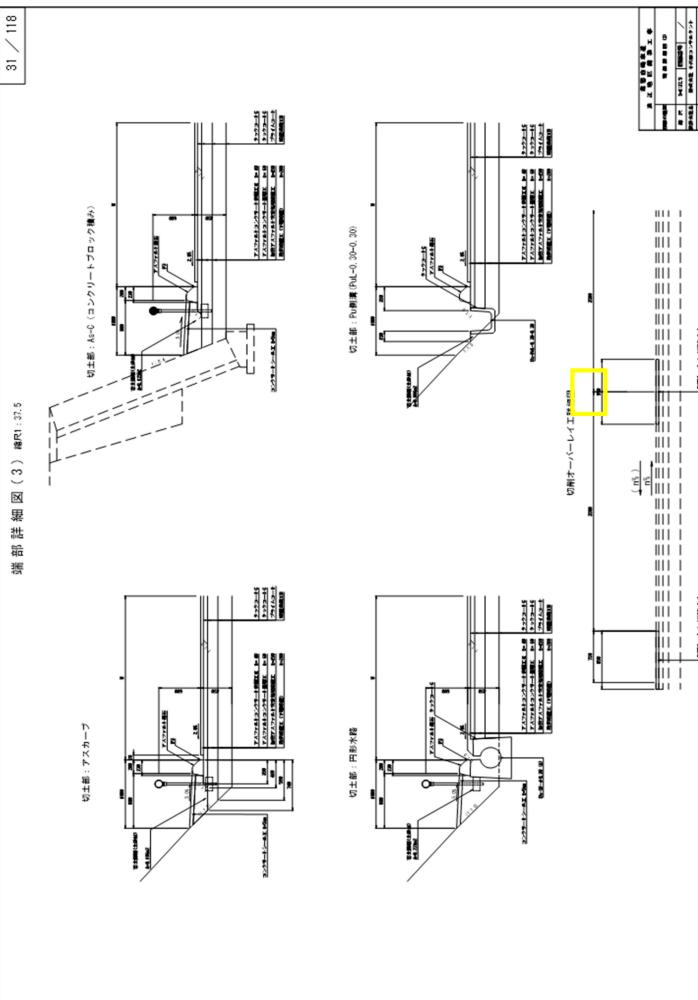
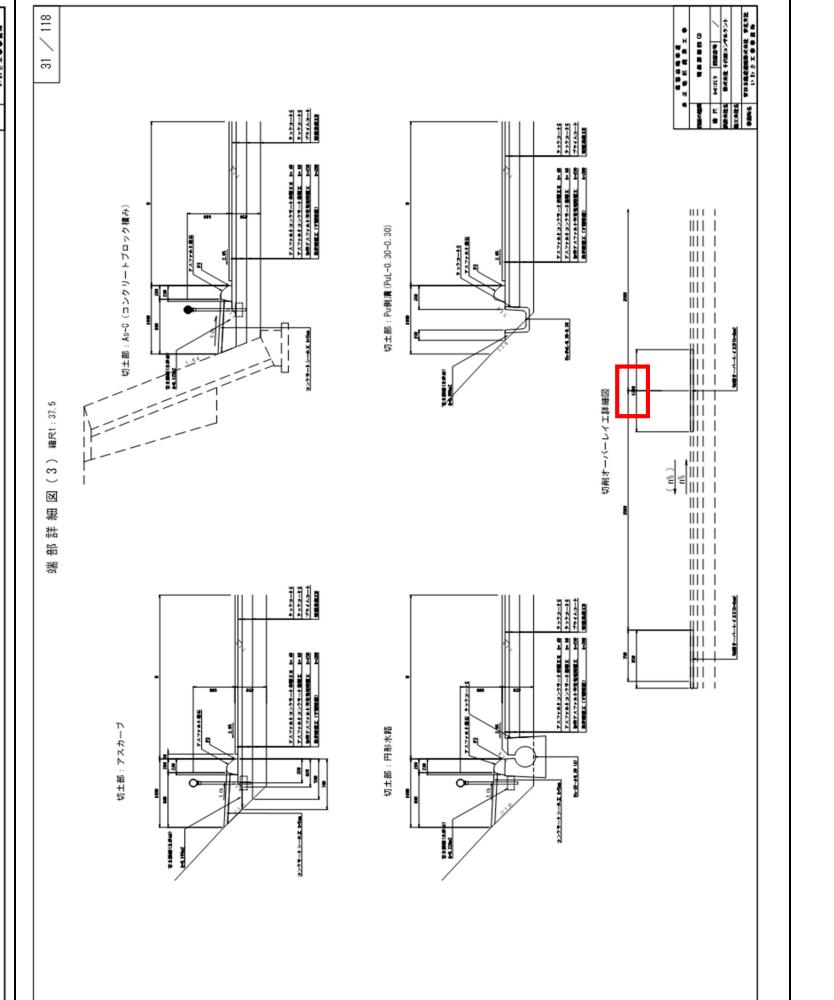
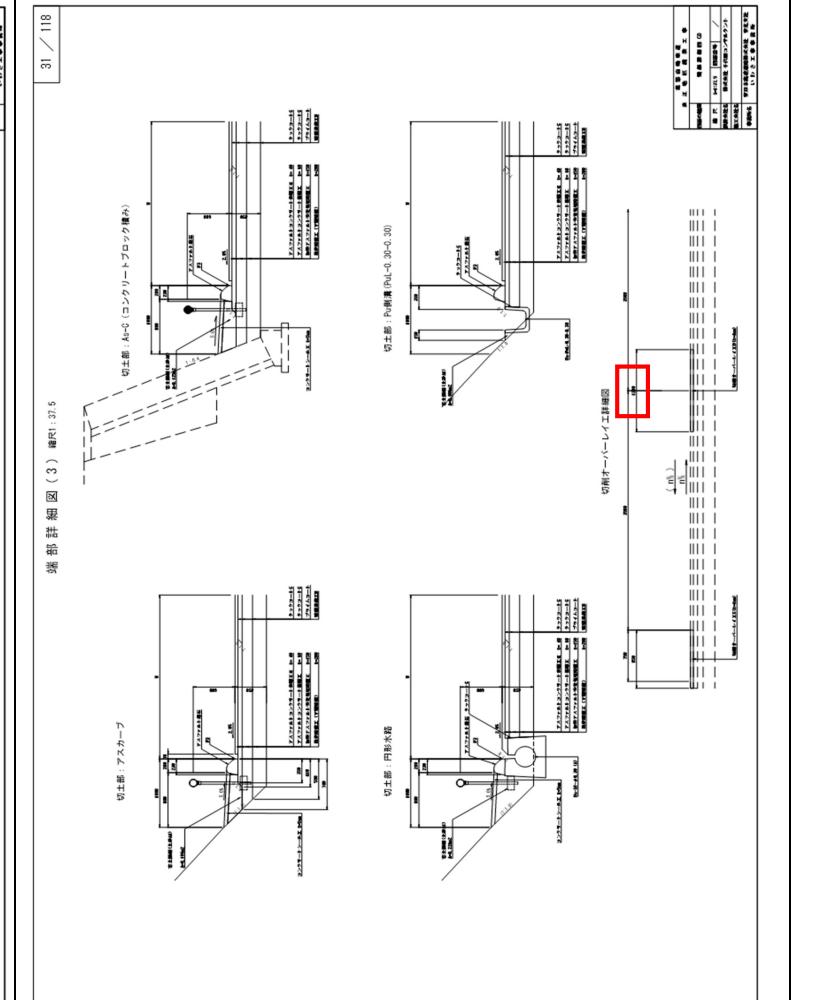
対象	誤	正	備考																																																																																										
特記仕様書(13) 27 工事細部に関する事項 27-35 撤去工	<p>(2) 種別 撤去工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>設計図に示す記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撤去工 グレーチング蓋</td> <td>グレーチング蓋を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの</td> <td>グレーチング蓋</td> </tr> <tr> <td>撤去工 標識基壇ぐい</td> <td>標識基壇ぐいを撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの ($\phi=210.3$、$t=5.8mm$)2.5m</td> <td>「標識撤去工・標識移設工 平面図」 標識基壇撤去・運搬・仮置ぐい ($\phi=210.3$、$t=5.8mm$)2.5m</td> </tr> <tr> <td>撤去工 防護柵 ガードレール</td> <td>防護柵(ガードレール)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの</td> <td>G r - A - B J G r - A - 2 E - Mo</td> </tr> <tr> <td>撤去工 防護柵 ポックスビーム(Y)</td> <td>防護柵(ポックスビーム)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)</td> <td>G b - Am - 2 E</td> </tr> <tr> <td>撤去工 落下物防止柵</td> <td>落下物防止柵を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの</td> <td>落下物防止柵 G 2 - 1 落下物防止柵 G 2 - 2</td> </tr> <tr> <td>撤去工 車線分離標 ポール</td> <td>車線分離票(ラバーポール)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの</td> <td>R P - A R P - B</td> </tr> <tr> <td>撤去工 車線分離標 ポール(Y)</td> <td>車線分離票(ラバーポール)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)</td> <td>R P - A R P - B</td> </tr> <tr> <td>撤去工 車線分離標 緑石</td> <td>車線分離票(樹脂製緑石)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの</td> <td>P R P</td> </tr> <tr> <td>撤去工 車線分離標 緑石(Y)</td> <td>車線分離票(樹脂製緑石)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)</td> <td>P R P</td> </tr> <tr> <td>撤去工 視線誘導標</td> <td>視線誘導標を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの</td> <td>D E L - A 1 - 3 (S) D E L - A 2 - 6</td> </tr> <tr> <td>撤去工 視線誘導標(Y)</td> <td>視線誘導標を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)</td> <td>D E L - A 1 - 3 (S) D E L - A 2 - 6</td> </tr> <tr> <td>撤去工 距離標</td> <td>距離標を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの</td> <td>K P - B 3 - 1 K P - C 4</td> </tr> <tr> <td>撤去工 サインサポート</td> <td>サインサポートを撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの</td> <td>S P - B S P - C</td> </tr> <tr> <td>撤去工 アスファルト緑石</td> <td>アスファルト緑石を撤去し、 1 9 - (3) に示す処分場へ運搬・処分するもの</td> <td>アスファルト緑石</td> </tr> </tbody> </table> <p>※仮置き場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p>	単価表の項目	区分内容	設計図に示す記号	撤去工 グレーチング蓋	グレーチング蓋を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	グレーチング蓋	撤去工 標識基壇ぐい	標識基壇ぐいを撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの ($\phi=210.3$ 、 $t=5.8mm$)2.5m	「標識撤去工・標識移設工 平面図」 標識基壇撤去・運搬・仮置ぐい ($\phi=210.3$ 、 $t=5.8mm$)2.5m	撤去工 防護柵 ガードレール	防護柵(ガードレール)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	G r - A - B J G r - A - 2 E - Mo	撤去工 防護柵 ポックスビーム(Y)	防護柵(ポックスビーム)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)	G b - Am - 2 E	撤去工 落下物防止柵	落下物防止柵を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	落下物防止柵 G 2 - 1 落下物防止柵 G 2 - 2	撤去工 車線分離標 ポール	車線分離票(ラバーポール)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	R P - A R P - B	撤去工 車線分離標 ポール(Y)	車線分離票(ラバーポール)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)	R P - A R P - B	撤去工 車線分離標 緑石	車線分離票(樹脂製緑石)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	P R P	撤去工 車線分離標 緑石(Y)	車線分離票(樹脂製緑石)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)	P R P	撤去工 視線誘導標	視線誘導標を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	D E L - A 1 - 3 (S) D E L - A 2 - 6	撤去工 視線誘導標(Y)	視線誘導標を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)	D E L - A 1 - 3 (S) D E L - A 2 - 6	撤去工 距離標	距離標を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	K P - B 3 - 1 K P - C 4	撤去工 サインサポート	サインサポートを撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	S P - B S P - C	撤去工 アスファルト緑石	アスファルト緑石を撤去し、 1 9 - (3) に示す処分場へ運搬・処分するもの	アスファルト緑石	<p>(2) 種別 撤去工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>設計図に示す記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撤去工 グレーチング蓋</td> <td>グレーチング蓋を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの</td> <td>グレーチング蓋</td> </tr> <tr> <td>撤去工 標識基壇ぐい</td> <td>標識基壇ぐいを撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの ($\phi=210.3$、$t=5.8mm$)2.5m</td> <td>「標識撤去工・標識移設工 平面図」 標識基壇撤去・運搬・仮置ぐい ($\phi=210.3$、$t=5.8mm$)2.5m</td> </tr> <tr> <td>撤去工 防護柵 ガードレール</td> <td>防護柵(ガードレール)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの</td> <td>G r - A - B J G r - A - 2 E - Mo</td> </tr> <tr> <td>撤去工 防護柵 ポックスビーム(Y)</td> <td>防護柵(ポックスビーム)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)</td> <td>G b - Am - 2 E</td> </tr> <tr> <td>撤去工 落下物防止柵</td> <td>落下物防止柵を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの</td> <td>落下物防止柵 G 2 - 1</td> </tr> <tr> <td>撤去工 車線分離標 ポール</td> <td>車線分離票(ラバーポール)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの</td> <td>R P - A R P - B</td> </tr> <tr> <td>撤去工 車線分離標 ポール(Y)</td> <td>車線分離票(ラバーポール)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)</td> <td>R P - A R P - B</td> </tr> <tr> <td>撤去工 車線分離標 緑石</td> <td>車線分離票(樹脂製緑石)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの</td> <td>P R P</td> </tr> <tr> <td>撤去工 車線分離標 緑石(Y)</td> <td>車線分離票(樹脂製緑石)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)</td> <td>P R P</td> </tr> <tr> <td>撤去工 視線誘導標</td> <td>視線誘導標を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの</td> <td>D E L - A 1 - 3 (S) D E L - A 2 - 6</td> </tr> <tr> <td>撤去工 視線誘導標(Y)</td> <td>視線誘導標を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)</td> <td>D E L - A 1 - 3 (S) D E L - A 2 - 6</td> </tr> <tr> <td>撤去工 距離標</td> <td>距離標を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの</td> <td>K P - B 3 - 1 K P - C 4</td> </tr> <tr> <td>撤去工 サインサポート</td> <td>サインサポートを撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの</td> <td>S P - B S P - C</td> </tr> <tr> <td>撤去工 アスファルト緑石</td> <td>アスファルト緑石を撤去し、 1 9 - (3) に示す処分場へ運搬・処分するもの</td> <td>アスファルト緑石</td> </tr> </tbody> </table> <p>※仮置き場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p>	単価表の項目	区分内容	設計図に示す記号	撤去工 グレーチング蓋	グレーチング蓋を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	グレーチング蓋	撤去工 標識基壇ぐい	標識基壇ぐいを撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの ($\phi=210.3$ 、 $t=5.8mm$)2.5m	「標識撤去工・標識移設工 平面図」 標識基壇撤去・運搬・仮置ぐい ($\phi=210.3$ 、 $t=5.8mm$)2.5m	撤去工 防護柵 ガードレール	防護柵(ガードレール)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	G r - A - B J G r - A - 2 E - Mo	撤去工 防護柵 ポックスビーム(Y)	防護柵(ポックスビーム)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)	G b - Am - 2 E	撤去工 落下物防止柵	落下物防止柵を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	落下物防止柵 G 2 - 1	撤去工 車線分離標 ポール	車線分離票(ラバーポール)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	R P - A R P - B	撤去工 車線分離標 ポール(Y)	車線分離票(ラバーポール)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)	R P - A R P - B	撤去工 車線分離標 緑石	車線分離票(樹脂製緑石)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	P R P	撤去工 車線分離標 緑石(Y)	車線分離票(樹脂製緑石)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)	P R P	撤去工 視線誘導標	視線誘導標を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	D E L - A 1 - 3 (S) D E L - A 2 - 6	撤去工 視線誘導標(Y)	視線誘導標を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)	D E L - A 1 - 3 (S) D E L - A 2 - 6	撤去工 距離標	距離標を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	K P - B 3 - 1 K P - C 4	撤去工 サインサポート	サインサポートを撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	S P - B S P - C	撤去工 アスファルト緑石	アスファルト緑石を撤去し、 1 9 - (3) に示す処分場へ運搬・処分するもの	アスファルト緑石	訂正
単価表の項目	区分内容	設計図に示す記号																																																																																											
撤去工 グレーチング蓋	グレーチング蓋を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	グレーチング蓋																																																																																											
撤去工 標識基壇ぐい	標識基壇ぐいを撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの ($\phi=210.3$ 、 $t=5.8mm$)2.5m	「標識撤去工・標識移設工 平面図」 標識基壇撤去・運搬・仮置ぐい ($\phi=210.3$ 、 $t=5.8mm$)2.5m																																																																																											
撤去工 防護柵 ガードレール	防護柵(ガードレール)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	G r - A - B J G r - A - 2 E - Mo																																																																																											
撤去工 防護柵 ポックスビーム(Y)	防護柵(ポックスビーム)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)	G b - Am - 2 E																																																																																											
撤去工 落下物防止柵	落下物防止柵を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	落下物防止柵 G 2 - 1 落下物防止柵 G 2 - 2																																																																																											
撤去工 車線分離標 ポール	車線分離票(ラバーポール)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	R P - A R P - B																																																																																											
撤去工 車線分離標 ポール(Y)	車線分離票(ラバーポール)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)	R P - A R P - B																																																																																											
撤去工 車線分離標 緑石	車線分離票(樹脂製緑石)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	P R P																																																																																											
撤去工 車線分離標 緑石(Y)	車線分離票(樹脂製緑石)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)	P R P																																																																																											
撤去工 視線誘導標	視線誘導標を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	D E L - A 1 - 3 (S) D E L - A 2 - 6																																																																																											
撤去工 視線誘導標(Y)	視線誘導標を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)	D E L - A 1 - 3 (S) D E L - A 2 - 6																																																																																											
撤去工 距離標	距離標を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	K P - B 3 - 1 K P - C 4																																																																																											
撤去工 サインサポート	サインサポートを撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	S P - B S P - C																																																																																											
撤去工 アスファルト緑石	アスファルト緑石を撤去し、 1 9 - (3) に示す処分場へ運搬・処分するもの	アスファルト緑石																																																																																											
単価表の項目	区分内容	設計図に示す記号																																																																																											
撤去工 グレーチング蓋	グレーチング蓋を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	グレーチング蓋																																																																																											
撤去工 標識基壇ぐい	標識基壇ぐいを撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの ($\phi=210.3$ 、 $t=5.8mm$)2.5m	「標識撤去工・標識移設工 平面図」 標識基壇撤去・運搬・仮置ぐい ($\phi=210.3$ 、 $t=5.8mm$)2.5m																																																																																											
撤去工 防護柵 ガードレール	防護柵(ガードレール)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	G r - A - B J G r - A - 2 E - Mo																																																																																											
撤去工 防護柵 ポックスビーム(Y)	防護柵(ポックスビーム)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)	G b - Am - 2 E																																																																																											
撤去工 落下物防止柵	落下物防止柵を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	落下物防止柵 G 2 - 1																																																																																											
撤去工 車線分離標 ポール	車線分離票(ラバーポール)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	R P - A R P - B																																																																																											
撤去工 車線分離標 ポール(Y)	車線分離票(ラバーポール)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)	R P - A R P - B																																																																																											
撤去工 車線分離標 緑石	車線分離票(樹脂製緑石)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	P R P																																																																																											
撤去工 車線分離標 緑石(Y)	車線分離票(樹脂製緑石)を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)	P R P																																																																																											
撤去工 視線誘導標	視線誘導標を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	D E L - A 1 - 3 (S) D E L - A 2 - 6																																																																																											
撤去工 視線誘導標(Y)	視線誘導標を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの(夜間作業)	D E L - A 1 - 3 (S) D E L - A 2 - 6																																																																																											
撤去工 距離標	距離標を撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	K P - B 3 - 1 K P - C 4																																																																																											
撤去工 サインサポート	サインサポートを撤去し、浪江地区仮置場へ運搬・仮置きするもの	S P - B S P - C																																																																																											
撤去工 アスファルト緑石	アスファルト緑石を撤去し、 1 9 - (3) に示す処分場へ運搬・処分するもの	アスファルト緑石																																																																																											

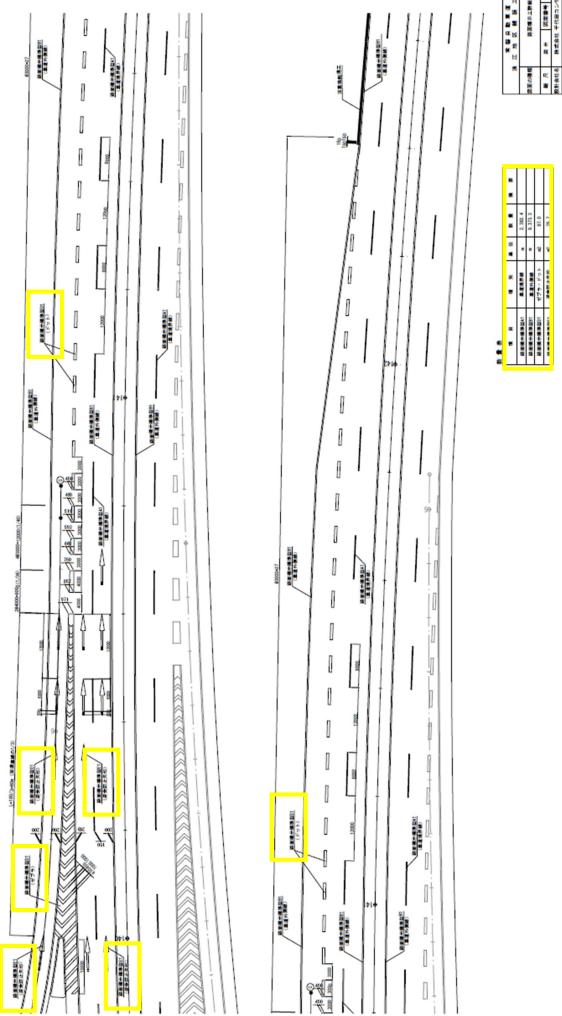
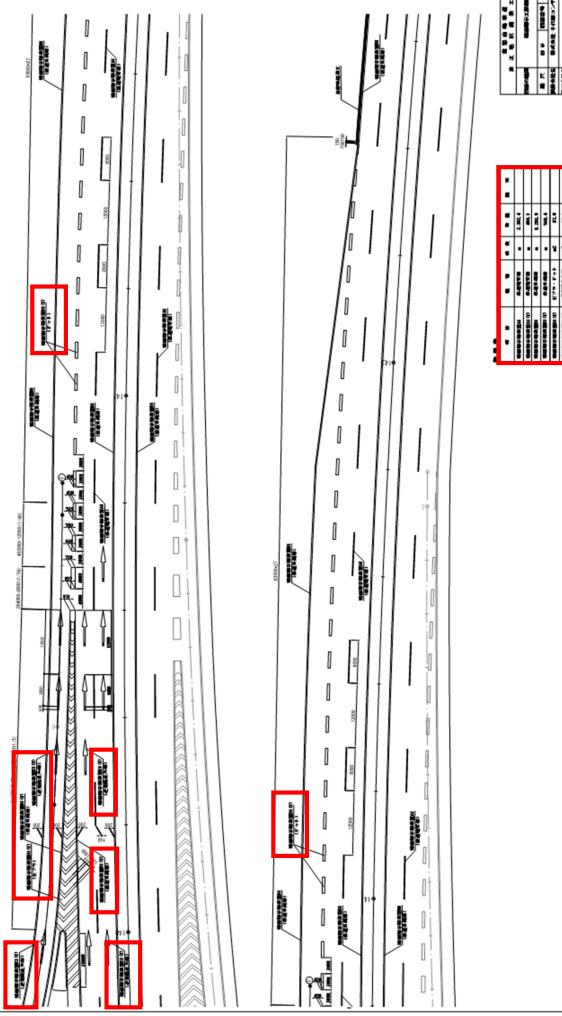
対象	誤	正	備考										
特記仕様書(14) 27 工事細部に関する事項 27-37 落下物防止策撤去設置工		<p>27-37 落下物防止柵設置撤去工</p> <p>(1) 種別 共通仕様書15-14-2「種別」に次の項目を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="1253 298 1927 425"> <thead> <tr> <th data-bbox="1253 298 1388 322">単価表の項目</th> <th data-bbox="1388 298 1612 322">区分内容</th> <th data-bbox="1612 298 1927 322">設計図書に示す記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1253 322 1388 425">落下物防止柵撤去設置工 A</td> <td data-bbox="1388 322 1612 425">I期保結膏部に設置してある既存落下物防止柵(防護柵取付タイプ)を撤去し浪江地区仮置場へ仮置きし、設計図書に示す箇所へ再設置をするもの。</td> <td data-bbox="1612 322 1927 425">落下物防止柵 G 2-1 (R) 落下物防止柵 G 2-2 (R)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 支 払 共通仕様書15-14-5「支払」に次の項目を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="1320 488 1792 544"> <thead> <tr> <th data-bbox="1320 488 1455 512">単価表の項目</th> <th data-bbox="1455 488 1612 512">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1320 512 1455 544">15-(17) 落下物防止柵撤去設置工 A</td> <td data-bbox="1455 512 1612 544">m</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号	落下物防止柵撤去設置工 A	I期保結膏部に設置してある既存落下物防止柵(防護柵取付タイプ)を撤去し浪江地区仮置場へ仮置きし、設計図書に示す箇所へ再設置をするもの。	落下物防止柵 G 2-1 (R) 落下物防止柵 G 2-2 (R)	単価表の項目	検測の単位	15-(17) 落下物防止柵撤去設置工 A	m	追加
単価表の項目	区分内容	設計図書に示す記号											
落下物防止柵撤去設置工 A	I期保結膏部に設置してある既存落下物防止柵(防護柵取付タイプ)を撤去し浪江地区仮置場へ仮置きし、設計図書に示す箇所へ再設置をするもの。	落下物防止柵 G 2-1 (R) 落下物防止柵 G 2-2 (R)											
単価表の項目	検測の単位												
15-(17) 落下物防止柵撤去設置工 A	m												

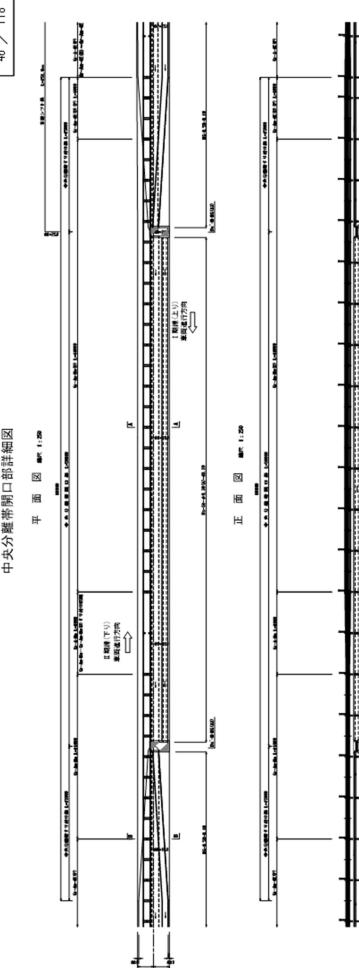
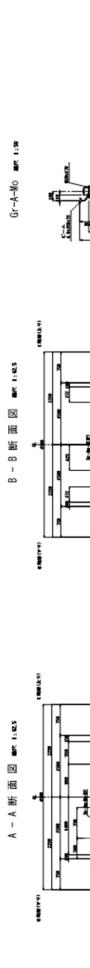
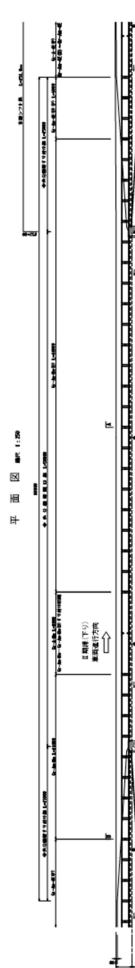
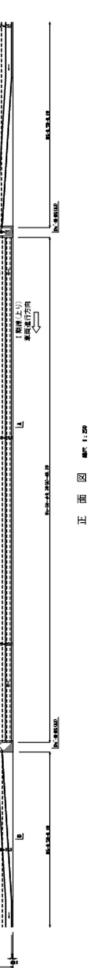
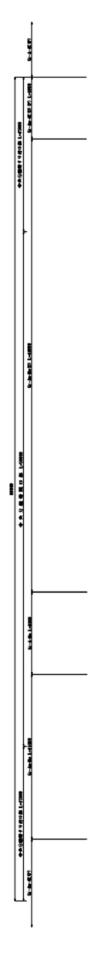
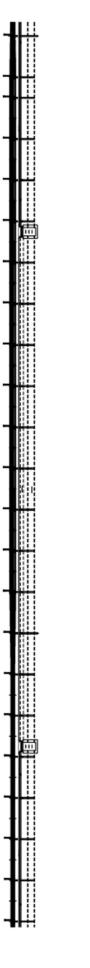
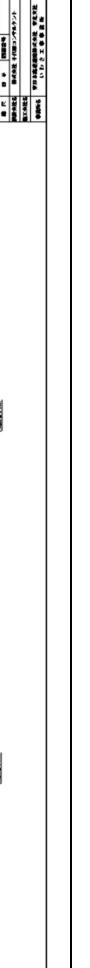
対象	説明	正	備考
設計図 土工(34/36) 構造物取壊し工・撤去工平面図(3)	 <p>構造物取壊し工・撤去工平面図 (3)</p>	 <p>構造物取壊し工・撤去工平面図 (3)</p>	追加

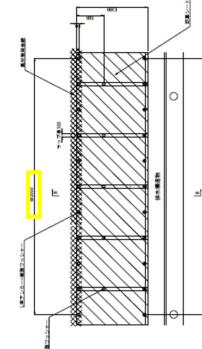
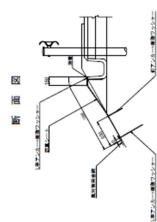
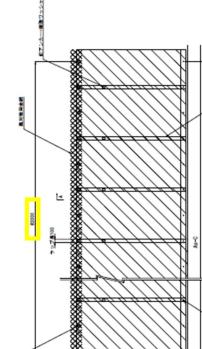
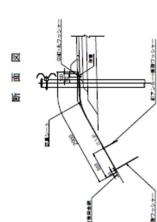
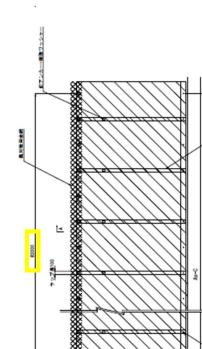
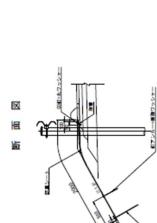
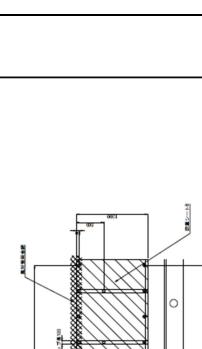
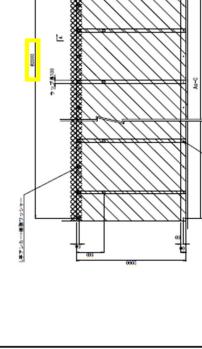
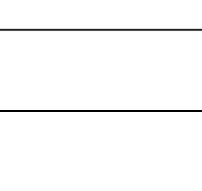
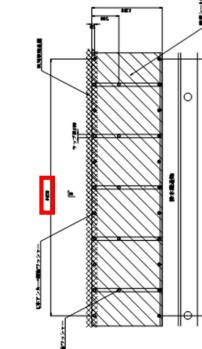
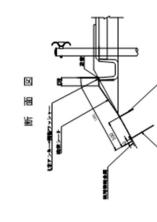
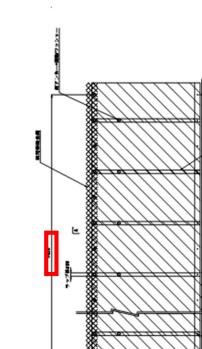
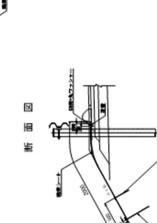
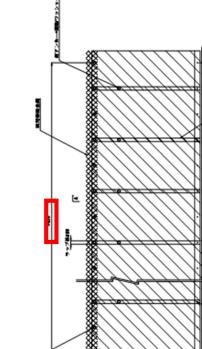
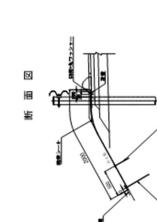
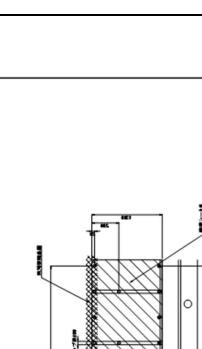
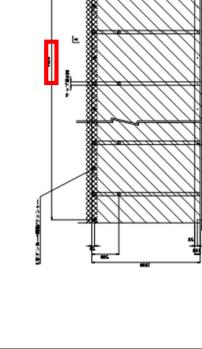
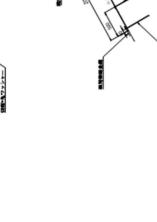
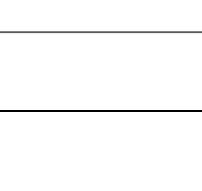
対象	説明	正	備考
設計図 土工 落下物防止策撤去設置工A 詳細図			追加

設計図 対象 舗装(25/118) 標準横断図(5)	説明 標準横断図(5) 室原橋(1/2側 裏側部) 標準横断図(5) 室原橋(1/2側 裏側部) 標準横断図(5) 室原橋(1/2側 裏側部) 標準横断図(5) 室原橋(1/2側 裏側部)	正 標準横断図(5) 室原橋(1/2側 裏側部) 標準横断図(5) 室原橋(1/2側 裏側部) 標準横断図(5) 室原橋(1/2側 裏側部) 標準横断図(5) 室原橋(1/2側 裏側部)	備考 印訂正
			

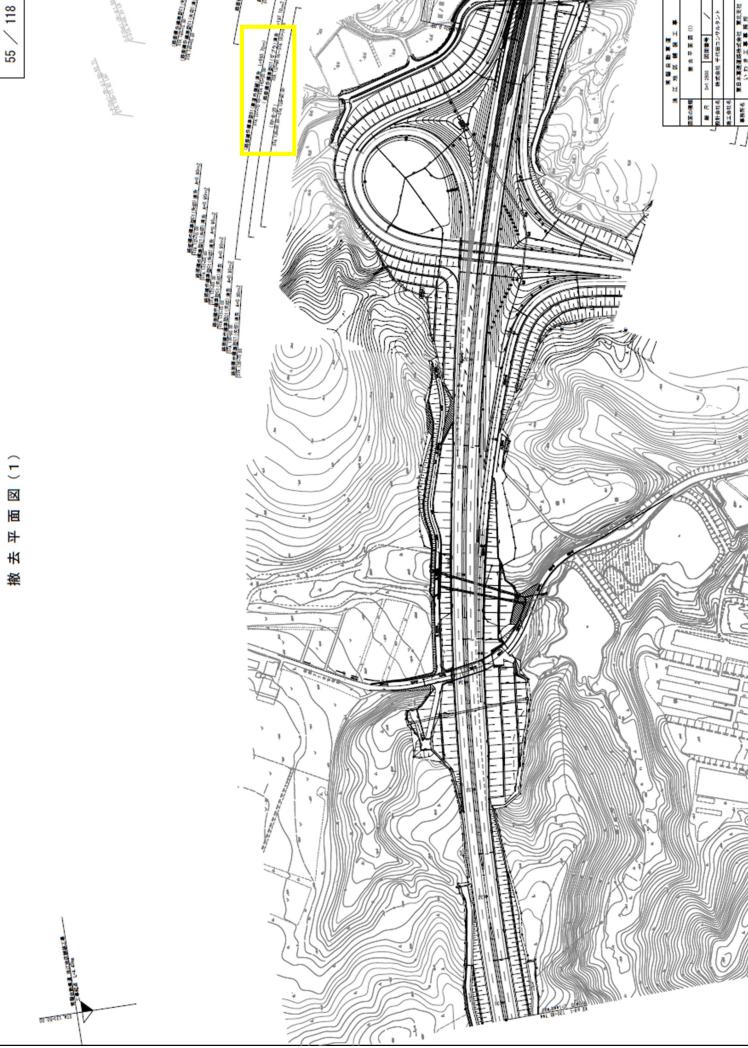
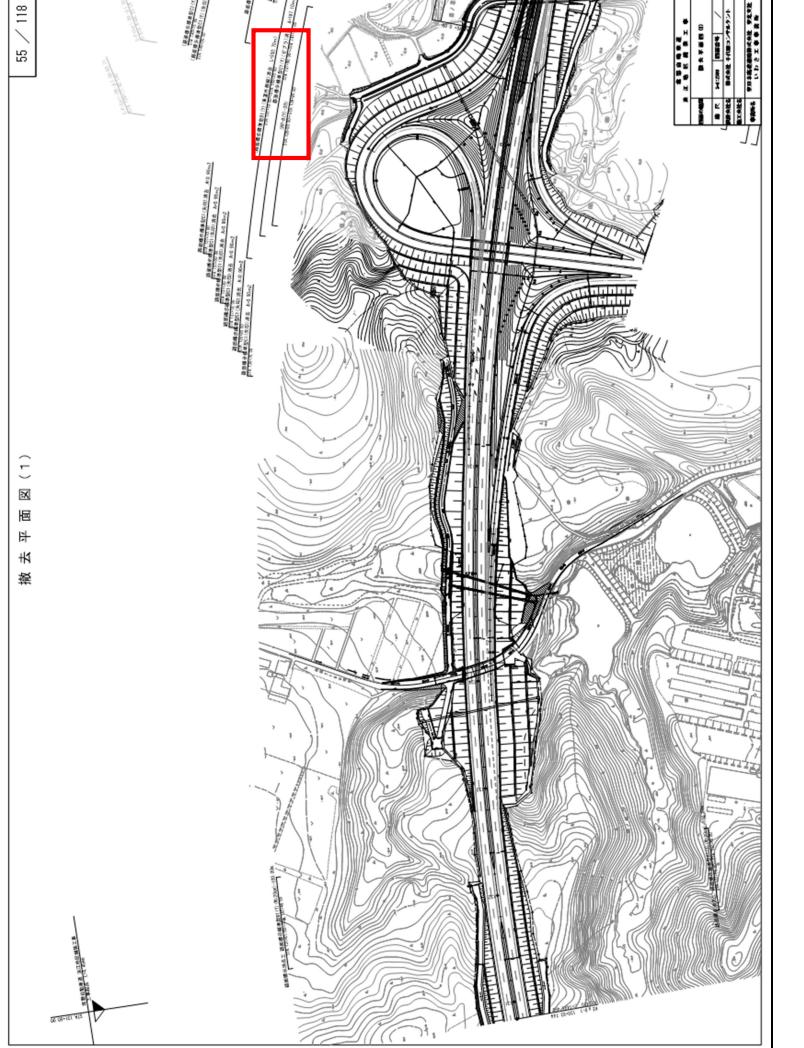
対象	図面	正	備考
設計図 舗装(31/118) 端部詳細図(3)	<p>端部詳細図(3) 檻R1:37.5 31 / 118</p> 	<p>端部詳細図(3) 檻R1:37.5 31 / 118</p> 	<p>端部詳細図(3) 檻R1:37.5 31 / 118</p> 

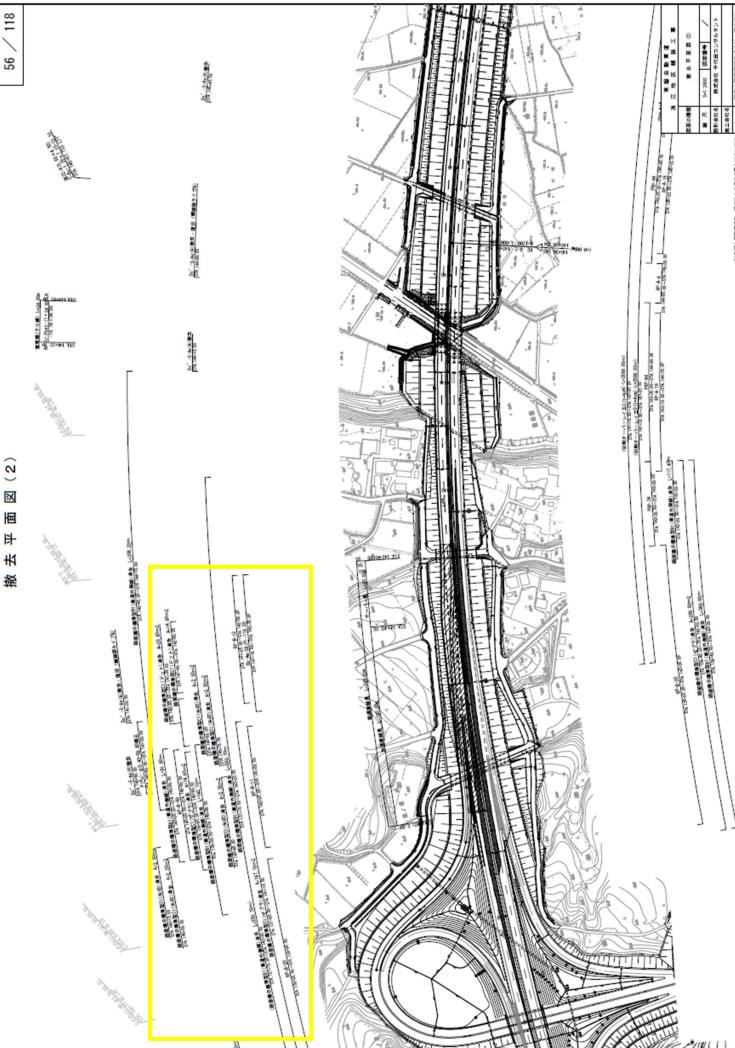
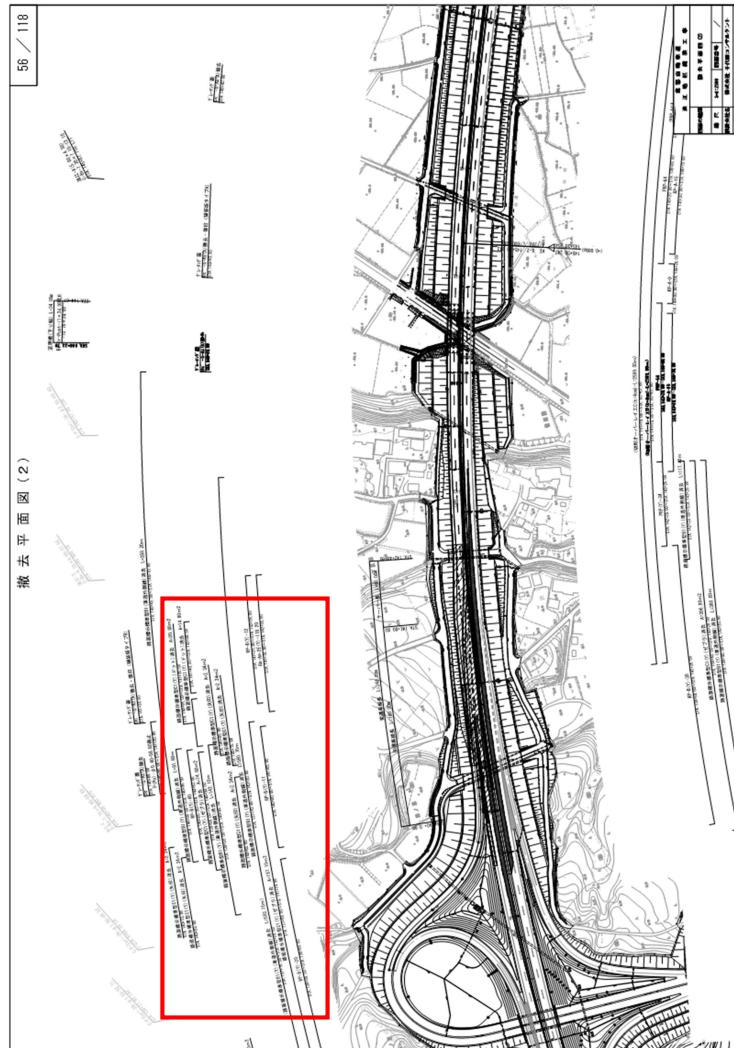
対象	誤	正	備考
設計図 蓋装(43/118) 路面標示工詳細図	<p>43 / 118</p> <p>路面標示工詳細図</p> <p>ランプ 本線合流部 比例 1:500</p> 	<p>43 / 118</p> <p>路面標示工詳細図</p> <p>ランプ 本線合流部 比例 1:500</p> 	<p>43 / 118</p> <p>路面標示工詳細図</p> <p>ランプ 本線合流部 比例 1:500</p> 

対象	設計図	正	備考
設計図 製装(46/118) 中央分離帯開口部詳細図	<p>46 / 118</p> <p>中央分離帯開口部詳細図</p> <p>平面図 $1:20$</p>  <p>正面図 $1:20$</p>  <p>A-A断面図 $1:20$</p>  <p>B-B断面図 $1:20$</p>  <p>46 / 118</p> <p>中央分離帯開口部詳細図</p> <p>平面図 $1:20$</p>  <p>正面図 $1:20$</p>  <p>A-A断面図 $1:20$</p>  <p>B-B断面図 $1:20$</p>  <p>46 / 118</p> <p>中央分離帯開口部詳細図</p> <p>平面図 $1:20$</p>  <p>正面図 $1:20$</p>  <p>A-A断面図 $1:20$</p>  <p>B-B断面図 $1:20$</p>  <p>46 / 118</p>	<p>46 / 118</p>	

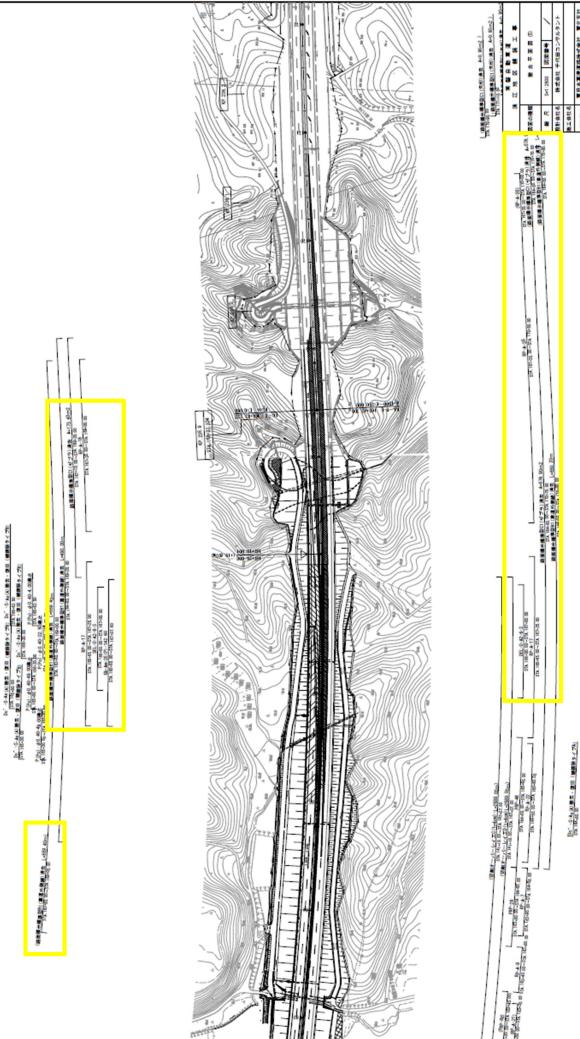
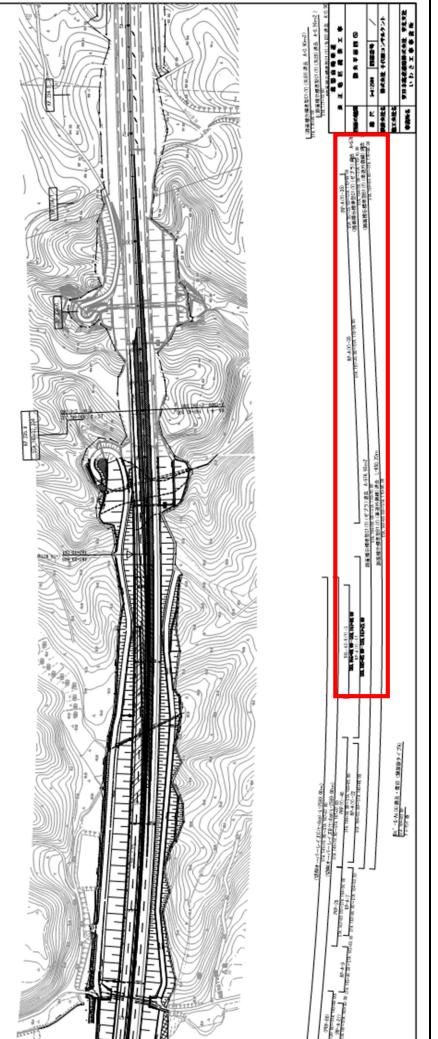
対象	図面	正	備考
設計図 舗装(51/118) 防草シート詳細図	<p>51 / 118</p> <p>防草シート詳細図 檻尺: 500</p> <p>防草シート A 平面図</p>  <p>防草シート A 断面図</p>  <p>防草シート B 平面図</p>  <p>防草シート B 断面図</p>  <p>防草シート C 平面図</p>  <p>防草シート C 断面図</p>  <p>防草シート D 平面図</p>  <p>防草シート D 断面図</p>  <p>防草シート E 平面図</p>  <p>防草シート E 断面図</p>  <p>防草シート F 平面図</p>  <p>防草シート F 断面図</p> 	<p>51 / 118</p> <p>防草シート A 平面図</p>  <p>防草シート A 断面図</p>  <p>防草シート B 平面図</p>  <p>防草シート B 断面図</p>  <p>防草シート C 平面図</p>  <p>防草シート C 断面図</p>  <p>防草シート D 平面図</p>  <p>防草シート D 断面図</p>  <p>防草シート E 平面図</p>  <p>防草シート E 断面図</p>  <p>防草シート F 平面図</p>  <p>防草シート F 断面図</p> 	<p>51 / 118</p>

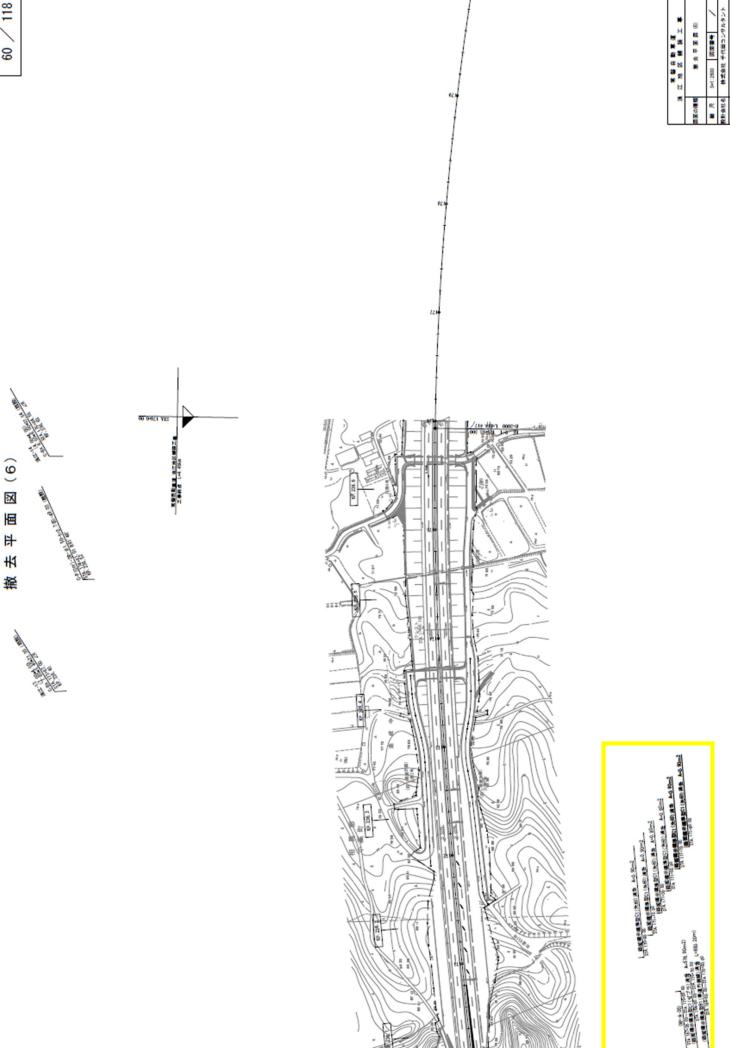
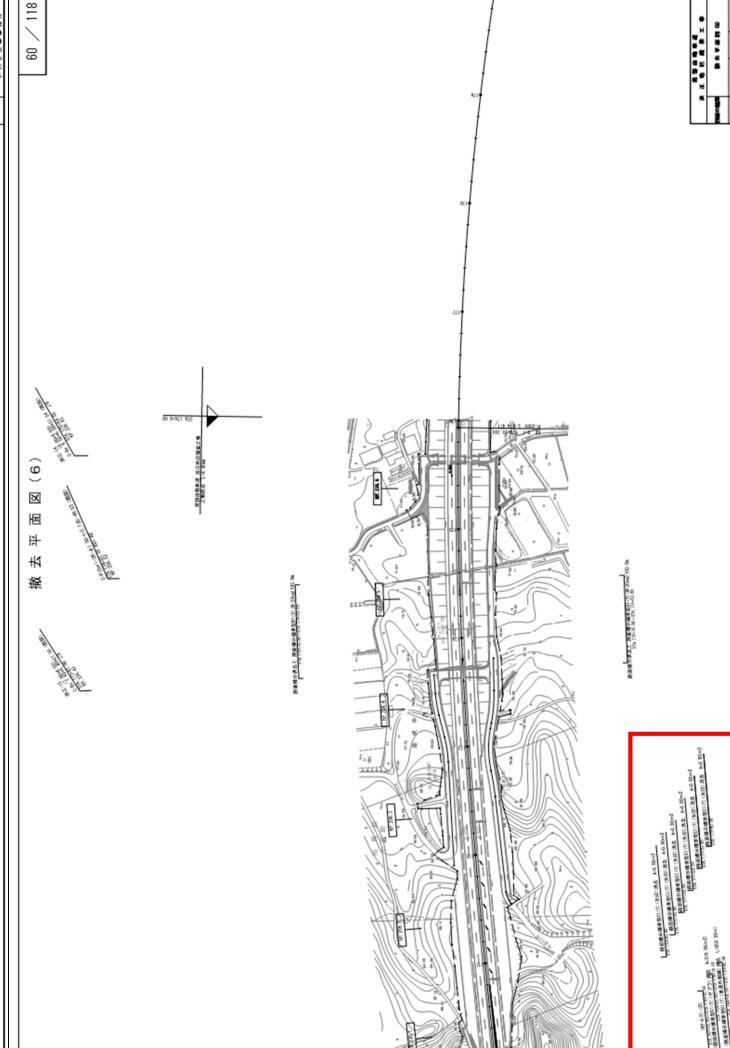
対象		端		正		備考	
設計図 舗装(54/118)		構造物取壊し工・撤去工数量表		構造物取壊し工・撤去工数量表		構造物取壊し工・撤去工数量表	
54 / 118		54 / 118		54 / 118		54 / 118	

対象	誤	正	備考
設計図 補装(55/118) 撤去平面図(1)	<p>55 / 118</p> <p>撤去平面図(1)</p> 	<p>55 / 118</p> <p>撤去平面図(1)</p> 	

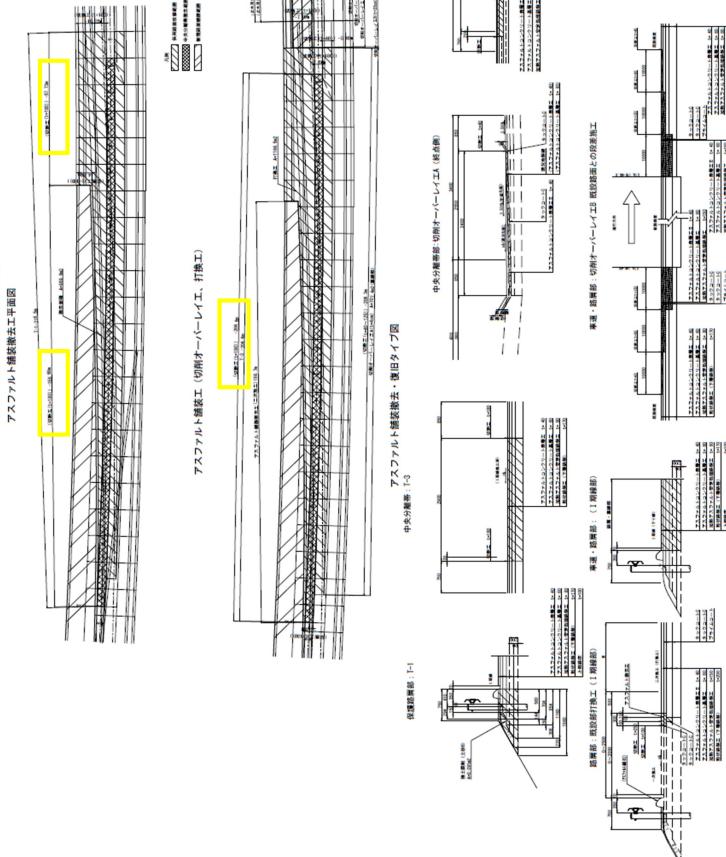
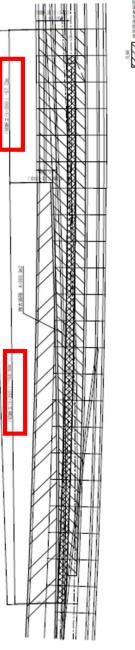
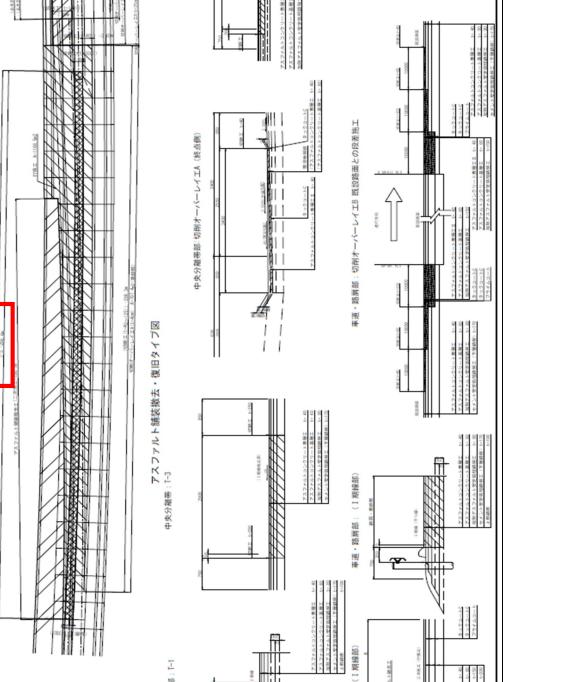
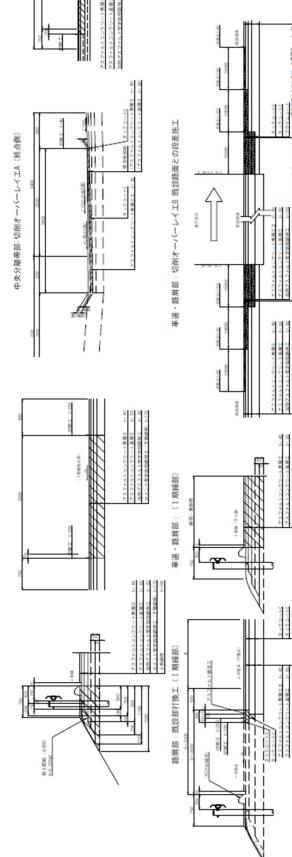
対象	誤	正	備考
設計図 補装(56/118) 撤去平面図(2)	<p>撤去平面図(2)</p> <p>56 / 118</p> 	<p>撤去平面図(2)</p> <p>56 / 118</p> 	

対象	誤	正	備考
設計図 補装(58/118) 撤去工平面図(4)	<p>58 / 118</p> <p>撤去平面図 (4)</p>	<p>58 / 118</p> <p>撤去平面図 (4)</p>	訂正

対象	説明	正	備考
設計図 舗装(59/118) 撤去工平面図(5)	<p>59 / 118</p> <p>撤去平面図 (5)</p> 	<p>59 / 118</p> <p>撤去平面図 (5)</p> 	<p>59 / 118</p> <p>正</p> <p>備考</p> <p>丁正</p>

対象	誤	正	備考
設計図 補装(60/118) 撤去工平面図(6)	<p>60 / 118</p> <p>撤去平面図 (6)</p>  <p>図面説明</p> <p>本図は、[]内に示す範囲を示す。図面は、[]内に示す範囲を示す。図面は、[]内に示す範囲を示す。</p> <p>図面説明</p> <p>本図は、[]内に示す範囲を示す。図面は、[]内に示す範囲を示す。図面は、[]内に示す範囲を示す。</p>	<p>60 / 118</p> <p>撤去平面図 (6)</p>  <p>図面説明</p> <p>本図は、[]内に示す範囲を示す。図面は、[]内に示す範囲を示す。図面は、[]内に示す範囲を示す。</p> <p>図面説明</p> <p>本図は、[]内に示す範囲を示す。図面は、[]内に示す範囲を示す。図面は、[]内に示す範囲を示す。</p>	訂正

対象	誤	正	備考
設計図 補装(61/118) アスファルト舗装撤去・復旧平面図 起点側	<p>61 / 118</p> <p>アスファルト舗装撤去・復旧平面図 アスファルト舗装撤去工事例</p> <p>アスファルト舗装工 (切削オーバーレイ、打査工)</p> <p>アスファルト舗装撤去・復旧タイプ図 中分離帯: 1-3</p>	<p>61 / 118</p> <p>アスファルト舗装撤去・復旧平面図 アスファルト舗装撤去工事例</p> <p>アスファルト舗装工 (切削オーバーレイ、打査工)</p> <p>アスファルト舗装撤去・復旧タイプ図 中分離帯: 1-3</p>	<p>訂正</p>

対象	誤	正	備考
設計図 蓋装(62/118) アスファルト舗装撤去・復旧平面図 終点側	<p>62 / 118</p> <p>アスファルト舗装撤去・復旧平面図 アスファルト舗装工 (切削オーバーレイ工、打換工)</p>  <p>中分離部: 切削オーバーレイ工 (白色面) 平道・路肩部: 切削オーバーレイ工、既設路面との接合部工 中分離部: 切削オーバーレイ工 (1 施設面) 路肩部: 既設打換工 (1 施設面)</p> <p>アスファルト舗装撤去・復旧平面図 アスファルト舗装工 (切削オーバーレイ工、打換工)</p>  <p>中分離部: 切削オーバーレイ工 (白色面) 平道・路肩部: 切削オーバーレイ工、既設路面との接合部工 中分離部: 切削オーバーレイ工 (1 施設面) 路肩部: 既設打換工 (1 施設面)</p>	<p>62 / 118</p> <p>アスファルト舗装撤去・復旧平面図 アスファルト舗装工 (切削オーバーレイ工、打換工)</p>  <p>中分離部: 切削オーバーレイ工 (白色面) 平道・路肩部: 切削オーバーレイ工、既設路面との接合部工 中分離部: 切削オーバーレイ工 (1 施設面) 路肩部: 既設打換工 (1 施設面)</p> <p>アスファルト舗装撤去・復旧平面図 アスファルト舗装工 (切削オーバーレイ工、打換工)</p>  <p>中分離部: 切削オーバーレイ工 (白色面) 平道・路肩部: 切削オーバーレイ工、既設路面との接合部工 中分離部: 切削オーバーレイ工 (1 施設面) 路肩部: 既設打換工 (1 施設面)</p>	<p>訂正</p>

